

静岡市西ヶ谷総合運動場

指定管理業務仕様書

令和7年10月

静岡市観光交流文化局スポーツ振興課

目 次

○業務仕様書

【1 施設の設置目的・運営方針】

- (1) 設置目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 運営方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (3) 目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (4) 管理運営に関する基本的な考え方・・・・・・・・ 1

【2 指定管理業務の内容】

- (1) 指定管理業務を行う施設・・・・・・・・・・ 2
- (2) 指定管理者が直接行う業務・・・・・・・・ 4
- (3) 第三者に委託することができる業務・・・・ 6
- (4) 指定管理業務以外の業務・・・・・・・・・・ 7
- (5) 市民アンケート調査及び利用者満足度調査の実施・・・・ 7
- (6) 指定管理者による自己評価・・・・・・・・ 7
- (7) 定期報告（月次報告）・・・・・・・・・・ 7
- (8) 修繕の実施状況に関する協議・・・・・・・・ 8
- (9) 事業報告（年度報告）・・・・・・・・・・ 8
- (10) 次年度以降の事業計画書等の作成・・・・・・・・ 8
- (11) 障害者差別解消法への対応・・・・・・・・ 8
- (12) 暴力団排除条例への対応・・・・・・・・・・ 8
- (13) マニュアルの整備・・・・・・・・・・ 9
- (14) その他指定管理者が行わなければならない業務・・・・ 9

【3 指定期間】・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

【4 管理の基準等】

- (1) 開場時間等・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- (2) 使用許可等の基準・・・・・・・・・・ 10
- (3) 遵守すべき事項・・・・・・・・・・ 11
- (4) 文書の管理及び保存・・・・・・・・・・ 12
- (5) 個人情報の取扱い・・・・・・・・・・ 12
- (6) 情報公開・・・・・・・・・・ 13
- (7) 施設管理におけるリスク分担・・・・・・・・ 13

(8) 災害時におけるリスク分担	13
(9) 賠償責任と保険の加入	13
(10) 備品	14
(11) 感染症への対応	14

【5 管理体制（組織）】

(1) 資格等	15
(2) 人員	15
(3) 非常時の体制	15
(4) その他	16

【6 指定管理経費】

(1) 指定管理料の上限額	16
(2) 賃金水準及び物価水準の変動への対応	16
(3) 積算経費	17
(4) 指定管理者の収入	18
(5) 直近3年間の収支決算額	18
(6) 利用料金の帰属	18
(7) 支払方法	19
(8) 光熱水費等（電気料金、ガス料金、水道料金、燃料費）の精算	19
(9) キャッシュレス決済手数料の精算	19
(10) 施設の改修及び設備等の更新に伴う契約変更	20
(11) 指定管理業務を対象とした国庫補助金等の取扱い	20
(12) その他	20

【7 その他】

(1) 事務引継	20
(2) 文書引継	21
(3) 利用料金の決定	21
(4) 目的外使用許可等	21
(5) 市主催事業等への協力	21
(6) 監査への協力	21
(7) 原状回復	21
(8) 大規模修繕等の予定	22
(9) 法改正等に伴う光熱水費の購入方法の見直しについて	22
(10) 適格請求書等保存方式（インボイス制度）への対応について	22

(11) 静岡市スポーツ施設に係る直営施設への対応について	22
(12) 「(仮称) しずおか地域クラブ活動」への協力について	22
(13) 指定の取消等	23
(14) その他	23
(15) 協議	23

○別紙

- 【別紙 1】 施設を利用した各種催しの企画及び実施に関する業務
- 【別紙 2】 施設、設備、備品等の維持管理及び修繕に関する業務
- 【別紙 3】 施設保守管理等仕様書
- 【別紙 4】 個人情報の保護に関する取扱仕様書
- 【別紙 5】 市と指定管理者のリスク分担表
- 【別紙 6】 静岡市指定管理料スライド制度の手引
- 【別紙 7】 指定管理料スライド額計算シート
- 【別紙 8】 キャッシュレス手数料等報告書

○別表

- 【別表 1】 備品リスト
- 【別表 2】 利用料金の限度額と現在の利用料金

○別図

- 【別図 1】 位置図

西ケ谷総合運動場管理運営業務仕様書

本仕様書は、静岡市西ケ谷総合運動場（以下「西ケ谷総合運動場」という。）指定管理者募集要項と一体のものであり、西ケ谷総合運動場の管理運営業務を指定管理者が行うに当たり、静岡市総合運動場条例（以下「条例等」という。）に定めるものの外、静岡市（以下「市」という。）が指定管理者に要求する管理運営の業務の内容及び範囲を示すものである。

1 施設の設置目的・運営方針

（１）設置目的

市は、市民のスポーツの振興及びレクリエーションの増進を図るため、総合運動場を設置する。

（２）運営方針

公の施設として住民の福祉の増進を図るとともに、本市におけるスポーツの普及・振興を図るため、「スポーツの推進による健康で豊かな生活の実現」に向けて、「市民一人１スポーツ」を推進することを基本理念とする。

（３）目標

数値目標は次のとおりとする。

ア 施設の利用者満足度を毎年度 90%以上とする。

イ 施設の５年後の年間利用者数を 157,300 人以上とする。

（４）管理運営に関する基本的な考え方

施設の管理運営にあたっては、設置目的を達成するため、法令や条例等を遵守するとともに、円滑な運営及び施設設備の適切な維持管理に努めること。

また、市スポーツ推進計画の内容を十分に理解し、同計画に沿った管理運営に努めるとともに、市の推進する施策と相乗効果を発揮する運営に努めること。

あわせて、市が清水区庵原地区を中心に実施する「ユニバーサルスポーツの聖地化」事業を市全域で推進するため、指定管理者は、その理念を十分に理解し、パラスポーツの普及をはじめ、多様な市民が共に楽しみ、支え合う共生社会の実現に寄与する事業等を積極的に推進するものとする。

加えて、指定管理者は、管理運営に当たり、利用者の平等利用の確保に努め、利用者に対して不当な差別的取扱いをしてはならない。

なお、正当な理由がない限り、施設利用を拒んではならない。

その他、次のアからサまでの事項を遵守すること。

- ア 西ケ谷総合運動場の設置目的に則した管理運営を行い、その実現に向け最大の努力を行うこと。
- イ 利用者の意見や要望を反映させるなど、利用者本位の運営を行い、サービスの向上に努めること。
- ウ 効率的な運営を行い運営費の節減に努めるとともに、環境負荷の低減と施設・設備の良好な維持管理に努めること。
- エ 市民の平等な利用が確保されるよう運営を行うこと。
- オ 個人情報の保護については、条例等の遵守を徹底すること。
- カ 災害時、緊急時に備えた危機管理を徹底すること。
- キ 市及び地域と密接に連携を図りながら管理運営を行うこと。
- ク 公の施設であることを常に念頭において、公平な運営を行うこと。
- ケ 常に善良な管理者の注意をもって管理に努めること。
- コ 予算の執行に当たって、事業計画書等に基づき適正かつ効率的な運営を行うこと。
- サ ごみの削減、省エネルギー等環境に配慮した運営を行うこと。

2 指定管理業務の内容

(1) 指定管理業務を行う施設

ア 西ケ谷総合運動場

(ア) 所在地 静岡市葵区西ケ谷 8 番地の 1

(イ) 規模

a 陸上競技場

倉庫棟 軽量鉄骨造平家建 延べ床面積 115.93 m²

b 屋内プール

鉄骨鉄筋コンクリート造一部 2 階建て

延べ床面積 2,626.74 m²

c テニスコート

クラブハウス 鉄筋コンクリート造 2 階建て 延べ床面積 291.27 m²

d 野球場

鉄筋コンクリート造 2 階建て 延べ床面積 3,154.74 m²

e 管理事務所

鉄筋コンクリート造平家建 延べ床面積 460.40 m²

(ウ) 施設内容

a 陸上競技場

(a) トラック (全天候型ウレタン舗装、1 周 400m 8 コース)

(b) フィールド (投てき対応人工芝 7,995 m² 一部ウレタン舗装)

(c) スタンド (約 2,600 人収容、芝生、本部席、役員室、男女更衣室、倉庫)

(d) 照明施設 (500 L X 4 基)

(e) 練習コース (直線 75m X 3 コース、走幅跳練習場 1 か所)

(f) 倉庫棟

- b 屋内プール
 - (a) 1階
 - 玄関及びロビー、事務所、監視室、医務室、男女ロッカー室、男女シャワー室、男女浴室、機械室、大小プール、倉庫
 - (b) 2階
 - 会議室、集会室、観覧席
- c テニスコート
 - (a) コート（全天候型砂入人工芝コート 6.5 面 うち 0.5 面は壁打ちコート）
 - (b) スタンド（500 人収容）
 - (c) クラブハウス
 - ① 1階
 - 事務室、男女ロッカー、役員室、倉庫、男女シャワー室
 - ② 2階
 - 会議室、放送室、ホール、ロビー
- d グラウンドゴルフ場（8 ホール 240m）
- e ターゲットバードゴルフ場（9 ホール PAR27 312m）
- f 野球場（グラウンド面積 13,120 m²、両翼 94m、中堅 120m）
 - (a) 内野スタンド（椅子席 2,508 席、車いす席 6 席）
 - (b) 外野スタンド（芝生 3,000 人収容）
 - (c) 照明施設（6 基 3 段切り替え）
 - (d) その他※（ピッチング練習場、1・3 塁ダッグアウト、記者席放送室、本部席、審判席、選手控室、会議室、事務室、医務室、チケット売り場）

※本部控室は目的外使用にて貸出している。（別図 1「位置図」参照）
- g ローラースポーツパーク（2,048 m²）
 - (a) 照明施設（6 基 12 台）
 - (b) セクション（14 基）
- h 管理事務所
 - 事務室、会議室、救護室、書庫、休憩室、男女シャワー室、売店
- i 橋梁
 - (a) 感動橋
 - (b) 躍動橋
 - (c) 親水橋
 - (d) 西ヶ谷橋
- j 駐車場
 - (a) 陸上競技場駐車場 140 台収容／大型用 10 台収容
 - (b) 屋内プール駐車場 100 台収容

(c) 野球場駐車場 221 台収容

(d) 与左衛門新田臨時駐車場 約 100 台収容

(エ) 開場時期

a 平成 3 年 5 月 (総合運動場)

b 平成元年 5 月 (屋内プール)

c 平成 9 年 5 月 (野球場)

d 令和 7 年 9 月 (ローラースポーツパーク)

(2) 指定管理者が直接行う業務

施設の設置目的を達成するための主要な業務は、指定管理者が直接実施することを原則とし、その全部または一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

ただし、主要業務が多岐にわたり、指定管理者のみでは実施が困難であると認められるなど、事前に市の承認を得た場合に限り、当該業務を直接実施することができる専門業者等に主要業務の一部を委託することができる。

委託に当たっては市の例に準じ、指定管理者と受託者の責任を明確化するとともに、公正で透明な手続により実施しなければならない。委託業者を選定する際は、市内業者の優先的な選定、官公需適格組合を含む中小企業者の受注機会の増大について可能な限り配慮されたい。

また、受託者から他の者への再委託はできない。

ア 利用者に対する業務（静岡市スポーツ・生涯学習施設予約システムを利用すること。）

(ア) 施設利用許可及び利用の制限等に関すること。

(イ) 施設の利用受付、利用方法等の案内及び指導等に関すること。

(ウ) 施設利用者登録に関すること。

(エ) 利用者及び周辺地域に対して誠意をもって対応する。

また、新たな施設の設置や、大規模な改修等に関し、指定管理者のみでは対応できない場合は、市に報告し対応すること。

(オ) 施設の年間利用計画を策定すること。

(カ) 利用状況の把握と利用者状況報告書を作成すること。

(キ) 利用の手引き等を作成し、電話等による利用者の問い合わせや相談に対応すること。

(ク) その他利用者に対して必要な業務

イ 施設の維持管理業務

(ア) 施設を安全に管理し、指定管理業務を適切に実施するため、市と協議を行い、事務処理マニュアルを作成すること。

(イ) 施設設備、備品等の機能維持を図り、適正な利用に供するよう日常点検を行い、

必要に応じて部品交換や補修・修繕を行うこと。

(ウ) 日常及び定期的な施設整備の点検と補修等の管理を行うこと。

(エ) 災害対策のため防災・消防計画を策定し、関係機関と協議を行うとともに、防災訓練を実施し緊急時に備えること。

(オ) 事故等の対応について、関係者を指揮し緊急に必要な措置を講じるとともに、速やかに市等関係機関に報告し、その指示に従うこと。

(カ) 施設の管理業務日誌等諸帳簿を作成し、必要に応じて市に提出すること。

(キ) 器具等を利用する利用者の安全確保及び機器等の適正な利用に供するよう器具の設置・片づけ等を行うこと。

(ク) 施設の使用前後の開閉錠及び点検を行うこと。

(ケ) 駐車場、駐輪場の適正な管理を行うこと。

(コ) 管理用品及び消耗品等を購入すること。

(サ) その他施設等の維持管理に必要な業務

ウ 条例等に伴う事業内容の業務

静岡市総合運動場条例第 20 条に伴う事業内容の業務

a スポーツ、レクリエーション、文化活動等のための施設の提供に関すること。

b スポーツ教室等の企画・運営に関すること。

c 利用の許可に関すること。

d 施設及び設備の維持管理に関すること。

e その他市長が必要があると認める業務

エ 利用料金の徴収業務

西ヶ谷総合運動場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の徴収は、条例等に基づき、適正に徴収すること。西ヶ谷総合運動場は利用料金制を採用するので、利用料金収入は指定管理者の収入とする。

また、教室など指定管理者が主催するソフト事業の実施に伴う収入も指定管理者の収入とする。これらの利用料金の取扱いについては、受払簿の作成、記入等により適正に管理すること。

オ 利用促進業務

(ア) ホームページや SNS 等を作成し、積極的に広報を行うこと。

(イ) 利用促進のためのスポーツ行事等企画を行うこと。

カ 教室、イベント等事業の実施業務

(ア) スポーツ振興に係る事業の企画運営に関すること。

(イ) スポーツ振興の啓発に関すること。

事業について詳しくは、別紙 1 「施設を利用した各種催しの企画及び実施に関する業務」を参照すること。

(3) 第三者に委託することができる業務

次に掲げる施設、設備、機器等の維持管理に関する業務については、第三者に委託することができる。

委託に当たっては市の例に順じ、指定管理者と受託者の責任を明確化するとともに、公正で透明な手続により実施しなければならない。委託業者を選定する際は、市内業者の優先的な選定、官公需適格組合を含む中小企業の受注機会の増大について可能な限り配慮されたい。

また、受託者からの他の者への再委託はできない。第三者の使用は、全て指定管理者の責任において行い、当該第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害は指定管理者の責めに帰する。

なお、契約に当たっては静岡市暴力団排除条例により、暴力団及び暴力団員等と密接な関係を有する事業者は指定管理者からの委託を受けることができないため、指定管理者は、委託先に対し「暴力団員に該当しないことの誓約書兼同意書」を提出するよう毎年度依頼し、その写しを提出すること。

詳しくは、別紙2「施設、設備、備品等の維持管理及び修繕に関する業務」及び一部の委託業務においては別紙3「施設保守管理等仕様書」を参照すること。

西ヶ谷総合運動場の業務内容

- (ア) 清掃業務
- (イ) 機械警備業務
- (ウ) 空調設備保守点検業務
- (エ) 自動扉開閉装置保守点検業務
- (オ) 自家用電気工作物保安管理業務
- (カ) 消防設備保守点検業務
- (キ) 建築設備等点検業務
- (ク) 浄化槽維持管理業務
- (ケ) フロン排出抑制法に基づく点検
- (コ) 貯水槽清掃業務
- (サ) 簡易専用水道検査業務
- (シ) 植栽帯等維持管理業務
- (ス) 芝生維持管理業務
- (セ) プール監視管理業務
- (ソ) プール水質検査業務
- (タ) プール二酸化炭素濃度測定業務
- (チ) ばい煙測定業務
- (ツ) プールろ過機・滅菌器保守点検業務
- (テ) プール自動清掃ロボット保守点検業務

- (ト) プール機械運転等管理業務
- (ナ) 屋内プールオゾン発生装置保守点検業務
- (ニ) プール床保守点検業務
- (ヌ) ウォータースライダー保守点検業務
- (ネ) 障害者水浴介助器具点検業務
- (ノ) スコアボード保守点検業務（野球場）
- (ハ) 陸上競技場写真判定装置等保守点検業務
- (ヒ) ローラースポーツパークセクション保守点検業務
- (フ) 電力デマンド監視装置による監視情報配信業務
- (ヘ) その他必要となる業務

(4) 指定管理業務以外の業務

ア 施設利用者以外への物品貸出業務

指定管理者は、スポーツ振興課所管の備品の保管を行うとともに、借用希望者に対し貸出を行う（詳細は、別紙2「施設、設備、備品等の維持管理及び修繕に関する業務 4（3）備品の貸出について」のとおり。）。

(5) 市民アンケート調査及び利用者満足度調査の実施

市民アンケート調査及び利用者満足度調査を年度ごとに実施し、分析を行って施設の管理運営に反映するとともに、その結果を事業報告（年度報告）の中で報告すること。

ア 市民アンケート調査（施設の利用者に限定しない調査）を毎年度実施し、管理運営に活かすこと。

イ 西ヶ谷総合運動場の利用者を対象とした利用者満足度調査を毎年度実施し、施設に対する満足度及び利用者の実態を調査し、管理運営に活かすこと。

ウ 調査項目、対象人数、回数、調査時期については、市と協議の上、決定すること。

(6) 指定管理者による自己評価

年度終了後1か月以内に、市が行う年度評価と同様の方法により、当該年度の業務について自己評価を行い、次年度以降の指定管理業務の改善を図るとともに、その結果を事業報告（年度報告）の中で報告すること。

(7) 定期報告（月次報告）

指定管理者は、協定書で定める日までに以下の事項を記載した前月分の月次報告書を提出することとする。

ア 施設利用状況（開場日数、稼働率、利用者数等）

イ 人員配置状況（勤務実績）

ウ 業務実施状況（業務の名称、実施日、業務概要）

施設・設備の定期点検や第三者に委託した業務及び修繕の実施状況を含む。

エ その他指定管理業務の適切な実施を確認するために必要な事項

（８）修繕の実施状況に関する協議

修繕業務の実施に当たっては、年度当初及び必要が生じた都度市と協議する。その際は、年度当初に各施設の修繕予算額報告書を、毎月の定期報告及び年度報告の際には修繕の実施結果が分かる資料（様式は任意）を提出すること。

（９）事業報告（年度報告）

毎年度終了後、１か月以内に以下の内容を添付した事業報告書（様式第 22 号）を提出すること。

ア 管理業務の実施状況（事業計画との比較、修繕の実施状況）

イ 西ヶ谷総合運動場の各施設利用状況（利用者数、稼働率、目標との比較、利用拒否等の件数・理由等）

ウ 指定管理業務収支状況報告書（様式第 23 号）

エ 財務諸表

オ 利用者からの意見、要望及び苦情の内容と対応状況

カ 利用満足度調査・市民アンケート等の実施状況、考察（目標との比較）

キ 自己評価の結果

（10）次年度以降の事業計画書等の作成

申請時に提案された事業計画を基本として、毎年度、市と調整を図った上で次年度の事業計画書及び収支予算書を作成し、市が指定する期日までに提出すること。

（11）障害者差別解消法への対応

公の施設の管理運営を行うことに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）第 8 条第 2 項に定める障害者への合理的配慮の提供については、「静岡市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」及び「障がいのある人への配慮マニュアル」に基づき対応すること。

（12）暴力団排除条例への対応

暴力団の利益になる利用や不当な行為を受けたときは、「静岡市暴力団排除条例運用の手引き」に基づき対応を行うこと。

(13) マニュアルの整備

施設を安全に管理し、指定管理業務を適切に実施するため、市と協議を行い、事務処理マニュアル及び危機管理マニュアル（火災や地震、事務事故等の非常時における危機管理体制などについて規定）を作成すること。

(14) その他指定管理者が行わなければならない業務

ア 随時報告

事故や災害の発生のように緊急な事項や、指定管理者と金融機関の取引停止、指定管理者の法人格の変更に關わる事項など指定管理の継続に影響がある事項については、随時報告を行うこと。

イ 協議の実施

指定管理者は、管理運営に關して、必要に応じ市と協議すること。

ウ 是正勧告

事業報告の検査の結果、指定管理者の業務が基準に満たしていないと判断した場合、市は是正勧告を行い、指定管理者は早急に改善を行う。改善がみられない場合、市は指定管理者に対する支払の停止、支払額の減額又は指定管理者への指定の取り消しなどの措置を行うことがある。

3 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで 5 年間

この期間は、静岡市議会での議決により決定する。

4 管理の基準等

(1) 開場時間等

開場時間及び休館日は、原則として以下のとおりとする。

ア 西ヶ谷総合運動場（屋内プール、ターゲットバードゴルフ場及びグラウンドゴルフ場を除く。）

(ア) 開場時間

午前 9 時から午後 9 時まで

(イ) 休館日

a 毎月の第 1 月曜日（当日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日以後の最初の休日以外の日）

b 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日

(ウ) その他

特に必要があると認めたときは、指定管理者は、市長の承認を得て、これを変

更し又は臨時に休館することができる。

イ 西ケ谷総合運動場屋内プール

(ア) 開場時間

午前 10 時から午後 8 時 30 分まで

(イ) 休館日

- a 月曜日（当日が休日に当たるときは、その翌日以後の最初の休日以外の日）
- b 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日
- c 水質管理に要する日として市長が別に定める日

(ウ) その他

特に必要があると認めたときは、指定管理者は市長の承認を得て、これを変更し又は臨時に休館することができる。

ウ 西ケ谷総合運動場ターゲットバードゴルフ場及びグラウンドゴルフ場

(ア) 開場時間

午前 9 時から午後 5 時まで

(イ) 休場日

- a 月曜日（当日が休日に当たるときは、その翌日以後の最初の休日以外の日）
- b 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日

(ウ) その他

特に必要があると認めたときは、指定管理者は市長の承認を得て、これを変更し又は臨時に休場することができる。

(2) 使用許可等の基準

指定管理者は、施設利用の許可権を有し、利用内容が公共施設の目的に沿ったものであることを確認するとともに、利用の公平と平等を確保しなければならない。利用料金の減免基準、施設利用に係る審査基準と処分基準は、条例等に基づき、当該処分の処分庁である指定管理者が、市と協議のうえ定める（優先利用に関する基準も同様）。

また、この基準と標準処理期間を、静岡市行政手続条例第 5 条第 3 項及び同条例第 6 条の規定により、当該施設において公表する。

ア 利用の不許可

以下のいずれかに該当するときは、西ケ谷総合運動場の利用を許可しないことができる。

(ア) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(イ) その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認めるとき。

(ウ) 西ケ谷総合運動場の管理上支障があると認めるとき。

(エ) (ア) (イ) 及び (ウ) までの掲げる場合のほか、その利用を不相当と認めるとき。

イ 利用料金の減免

利用料金の減免に当たっては、減免基準を定め、適切な方法により利用者に通知すること。

また、以下の点に留意すること。

(ア) 市が公用のために利用する場合は、利用料金を免除することを認めるものとする。

(イ) 静岡市スポーツ協会加盟の協会または連盟が主催して行う年 1 回の市民大会（市民大会と銘打つ年齢別、男女別、中学校・高等学校別等それぞれの大会を含む。）においては、利用料金を免除することを認めるものとする。

(ウ) 静岡市中学校体育連盟が主催して行う事業においては、利用料金を免除することを認めるものとする。

(エ) 特別支援学校及び特別支援学級が教育活動又はこれに類する目的のために利用する場合は、利用料金を免除することを認めるものとする。

(オ) 障害者（身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳、児童福祉法に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法に規定する知的障害者更生相談所において発行する療育手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者保健福祉手帳の各手帳の交付を受けた者をいう。）が利用する場合は、利用料金を減免することを認めるものとする。

(カ) 特定医療費（指定難病）の支給認定を受けた者（難病の患者に対する医療等に関する法律に規定する特定医療費（指定難病）受給者証又は登録者証の交付を受けた者をいう。）が利用する場合は、利用料金を減免することを認めるものとする。

(キ) 小児慢性特定疾病医療費の支給認定を受けた者（児童福祉法に規定する小児慢性特定疾病医療費受給者証の交付を受けた者をいう。）が利用する場合は、利用料金を減免することを認めるものとする。

(ク) 本社機能を静岡市に置き、新設されたホームタウンチームが総合運動場を利用する場合は、利用料金を減免することを認めるものとする。なお、減免の適用はホームタウンチームとなった日から 5 年後の年度末までとする。

(3) 遵守すべき事項

指定管理業務の実施に当たっては、地方自治法、設置条例及び同施行規則などのほか、労働関係法令を遵守し、労働時間や労働賃金、雇用の形態など、適正な管理運営を行うこと。

- ア 地方自治法
- イ 静岡市総合運動場条例
- ウ 静岡市総合運動場条例施行規則
- エ 労働関係法令
- オ その他関係法令

(4) 文書の管理及び保存

指定管理業務の実施に当たり、次に掲げる帳簿等を備え、施設の適正な管理運営に努めること。

また、作成又は取得した文書等は、市の文書事務に関する諸規程に基づいて、別途文書管理に関する規程等を定め、適正に管理及び保存する。

ア 管理に関する帳簿

- (ア) 事業日誌
- (イ) 施設運営に必要な諸規程
- (ウ) 年間事業計画及び事業実施状況表
- (エ) 職員に関する書類
- (オ) 設備及び備品に関する書類
- (カ) その他管理に必要と思われる帳簿及び書類等

イ 利用者に関する書類

- (ア) 各種施設管理に係る申請書
- (イ) その他必要と思われる書類等

ウ 会計経理に関する帳簿及び書類

- (ア) 収支予算及び収支決算に関する帳簿及び書類
- (イ) 金銭の出納に関する帳簿及び書類
- (ウ) 物品等の受払に関する帳簿及び書類
- (エ) 資金に関する帳簿及び書類
- (オ) その他必要と思われる書類等

エ その他管理運営業務に必要と思われる帳簿及び書類等

(5) 個人情報の取扱い

個人情報の取扱いについては、別紙4「個人情報の保護に関する取扱仕様書」に従って、十分注意すること。

また、「静岡市防犯カメラ等の個人情報の保護に配慮した設置及び運用に関する要綱」に従って、防犯カメラ等管理責任者を置くこと。

（６）情報公開

指定管理業務を行うに当たり作成又は取得した文書等で、指定管理者が管理しているものの公開は、別途情報公開規定等を定めるなど適正な情報公開に努めること。

なお、収支状況報告書等の市に提出された文書については、指定管理者のノウハウ等であって、公にすることにより、当該申請団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、公開する場合がある。

（７）施設管理におけるリスク分担

市と指定管理者のリスク分担は、別紙５「市と指定管理者のリスク分担表」のとおりとする。

ただし、当該分担表で定める事項で疑義がある場合又は当該分担表に定めのない事項については、市と指定管理者が協議の上、決定することとする。

（８）災害時におけるリスク分担

ア 大規模災害以外の災害時のリスク分担、役割等

災害時及び緊急時における対応については、事業計画書に記載された内容及び各施設の危機管理マニュアル等により実施するものとする。

イ 大規模災害時のリスク分担、役割等

本市における公の施設には地震・風水害等の大規模災害発生時において、避難所等として極めて重要な役割を担うことが想定されており、静岡市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に位置付けられている。

当該施設は地域防災計画において一時避難所等として位置づけられているため、別途「災害時等における施設利用の協力に関する協定」を締結する。

また、協定締結後は「指定管理者災害対応の手引ー指定管理者制度導入施設避難場所等災害対応マニュアル ひな型ー」を参考に大規模災害時等の協力体制についてマニュアル等を整備する。

ウ 指定管理者は、災害時等の状況により、地域防災計画に定めのない事項について市から協力を求められた場合は、それに協力するよう努める義務を負うものとする。

（９）賠償責任と保険の加入

ア 賠償責任保険

指定管理業務の実施に当たり、市の責任に帰すべき理由による事故により第三者に与えた損害については、施設の設置者である市が賠償責任を負うが、指定管理者が行う管理に起因する事故により第三者に与えた損害については、指定管理者が賠償責任を負う。

このいずれの理由にも寄らない事故により第三者に与えた損害については、その

賠償責任について、両者で協議することとする。

また、指定管理者に起因する火災等による施設の損壊についても、市は、指定管理者に対して損害賠償を請求することができる。

以上により、指定管理者は、想定される損害賠償請求に対応できるよう保険に加入すること。

イ その他保険

その他必要に応じた保険に加入すること。

(10) 備品

ア 施設備品

当該施設に必要不可欠な備品（施設備品）については市が用意する。市は、別表1「備品リスト」に記載のものを、無償にて貸与する。この場合、当該備品の所有権は市に帰属するため、備品台帳等による管理を徹底するなど、静岡市物品管理規則（平成15年規則第51号）等に基づき適正な管理に努めるとともに、指定期間が終了したときは、原状回復し、市に返却すること。また、市の備品に破損、不具合等が生じた場合は、速やかに市へ報告すること。

施設備品について、新たな備品の購入や、経年劣化等により更新の必要が生じた場合は、予算の定める範囲において、市が必要と認めた場合に市が整備する。

また、市と協議の上、指定管理者の負担で施設備品の更新や購入を行うことも可能とする。この場合、当該備品の所有権は指定管理者に帰属するが、市との協議により市へ所有権を移転することを妨げない。

イ 事務用備品

当該施設の管理運営業務の遂行に当たり必要とする備品（事務用備品）については、指定管理者が費用を負担する。この場合、当該備品の所有権は指定管理者に帰属するが、市との協議により市に所有権を移転することを妨げない。

ウ 備品の適切な管理

備品の管理にあたっては、市の備品と指定管理者の備品が混同しないよう、備品シールを貼付するなどして適切に管理を行うこと。指定管理者の備品についても、備品台帳等による管理を行うなど、市の備品に準じた管理を行うよう努めること。

(11) 感染症への対応

施設の管理運営やイベント等の開催に当たっては、市と協議の上、必要な対策等を講じること。

5 管理体制（組織）

管理運営業務は、必要な有資格者及び経験者等、適正な職員を配置するとともに、管理

運営を効率的に行うため適正な人数の職員を配置すること。

また、配置する人員の勤務形態は、労働関係法令を遵守し、労働時間や労働賃金、雇用の形態など、適正な管理を行うこと。

(1) 資格等

ア 甲種防火管理者の資格を有している者を1名以上配置すること。

イ 開場時間中は、普通救命講習修了者が常駐すること。

ウ その他施設管理に必要な資格を有していること。

(2) 人員

指定管理業務を円滑、安全に実施するため、次の人員を置く。

また、円滑な管理運営を行うに十分な知識と能力を有する職員を確保し、必要な組織体制を整えること。

ア 施設を代表する責任者を指定すること。

イ 常時4人以上配置すること。

ただし、休場等利用実態に応じて2人以上も可とする。

ウ 職員の勤務体制は、施設の管理運営に支障がないように配慮し、利用実態に応じた人員配置を行い、利用者の要望に応えられるものとする。

エ 教室等事業の企画、利用者への案内・安全確保、機械設備保守管理及び施設内外の清掃等、各種業務における責任体制を確立すること。

(3) 非常時の体制

ア 危機管理マニュアルの作成

火災や地震、事務事故等の非常時における危機管理体制を整備するため、市と協議のうえ、危機管理マニュアルを作成する。

イ 防火管理者の権限

防火管理者は、管理権原者（静岡市長）から選任され、次に掲げる権限が付与される。

(ア) 消防計画の作成、見直し及び変更に関する権限

(イ) 避難施設等に置かれた者を除去する権限

(ウ) 避難又は防災上必要な構造及び設備の維持管理に関する権限

(エ) 消火、通報及び避難訓練の実施に関する権限

(オ) 消防用設備等の点検及び整備の実施に関する権限

(カ) 不適切な工事に対する中断、器具の使用停止及び危険物の持ち込みの制限に関する権限

(キ) 収容人員の適正な管理に関する権限

(ク) 防火管理業務従事者に対する指示、監督に関する権限

(ケ) その他防火管理者の業務を遂行するために必要な権限

ウ 防火管理者の業務

防火管理者は、次に掲げる業務を実施し、かつ、当該内容について十分な知識を有すること。

(ア) 消防計画の作成、見直し及び変更に関すること。

(イ) 避難施設等の管理に関すること。

(ウ) 消火、通報及び避難訓練の実施に関すること。

(エ) 消防用設備等の点検及び整備の実施に関すること。

(オ) 火器の使用等危険な行為の監督に関すること。

(カ) 収容人員の適正な管理に関すること。

(キ) 防火管理業務従事者に対する指示、監督に関すること。

(ク) その他防火管理者として行うべき業務に関すること。

エ AEDの研修会

AED（自動体外式除細動器）の操作方法習得のため、定期的に施設職員に対する研修を実施すること。

(4) その他

ア 事業計画書への明示

従事予定者や採用計画とともに、どのような業務をどのような体制で実施するのかを事業計画に明示すること。

イ 利用者数の実績

(人)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	148,567	154,096	169,303

6 指定管理経費

(1) 指定管理料の上限額

指定管理者が総合運動場の管理運営を行うために要する経費には、市からの指定管理料と利用料金収入を充てるものとする。

指定管理料の上限額は次のとおりであり、申請者はこの範囲内で提案すること。ただし、上限額は予算の議決により変更となる可能性がある。

なお、指定管理者が収入する利用料金の見込額（33,659千円）や事業費収入（教室受講料）の見込額（1,832千円）は控除した金額となっている。

指定管理料上限額 157,650千円（消費税及び地方消費税を含む。）

(2) 賃金水準及び物価水準の変動への対応

指定管理経費のうち賃金水準や物価水準の変動による影響を受ける経費について

は、各水準を測る指標等に一定以上の変動がみられた場合に、2年目以降の指定管理料を変更する仕組みである「指定管理料スライド制度」を適用する。

ただし、指定管理料スライド制度の詳細については、別紙6「静岡市指定管理料スライド制度の手引」のとおりとし、スライド額の算出は、別紙7「指定管理料スライド額計算シート」によることとする。

<経費別積算額>

(千円)

	経費	積算額（消費税及び地方消費税を含む。）
賃金水準の変動に伴うスライド	① 常勤職員の人件費	39,099
	② 臨時職員の人件費	15,000
	③ 人件費に連動する管理費	5,410
物価水準の変動に伴うスライド	④ 事業費	3,231
	⑤ 施設費（光熱水費及び燃料費、キャッシュレス決済手数料を除く）	94,935
	⑥ 事業費・施設費（光熱水費及び燃料費、キャッシュレス決済手数料を除く）に連動する管理費	989

(3) 積算経費

指定管理料の積算経費については、以下のとおりとする。

なお、年度ごとの業務に差異がない場合は、指定期間中の指定管理料の額は初年度の額を基本とし、「6（2）賃金水準及び物価水準の変動への対応」を行う場合や特別な理由がない限り変更や精算は行わない。

ただし、指定管理料には西ヶ谷総合運動場敷地内に設置されている自動販売機等に係る光熱水費は含まない。

ア 人件費（法定福利費含む）

イ 管理費（福利厚生費、退職給付引当金繰入額等）

ウ 事業費（謝金、消耗品費、印刷製本費、使用料、手数料、通信運搬費等）

エ 施設費（消耗品費、印刷製本費、修繕費、通信運搬費、保険料、委託費、使用料、光熱水費、燃料費等）

カ 管理雑費

キ 消費税相当額

(4) 指定管理者の収入

指定管理業務に係る収入については、以下のとおりとする。

ア 市からの指定管理料

イ 利用料金

ウ 事業費収入（教室受講料等）

(5) 直近3年間の収支決算額 《参考：指定管理業務に係る直近3年間の収支決算額》

西ヶ谷総合運動場、清水総合運動場

ア 指定管理業務に係る支出 (千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人件費	101,994	92,967	90,449
管理費	15,836	14,548	13,280
事業費	4,214	4,655	4,614
施設費	201,061	187,189	211,003
管理雑費	0	0	0
消費税相当額	14,308	13,784	14,538
合計	337,413	313,143	333,884

イ 指定管理業務に係る収入 (千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
指定管理料	270,884	250,478	273,321
事業費収入	7,223	8,064	8,876
利用料金収入	43,255	46,716	52,884
合計	321,362	305,258	335,081

なお、条例に定める利用料金の限度額と現在の利用料金については、別表2「利用料金の限度額と現在の利用料金」のとおり。

(6) 利用料金の帰属

指定管理期間開始前に現指定管理者が販売した回数券や定期利用券の代金、事前予約により収納した利用料金は、現指定管理者の収入とする。

指定管理者は、これらの回数券や定期利用券、利用料金が事前収納された予約の利用があったときは、サービスの提供を行わなければならない。

なお、この取扱いとは次回更新時も同様とする。

(7) 支払方法

指定管理料は、概算払いとし、年4回の分割払いとする。

支払期限について、協定書で定める期日までに協定書で定める金額を指定管理者の請求に基づいて支払う。

(8) 光熱水費等（電気料金、ガス料金、水道料金、燃料費）の精算

ア 光熱水費及び燃料費の取扱い

価格が安定するまでの間、光熱水費及び燃料費は、基準額と各年度の実績額を比較し、各年度協定期間終了後に当該差異を生じた額について精算を行う。ただし、基準額は、募集時に市が提示した光熱水費及び燃料費の積算額に指定管理料上限額に対する請負率を乗じて得た額とする。

光熱水費及び燃料費の積算額 33,704千円（消費税及び地方消費税を含む。）

イ 光熱水費及び燃料費の精算方法

（ア）当該年度光熱水費及び燃料費の実績額が、光熱水費及び燃料費の基準額を上回る場合 市は、指定管理者に、実績額が基準額を上回る金額を通常払で支払う。

（イ）当該年度光熱水費及び燃料費の実績額が、光熱水費及び燃料費の基準額に満たない場合 指定管理者は、市に、実績額と基準額の差額を返還する。

(9) キャッシュレス決済手数料の精算

ア キャッシュレス決済手数料の取扱い

キャッシュレス決済手数料は、基準額と各年度の実績額を比較し、各年度協定期間終了後に当該差異を生じた額について精算を行う。ただし、基準額は、募集時に市が提示したキャッシュレス決済手数料の積算額に指定管理料上限額に対する請負率を乗じて得た額とする。

キャッシュレス決済手数料の積算額 775千円（消費税及び地方消費税を含む。）

イ キャッシュレス決済手数料の精算方法

（ア）当該年度キャッシュレス決済手数料の実績額が、キャッシュレス決済手数料の基準額を上回る場合

市は、指定管理者に、実績額が基準額を上回る金額を通常払で支払う。

（イ）当該年度キャッシュレス決済手数料の実績額が、キャッシュレス決済手数料の基準額に満たない場合

指定管理者は、市に、実績額と基準額の差額を返還する。

(10) 施設の改修及び設備等の更新に伴う契約変更

施設の改修工事や設備の更新等を行うときは、利用調整をする等、その実施に協力しなければならない。

なお、改修等の結果、指定管理料の算定に差異が生じることとなった場合は、市と指定管理者で協議の上、契約を変更することができる。

また、変更契約により、指定管理料の精算が生じた場合は、市及び指定管理者は速やかに精算をすること。

(11) 指定管理業務を対象とした国庫補助金等の取扱い

指定管理業務の実施に当たり、指定管理者が受けることのできる国や地方公共団体、独立行政法人の補助制度があるときは、これを積極的に活用すること。

ただし、指定管理業務を対象として国庫補助金等の交付を受けた場合は、同一の業務に対して指定管理料と国庫補助金等の両方が重複して収入されることになるため、精算等の手続が必要となる場合がある。

したがって、国庫補助金等の申請を行う際は必ず事前に市に報告し、その取扱い方法について協議を行うこと。

(12) その他

ア 指定管理者は、管理運営にかかる経理事務を行うに当たり、会計処理の透明性確保の観点から、自身の団体と独立した会計帳簿書類及び経理規程を設けなければならない。

イ 指定管理者は、本事業に関連する出入金の管理を、自身の団体の銀行口座とは別の口座で管理しなければならない。

なお、指定管理者が当該施設の管理運営のために使用する預金口座は、1施設当たり1口座を原則とする。

7 その他

(1) 事務引継

指定期間が終了し、指定管理者が交代する際は、次の指定管理者の候補者が円滑に指定管理業務を実施することができるよう、必ず引継ぎを行わなければならない。

また、初回の引継ぎでは、市が立ち会った上で引継ぎの日程や方法、項目を決定するものとする。

なお、引継ぎに係る経費は候補者が負担するが、市議会で指定管理者の指定議案が否決された場合には、それまでに負担した準備経費等は補償しない。

(2) 文書引継

指定管理者が指定管理業務を実施する上で作成した文書、収集した文書については、市に引き継ぐものとする。

なお、市は必要に応じて次期の指定管理者に当該文書を引き継ぐ。

(3) 利用料金の決定

利用料金は、指定管理者が、静岡市総合運動場条例別表に定める利用料金の限度額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を受けて定めることとする。なお、市の施策その他の事情により利用料金の上限額を見直す必要が生じた場合には、市は当該上限額を改定する。

(4) 目的外使用許可等

電柱等の設備の設置許可については、指定管理者の業務範囲外であるため、市が行政財産の目的外使用許可等を行い、使用料を徴収するものとする。

また、自動販売機の設置は目的外使用許可ではなく、市が貸付により直接行うこととし、その貸付料は市の収入とする。

なお、事業者については市が一括して公募する。(自動販売機の光熱水費及び維持管理費においては、設置業者から直接その経費を収受するものとする。)

その他、指定管理者が目的外使用許可を得る必要がある場合は、別途市に申し出ること。

(5) 市主催事業等への協力

ア 市が主催する事業等には、優先的に実施できるよう、市と協議すること(貸館、広報物の掲示等含む)。

イ 類似公共施設の広報物の掲示等、PRの相互協力を行うこと。

ウ 市が行う防災訓練や災害時の対応に協力すること。

(6) 監査への協力

市の監査委員による監査及び外部監査人による監査の対象となった場合には、積極的に協力しなければならない。

また、監査委員等が市の事務を監査するために必要があると認める場合、市は帳簿書類その他の記録を指定管理者に提出させるとともに、監査会場への出席を求め、実地に調査することができる。

(7) 原状回復

指定期間の満了や指定取消があった場合には、市が認める場合を除いて、当該施設を

速やかに原状に回復しなければならない。

(8) 大規模修繕等の予定

予定無し

(9) 法改正等に伴う光熱水費の購入方法の見直しについて

電力・ガスの小売全面自由化に伴い、電力・ガス会社や料金メニューを自由に選択することが可能となったことから、指定管理者は積極的に購入方法の見直しを行い、経費節減等に努めること。

ただし、購入方法を変更した日から1年間の電気料・ガス料金の実績と、前年の同期間における電気料・ガス料金の実績との間に10%以上の変動があった場合には、その10%を超える部分について精算を行うこととする。精算方法等については別途市と協議の上決定する。

なお、見直しに当たっては以下の点に留意すること。

ア 契約使用とする電力会社・ガス会社が、小売電気事業者・小売ガス事業者として経済産業省の登録を受けていること。

イ 指定管理者と電力会社・ガス会社の間で、事故発生時等の緊急対応の体制が整備されていること。

ウ 相手方との契約期間は指定期間内とすること。

(10) 適格請求書等保存方式（インボイス制度）への対応について

利用料金等（指定事業・自主事業による収入を含む）を徴収した相手方から適格請求書（インボイス）の交付を求められた場合、指定管理者はインボイスを交付する。

なお、交付したインボイスの写しは7年間保存しておくこと。

(11) 静岡市スポーツ施設に係る直営施設への対応について

土日祝日の開場時間中に、静岡市スポーツ・生涯学習施設予約システムを利用した静岡市スポーツ施設に係る直営施設の予約情報の編集、利用方法等の案内について、市と協議の上対応すること。

(12) 「（仮称）しずおか地域クラブ活動」への協力について

指定管理者は、令和9年9月から実施予定の「（仮称）しずおか地域クラブ活動」が地域におけるスポーツ振興に資するものであることを踏まえ、公共施設としての社会的役割を担い、今後策定される「（仮称）しずおか地域クラブ活動推進方針」に沿って協力するものとする。

(13) 指定の取消等

ア 指定管理者が倒産し、又は指定管理者の財務状況が著しく悪化した場合及び指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合は、市は指定を取り消すことができる。この場合に生じた損害は指定管理者が市に賠償するものとする。

イ 指定管理者が市の指示に従わないときは、その指定を取消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

ウ 不可抗力等、市及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により、業務の継続が困難になった場合には、市と指定管理者の間で協議を行い、その結果事業の継続が困難と判断した場合は、市はその指定を取り消すことができる。

エ ア、イ及びウのほか、事業の継続が困難となった場合の措置については、双方が誠意を持って協議する。

市と指定管理者のリスク分担等の一覧は、別紙5「市と指定管理者のリスク分担表」のとおり。

(14) その他

ア 職員の指導監督を行うとともに、職員の資質を高めるため、研修を実施するなど施設の管理運営に必要な知識と技術の習得に努めること。

イ 利用者のニーズ、情報等を把握し、サービスの向上に努めること。

(15) 協議

この仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容及び処理に関し疑義が生じた場合には、市と指定管理者と協議して決定する。

別紙１ 施設を利用した各種催しの企画及び実施に関する業務

１ 市の施策により実施する教室等（以下「指定事業」という。）

指定事業は、市のスポーツ推進計画に沿った事業である。事業内容においては、年度開始前の市が指定する日までに、実施計画書を提出した後、教室等の内容、参加料、回数、区分等について協議し、承認を得て実施すること。

また、参加者からの受講料を徴収することは可能であるが、実費相当額の受講料とすること。

※開催回数は、最低限実施する回数となっている。

項目	対象者	開催回数
子どものスポーツ活動の推進	（第２期静岡市スポーツ推進計画 基本方針１ 施策の柱１ 基本施策①）	
１ 子どもの運動機能向上教室	小学生以下	—
２ 子どもの水泳能力向上教室	小学生以下	９ ６
３ 親子の運動教室	未就学児と親	—
４ 子どものスポーツ体験教室	小学生以下	４
障がいのある人のスポーツ活動の推進	（第２期静岡市スポーツ推進計画 基本方針１ 施策の柱１ 基本施策④）	
１ ユニバーサルスポーツ教室	障がい者・健常者	１ ６
２ ユニバーサルスポーツイベント	誰でも	—
多様な世代で楽しむスポーツ活動の推進	（第２期静岡市スポーツ推進計画 基本方針１ 施策の柱１ 基本施策⑤）	
１ 市民の健康維持教室	１８ 歳以上	—

２ 市の施策に準じて実施する教室等（以下「自主事業」という。）

施設の設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲において、静岡市総合運動場の事業目的達成、活性化のため、指定管理者の責任と費用により自主事業を実施することができる。

自主事業の実施に当たっては、教室等の目的や対象、内容等に沿った受講料金を設定することができるものとする。

また、１９０ 回分の自主事業は、施設利用料を免除することができる。ただし、施設の設置目的に合致する内容や市スポーツ推進計画等に沿った内容に限る。なお、自主事業の実施において、損失が生じた場合、市は補填を行わない。

自主事業の計画に当たっては、年度当初の事業計画に盛り込むこと。なお、年度途中で新たな事業の実施に当たっては、市と協議すること。

自主事業の企画・実施に当たっては、利用者の要望・意見に配慮するとともに、施設の他の利用者にも配慮すること。

３ 著作権について

指定・自主事業等の遂行に伴い使用する音楽等において、著作権法等関係法令を遵守し、指定管理者が申請を行い、費用についても指定管理者の負担とする。

別紙2 施設、設備、備品等の維持管理及び修繕に関する業務

敷地内の全ての施設設備（目的外使用している野球場本部控室を含む。（別図1「位置図」を参照）の運転と保守管理を行うとともに、効率的な運営を図り環境負荷を低減させること。

1 施設が保有している一般的な諸設備全般の運転と保守管理

（1）清掃業務

良好な衛生環境、美観の維持に心がけ、公共施設として快適な空間を保つために必要な清掃業務を実施すること。

ア 日常清掃

清掃の実施頻度等その内容については、指定管理者が施設の利用頻度等に応じて適切に設定すること。衛生消耗品類は、常に補充された状態にすること。

イ 定期清掃

床洗浄ワックス塗布等については、指定管理者が施設の利用頻度等に応じて定期的に行うこと。

ウ 特別清掃

指定管理者は、日常清掃及び定期清掃のほかに、必要に応じて清掃を実施し、施設の適切な環境衛生、美観の維持に努めること。

（2）警備業務

施設内の防犯、防火及び防災に万全を期し、利用者が安心して利用できる環境を確保するとともに、異常を発見した場合は直ちに適切な措置を講じること。

（3）空調設備保守点検業務（多目的外使用している野球場本部控室は除く。）

最良の稼動状況を確保するため、保守点検、フィルター点検清掃を行い、故障の防止に努めるとともに、万一異常若しくは異常を予見した場合は、適切な措置をとること。また、保守整備とともに、必要に応じて機器部品の補充、交換、機器設備の調整を行うこと。

（4）自動扉開閉装置保守業務

ア 施設の利用に支障のないよう適切な機械各部及び付属機器の点検調整業務を行い、故障の防止に努めるとともに、万一異常もしくは異常を予見した場合は、適切な措置をとること。

イ 点検整備とともに、必要に応じて機器部品の補充、交換、機器設備の調整を行うこと。

（5）自家用電気工作物保安管理業務

ア 指定管理者を「経済産業省主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」1.（2）に規定の「みなし設置者」とする。なお、みなし設置者に関する必要な事項は次のとおりとする。

（ア）みなし設置者は、当該自家用電気工作物の維持・管理の主体であって、当該自家用工作物について、電気事業法第39条第1項（自家用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物を経済産業省令で定める技術基準に適合するように維持管理しなければならない。）の義務を果たす責任を有する。

（イ）自家用工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するにあたり、主任技術者として選任する者の意見を尊重すること。

（ウ）自家用工作物の工事、維持及び運用に従事する者は、主任技術者として選任する者がその保安のためにする指示に従うこと。

（エ）主任技術者として選任する者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実にを行うこと。

- (オ) 事故・故障の発生や発生する恐れがある場合、主任技術者の指示を受け、送電停止、電気工作物の切り離し等、必要な措置をとる権限を有する。
- (カ) 事故・故障の原因が判明した場合、同様の事故・故障を再発させないための対策について、乙は、技術基準に適合させるために必要な措置をとらなければならない。
- (キ) 技術基準維持のための措置は、指定管理者が判断し、速やかに実施するものとする。
- (ク) みなし設置者ができる手続きは次のとおりとする。

- a 保安規程の届出
- b 電気主任技術者の選任

イ 電気事業法に基づき、電気工作物の維持運用について、定期的な点検、測定及び試験を行うこと。

(6) 非常用発電装置保守点検業務

ア 非常用発電装置の維持運営について、定期的な点検、測定及び試験を行い、異常を発見した場合は必要な措置をとる。

イ 消防法第 17 条の 3 の 3 の規定に基づき報告する。

(7) 消防設備保守点検業務

施設内の消防設備の保守管理を適正に行うことにより、火災発生の予防に努め、異常を発見した場合は直ちに適切な措置をとるなど、適法性及び各設備機器の耐久性を確保するため、消防法等の関係法令に基づき点検を行うこと。機器点検は 6 か月に 1 回、総合点検は年 1 回実施すること。

(8) 建築設備等点検業務

建築基準法に基づく以下の定期点検を実施し、点検結果の写しを静岡市に提出すること(部数 2 部)。

ア 建築設備定期点検

建築基準法第 12 条第 4 項の規定に基づき、建築物の建築設備（昇降機を除く）の定期点検を年 1 回実施すること。

イ 特殊建築物等定期点検

建築基準法 12 条第 2 項の規定に基づき、特殊建築物等の定期点検を 3 年に 1 度実施することとし、指定期間内における実施時期は令和 9 年度及び 12 年度とする。

なお、ア及びイの対象施設は別表のとおりとする。

施設名	用途	構造・規模	
西ヶ谷総合運動場	屋内プール	RC 造	2 階建て
	陸上競技場	RC 造	平屋建て
	野球場	RC 造	2 階建て
	管理棟	RC 造	平屋建て

ウ 防火設備点検

建築基準法第 12 条の規定に基づき、建築物の防火設備（常時閉鎖式の防火設備及び防火ダンパーを除く）の定期点検を年 1 回実施すること。

(9) 昇降機保守業務

建築基準法等に基づき、定期的に機械装置の細部を調査し、昇降機が常に安全で良好な運転状態を維持するよう、清掃、給油、調整その他適切な措置を講じ、予防保全的措置を

講ずること。また、機器の故障等については、すみやかに復旧できる体制を整えること。
保守点検は1か月に1回、定期検査は年1回行うこと。保守点検の記録は3年以上保存すること。なお、定期検査の点検結果を静岡市に提出すること（部数2部）。

(10) 排煙オペレーター保守点検業務

建築基準法第12条の規定に基づき、排煙設備の定期点検を年1回実施すること。

(11) 建築物環境衛生管理業務

ア 建築物の衛生管理を適切に行い、安全な衛生管理を保つ。

イ 保健所等の立ち入り検査の立会いをする。

(12) 浄化槽維持管理業務

浄化槽法等の関係法令に基づき、機能維持のための保守点検を定期的に行うこと。また、水質悪化予防のため年1回以上清掃を行い、指定検査機関の法定検査を受けること。

(13) フロン排出抑制法に基づく点検

「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」の規定に該当する設備については法令に基づき、定期的に点検を実施すること。点検の結果、フロン類の漏えいや故障が確認された場合は、すみやかに適正な措置を講ずること。また、点検や修繕実施状況、充填・回収したフロン類の情報等について記録を作成し、機器を廃棄するまで保存すること。フロン充填・回収作業をした場合は、充填量及び回収量が確認できる書類（証明書等）を静岡市に提出すること。

ア 対象機器 第一種特定製品

イ 簡易点検 全ての第一種特定製品を対象とし、機器の外観確認等により点検を実施すること。点検は3か月に1回以上実施すること。

ウ 定期点検 一定規格以上の機器については、冷媒フロン取扱技術者、高圧ガス製造保安責任者等の有資格者により直接法や間接法による方法で、機器ごとに定める期間に1回以上の点検を実施すること。

(14) 貯水槽清掃業務

水道法等の関係法令に基づき、貯水槽の清掃、消毒及び関連機器の点検、検査を年1回以上行うこと。

(15) 夜間照明電気保安点検業務

施設を安全に利用できるよう、経済産業省で定める技術基準、その他法令に抵触しないよう保守点検を実施すること。

(16) 簡易専用水道検査業務

水道法の規定に基づき、簡易専用水道の検査を年1回行うこと。

(17) スコアボード保守点検業務

野球場のスコアボード及びそれに係る機器の保守点検を年1回以上行うこと。

(18) 陸上競技場写真判定装置等保守点検業務

3種公認陸上競技場においては、公益財団法人日本陸上競技連盟「陸上競技場公認に関する細則」の規定に基づき、写真判定機を原則として年に1回点検を実施すること。

(19) ローラーパークセクション保守点検業務

ローラーパークのセクションの保守点検を年1回以上行うこと。

2 屋外の構築物等の保守管理

(1) 植栽管理業務

ア 樹木、植え込み等の管理にあつては、利用者の安全を確保することはもとより、病虫害防除や施肥の実施、樹木の剪定等は、もっとも適切な時期や方法を選び管理する。なお、樹木の伐採等やむを得ない場合は、市と協議し決定する。

イ 幼木等には八つ掛け支柱を設置するなど生育に配慮し、また、危険防止のために枯損木や枯れ枝は早期発見し、除去を行う。

ウ 草刈、抜根は、樹木、株物等を損傷しないよう、適切に行う。

エ 花壇等の管理は、草花が発育良好で病虫害に犯されていないものとし、施設の修景上適切な管理を行う。

(2) 駐車場管理業務

駐車場及び駐輪場の管理を行うこと。各競技大会やイベント開催等により混雑が予想される場合、周辺道路への不法駐車を監視し、周辺住民に迷惑をかけることがないよう十分配慮し、必要に応じて車両の誘導を行う。

(3) 芝生維持管理業務

(陸上競技場、グラウンドゴルフ場、ターゲットバードゴルフ場及び野球場)

ア 利用者が、快適にプレー出来るよう、良好な景観を維持し芝等の育成にも留意した管理を実施すること。

イ 芝生の刈り込みは、適時実施するものとし、必要に応じて、エアレーション、目土かけ、ブラッシング、補植、養生、かん水を行うこと。

ウ 業務を行う際は、樹木、施設等を傷つけないように注意して、刈り残しやムラが生じないよう均一に刈り込み、あわせて雑草も除去し刈り草は放置せず速やかに回収をすること。

3 プールの管理業務

(1) 維持管理基準

プールの管理運営にあたっては、次に掲げるものを遵守しなければならない。

また、プール管理のための施設維持、機械運転管理、水質に関する基本的知識、プール水の浄化消毒等に関する知識を持つ管理責任者及びプールの衛生及び管理の実務を担当する衛生管理者を置くこと。

ア プールの安全標準指針（文部科学省・国土交通省）

イ 遊泳用プールの衛生基準（厚生労働省）

ウ プール公認規則（公益財団法人日本水泳連盟）

エ 静岡市遊泳用プール等管理指導要綱

オ その他関係法令

(2) プールの監視管理業務

プールの水面監視において、第三者委託をする場合は、警備業法第2条第1項第1号及び第2号に該当するため、警備業の認定を受けた業者を選定すること。

(3) プール水及び設備の管理

ア 水質検査業務

「遊泳用プールの衛生基準」に基づき、定められた水質を維持するよう水質検査を実施すること。

イ 二酸化炭素濃度測定業務

2か月以内ごとに1回、空気中の二酸化炭素含有率を測定すること。

測定においては、プールサイド、観覧席等施設内の適切な場所を選び、床上 75 センチメートル以上 150 センチメートル以下の位置において、検知管方式による炭酸ガス検定器又はこれと同等以上の性能を有する機器を用いて行うこと。

測定日における使用開始時から中間時、中間時から使用終了時の適切な 2 時点において測定し、その平均値をもって行うこと。

ウ ばい煙測定業務

大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設を適切に管理し、法第 16 条及び施行規則第 15 条に基づき、ばい煙量やばい煙濃度を測定し、その結果を記録し保存すること。

エ ろ過機・滅菌器保守点検業務

「遊泳用プールの衛生基準」に規定される水質基準を確保できるよう、定期的に保守点検を実施すること。

オ 自動清掃ロボット保守点検業務

自動清掃用ロボットが正常に作動し、日常の使用に差し支えのないよう、年に 1 回以上点検を行うこと。

カ 機械運転等管理業務

プールの機械等について、機械関係に熟知し、2 級以上のボイラー免許の有資格者を置き、運転管理すること。

キ 屋内プールオゾン発生装置保守点検業務

オゾン発生装置の保守点検整備を行い、プール水を安全な衛生状態に保つこと。保守整備とともに、必要に応じて機器部品の補充、交換、機器設備の整備を行う。

万一異常若しくは異常を予見した場合は、適切な措置をとること。

ク 屋内プール床保守点検業務

屋内プール床サポートが正常な状態を保つことができるよう保守整備を行う。異常及び異常を予見した場合は、適切な措置をとる。

保守整備とともに、必要に応じて機器部品の補充、交換、機器設備の調整を行う

ケ ウォータースライダー保守点検業務

建築基準法第 12 条に基づき、遊戯施設（ウォータースライダー）の定期点検を年 1 回実施し、点検結果を静岡市に提出すること（部数 2 部）。

4 備品等の管理

（１）設備維持用消耗品

施設の運営に支障をきたさないよう必要な設備維持消耗品を適時購入し管理を行い、不具合の生じたものについては随時更新する。

（２）備品

市の備品については、静岡市物品管理規則（平成 15 年静岡市規則第 51 号）及び関係例規に基づき適切に管理すること。

（３）備品の貸出について

ア 物品貸付業務

スポーツ振興課所管の備品を市民に貸出す。事務の流れについては以下のとおり。

（ア）申請者からスポーツ振興課に「物品借用申請書」が提出される。

（イ）スポーツ振興課から申請者に「物品貸付許可書」を交付する。

（ウ）スポーツ振興課から、貸出し物品を所管する施設に「物品貸付許可書の写し」と「貸

付物品に添付する表示」が送付される。(文書便またはFAX)

(エ) 申請者が物品を取りに来たら、申請者を倉庫等へ案内し、物品の貸し付けを行う。

(オ) 申請者から物品が返却されたら、破損等が無いか確認をして、倉庫等へ戻す。

(4) AED(自動体外式除細動器)について

AEDの動作状況について、日常的に確認し記録すること。不具合を発見した場合は速やかに市及びAED設置業者に連絡すること。

AEDの消耗品は市が購入し提供するため、バッテリー、パッド等に不足が生じた場合は速やかに市に連絡すること。

5 その他施設の管理に関する留意事項

健康増進法施行に伴う受動喫煙防止対策に基づき、施設外敷地内に喫煙場所を設定しているが、本市は敷地内禁煙を推進していることから、今後、敷地内禁煙に向けて協議をしていく。

6 環境に対する取り組み

静岡市の環境マネジメントシステムに基づき、環境改善活動に取り組んでいることから、環境負荷の低減対策を実行するなどの環境に配慮した施設管理を行うこと。

別紙3 施設保守管理等仕様書

西ケ谷総合運動場 清掃業務

【I 西ケ谷総合運動場 屋内プール】

1 所在地 静岡市葵区西ケ谷8-1

2 名称 静岡市西ケ谷総合運動場 屋内プール

3 清掃区分（清掃基準表は別表のとおり）

（1）日常清掃

委託期間の内原則として、月曜日及び年末年始（12月28日から翌年1月3日まで）の期間を除き、毎日1回以上清掃する。

（2）定期清掃

委託期間中に、回数を指示して清掃する。回数は「4 作業内容（5）～（12）」に記載のとおりとする。

（3）臨時清掃

委託期間において行事等が行われ、その必要性が生じた場合は、臨時清掃すること。

4 作業内容

（1）男女ロッカー室、男女便所、男女腰洗い槽は、毎日午前9時50分までに清掃を行うこと。

（2）便所は毎日清掃する。また、便器等は定期的に洗剤等を使用して清掃すること。

（3）トイレットペーパー、消毒液等で委託者が供給するものは、随時補給及び取替えを行うこと。

（4）1階ロビー、玄関、廊下、階段、2階ホール、観客席等は、毎日1回以上ほうき及びモップ等を使用して清掃するほか、見回り清掃を行うこと。

（5）プールサイド、ウォータースライダー、プール室の壁等は、週1回指示により清掃を行うこと。

（6）プール内清掃は、年4回（水の入替え時：6月、9月、12月、3月）行うこと。

（7）ガラス清掃は、年4回以上行うこと。

（8）ガラスモザイクの清掃は、年2回以上行うこと。

（9）シェルターの清掃は年2回以上行うこと。

（10）建物屋上の清掃は、年2回以上行うこと。

（11）オーバーフロー槽の清掃は、年1回以上行うこと。

（12）マット交換は、年12回以上行うこと。

（13）各階から出るごみは、指定のごみ袋に入れ所定の場所へ処理すること。

（14）作業主任者は、作業終了後、作業日誌を事務所へ提出すること。

5 作業時間

委託業務を実施する時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

6 作業等の報告義務

（1）作業中に誤って市財産に損傷を加えたときは、速やかに委託者に報告すること。

（2）作業中に器物の損傷を発見したときは、速やかに委託者に報告すること。

（3）作業の主任者は、毎日作業終了後、当日の状況を委託者に報告すること。

7 作業上の留意事項

関係法令を順守するとともに危険作業に従事する作業員の安全管理には、特に留意すること。

(別表)

西ヶ谷屋内プール清掃基準表					
区分	面積(m ²)	床 材	区分	面積(m ²)	床 材
<1階>			<2階>		
風除室	18.75	磁器タイル	ホール	87.28	長尺塩ビシート
玄関・ロビー	122.54	磁器タイル	A会議室	76.37	長尺塩ビシート
事務所・湯沸室	61.12	長尺塩ビシート	B会議室	58.19	長尺塩ビシート
監視室	15.65	長尺塩ビシート	観覧席	142.17	長尺塩ビシート
医務室	12.83	長尺塩ビシート	湯沸し室	5.97	長尺塩ビシート
売店	10.6	長尺塩ビシート	男子便所	15.13	磁器モザイクタイル
身障者用廊下	4.31	ハイテックマット	女子便所	11.59	磁器モザイクタイル
身障者用便所	5.61	磁器モザイクタイル	男女便所室前	3.63	長尺塩ビシート
身障者用ロッカー室	9.7	ハイテックマット	<その他>		
身障者用シャワー室	9.65	磁器モザイクタイル	ウォータースライダー	21.07	FRP
男子ロッカー室	55.63	ハイテックマット	プール室壁面	513.51	セラミックタイル
男子ロッカー室前	4.55	長尺塩ビシート	窓ガラス	372.25	
男子シャワー室	11.06	ハイテックマット	プール室ガラス	162.47	
プール室男子便所	16.13	磁器モザイクタイル	敷地内		
男子腰洗い槽	15.36	セラミックタイル	(駐輪場・駐車場)	3,782	
女子ロッカー室	54.78	ハイテックマット			
女子ロッカー室前	8.04	長尺塩ビシート			
女子シャワー室	11.16	ハイテックマット			
プール室女子便所	20.99	磁器モザイクタイル			
女子腰洗い槽	15.56	セラミックタイル			
ロビー男子便所	24.75	磁器モザイクタイル			
ロビー女子便所	9.48	磁器モザイクタイル			
廊下	62.28	長尺塩ビシート			
男子浴室	16.78	磁器モザイクタイル			
女子浴室	16.78	磁器モザイクタイル			
指導室	48.49	セラミックタイル			
プールサイド	727.3	セラミックタイル			
プール内	547.85	セラミックタイル			

【Ⅱ 西ケ谷総合運動場管理事務所ほか】

- 1 所在地 静岡市葵区西ケ谷 8-1
- 2 名称 静岡市西ケ谷総合運動場 管理事務所ほか
- 3 業務内容（清掃基準表は別表のとおり）
 - (1) 日常清掃 管理事務所ほか 633.43 m²
管理事務所周辺 700.00 m²
 - (2) 定期清掃 (年4回以上)
 - (3) ガラス清掃 (年3回以上)
 - (4) 特別清掃 陸上競技場内スタンド内及び周辺 10,000 m²
- 4 作業内容
 - (1) 日常清掃
 - ア 日常清掃は、毎日1回以上ほうき、モップ等を利用して清掃すること。
 - イ トイレットペーパー、石鹸等委託者が供給するものは、常時補給、取り替えを行うこと。
 - ウ 清掃して出たごみは、所定の場所に処理すること。
 - エ 清掃中に不用品と思われる物品が置かれている場合は、委託者に確認し不用であることが判明したときは、委託者の指示により処理すること。
 - (2) 定期清掃
清掃器具を使用し、洗床、ワックス塗布を行い、日常で行き届かないところ、汚れのひどいところは念入りに行うこと。
 - (3) ガラス清掃
ガラス清掃は、安全ベルトを着用する等、事故のないよう万全の措置を講ずること。
 - (4) 特別清掃
陸上競技場内スタンド及び周辺のゴミ収集等を実施すること。
- 5 作業時間
作業時間は原則として午前8時30分から午後5時までの間に清掃すること。
- 6 作業等の報告義務
 - (1) 作業中に誤って市財産に損傷を加えたときは、速やかに委託者に報告すること。
 - (2) 作業中に器物の損傷を発見したときは、速やかに委託者に報告すること。
 - (3) 作業の主任者は、毎日作業終了後、当日の状況を委託者に報告すること。
- 7 作業上の留意事項
関係法令を順守するとともに、危険作業に従事する作業員の安全管理には特に留意すること。

(別表)

西ヶ谷総合運動場 清掃基準票

管理事務所

場 所	面積(㎡)	材質等
風除室	5.76	磁気タイル
ロビー	59.89	ファッショントイル
廊下	29.72	塩ビシート
男女洗面所	8.00	塩ビシート
ポーチ	8.30	塩ビシート
男女便所	13.28	磁気モザイクタイル
屋外便所	76.56	モザイクタイル
事務室	94.30	ファッショントイル
救護室	7.80	ファッショントイル
湯沸室①	2.00	塩ビシート
会議室	21.20	ファッショントイル
湯沸室②	2.34	塩ビシート
事務所周辺	700.00	
ガラス	142.40	

テニスコート・クラブハウス

場 所	階	面積(㎡)	材質等
エントランス	1	8.50	タイル
階段室	1	9.06	フローリング
廊下	1	13.50	フローリング
男女ロッカー室	1	46.06	塩ビシート
男女更衣室	1	8.00	磁気タイル
男女シャワー室	1	18.00	モルタル
男女便所	1	4.00	磁気タイル
エントランス	2	2.00	角タイル
ホール・ロビー	2	38.60	フローリング
階段室	2	2.70	フローリング
男女便所	2	25.90	磁気タイル
事務室	1	6.48	フローリング
役員室	1	12.20	フローリング
放送室	2	22.50	フローリング
会議室	2	38.70	フローリング
給湯室	2	6.08	塩ビシート
ガラス		73.46	

屋外便所

場 所	面積(㎡)	材質等
男女便所	78.34	モザイクタイル

陸上競技場

場 所	面積(㎡)	材質等
バックスタント便所	46.08	モザイクタイル
メインスタント便所	72.00	モザイクタイル
本部室1・2	72.00	長尺塩ビシート
役員室	36.00	長尺塩ビシート
医務室	18.00	長尺塩ビシート
男女更衣室1・2	72.00	長尺塩ビシート
ガラス	46.83	

ターゲットバードゴルフ場

場 所	面積(㎡)	材質等
便所	33.96	磁気タイル
四阿	25.22	モルタル

【Ⅲ 西ケ谷野球場】

- 1 所在地 静岡市葵区西ケ谷 8-1
- 2 名 称 静岡市西ケ谷総合運動場 西ケ谷野球場
- 3 清掃区分（清掃基準表は別表のとおり）
 - （1）日常清掃 事務室外 1,255.14 m²
 - （2）定期清掃 （年4回以上）
 - （3）ガラス清掃 （年2回以上）
 - （4）野球場内スタンド及び周辺特別清掃 年6回以上
 - （5）エアコンパネル及びフィルター清掃 年1回以上 13基
 - （6）換気扇清掃 年1回以上
- 4 作業内容
 - （1）日常清掃
ア 日常清掃は、毎日1回以上ほうき、モップ等を利用して清掃すること。
イ トイレトペーパー、石鹸等委託者が供給するものは、常時補給、取り替えを行うこと。
ウ 清掃して出たごみは、所定の場所に処理すること。
エ 清掃中に不用品と思われる物品が置かれている場合は、委託者に確認し、不用であることが判明したときは、委託者の指示により処理すること。
 - （2）定期清掃
清掃器具を使用し、洗床、ワックス塗布を行い、日常で行き届かないところ、汚れのひどいところは念入りに行うこと。
 - （3）ガラス清掃
ガラス清掃は、安全ベルトを着用する等、事故のないよう万全の措置を講ずること。
 - （4）特別清掃
野球場内スタンド及び周辺のごみ収集等を実施すること。
 - （5）エアコンパネル及びフィルタークリーニング
野球場内のエアコンパネル及びフィルタークリーニングを実施すること。
 - （6）換気扇クリーニング
野球場内の換気扇クリーニングを実施すること。
- 5 作業時間
作業時間は原則として午前8時30分から午後5時までの間に清掃すること。
- 6 作業等の報告義務
 - （1）作業中に誤って市の財産に損害を与えたときは、速やかに委託者に報告すること。
 - （2）作業中に器物の損傷を発見したときは、速やかに委託者に報告すること。
 - （3）作業の主任者は、作業終了後、当日の状況を委託者に報告すること。
- 7 作業上の留意事項
危険作業に従事する作業員の安全管理には特に留意すること。

(別表)

西ヶ谷野球場 清掃基準票		
場 所	材質等	面積(㎡)
玄関・ロビー	磁気タイル	36.23
事務室・湯沸し	塗り床	32.88
会議室	塗り床	63.99
男子便所(本部用)	ビニル床シート	17.77
女子便所(本部用)	ビニル床シート	16.29
身障者便所	ビニル床シート	5.00
本部控室	塗り床	24.70
審判控室	塗り床・畳	13.16
審判シャワー室・脱衣室	ビニル床シート	2.40
医務室	塗り床	17.46
記者室	塗り床	12.80
放送室	カーペット	12.80
本部室	塗り床	51.20
審判席	塗り床	12.80
廊下	塗り床	66.20
選手控室	ゴムマットタイル	69.68
選手シャワー室・脱衣室	ビニル床シート	4.60
選手便所	ビニル床シート	21.42
選手通路	ゴムマットタイル	87.82
ダックアウト	ゴムマットタイル	85.46
男子便所(観客用)	磁気タイル	78.16
女子便所(観客用)	磁気タイル	78.28
身障者便所	磁気タイル	6.54
ピッチング練習所	グラウンド用土・盛土	437.50
窓ガラス		75.79
外溝		8,300.00

西ケ谷総合運動場 機械警備業務

1 警備対象物件 静岡市西ケ谷8番地の1

- (1) 屋内プール、野球場
- (2) 管理事務所、クラブハウス、
陸上競技場（予備室、医務室、本部1・2、役員室、男子更衣室1・2、女子更衣室1・2）

2 警備方法

- (1) 機械警備
- (2) 警備業務のために必要な機械、機器、その他の器具類はすべて受託者の負担とする。

3 業務の内容

防犯、火災の機械警備業務

4 警備時間

【共通】

- (1) 毎日（(2) 及び (3) に定める日を除く）、午後9時30分から翌日午前8時30分までとする。
- (2) 毎月第1月曜日の休館日（当日が国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたる時は、その翌日以後の最初の休日以外の日。）は午後5時15分から翌日午前8時30分までとする。
- (3) 年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）は、午前8時30分から翌日午前8時30分までとする。

【西ケ谷屋内プール】

- (1) 休場日（毎週月曜日及び臨時休場日、ただし休場日が国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたる時は、その翌日以後の最初の平日）は、午後5時15分から翌日午前8時30分までとする。
- (2) 休場日の前日は、午後6時から翌日午前8時30分までとする。

西ケ谷総合運動場 空調設備保守点検業務

1 所在地 静岡市葵区西ケ谷 8 番地の 1

2 名 称 静岡市西ケ谷総合運動場

3 保守点検箇所及び点検内容

(1) 西ケ谷総合運動場屋内プール

西ケ谷総合運動場屋内プール内に設置してある空調設備及びその附属機器の点検、清掃並びに冷暖房シーズン切り替えを行う。

ア 点検を委託する機器及び点検回数等

ガス焚吸収式冷温水発生機及び付属機器 (切替点検 2 回/年・中間点検 1 回/年)				
アロエース CH-G50	矢崎総業	1 基	冷凍能力	151,200kcal/h
			加熱能力	132,100kcal/h
冷却塔 CT-G50L50RT		1 基		
冷却水ポンプ JC80×65L-63.7		1 台		
冷温水ポンプ JC65×50L-63.7		1 台		
空冷ヒートポンプ式パッケージエアコン (点検清掃：4 回/年)				
FDT200HP5	三菱重工	1 基	冷房能力	20,000kcal/h
FDC200H5 (室外ユニット)			暖房能力	21,500kcal/h
			圧縮機出力	5.5kW
FDT140HP5	三菱重工	1 基	冷房能力	14,000kcal/h
FDC140H5 (室外ユニット)			暖房能力	15,400kcal/h
			圧縮機出力	4.0kW
SRK3522KD	三菱重工	1 基	冷房能力	3,500kcal/h
SRC3522KD (室外ユニット)			暖房能力	5,200kcal/h
			圧縮機出力	1.1kW
温水ボイラー (点検：3 回/年)				
GSL-800AT	タクマ	1 基	最大出力 (55～75℃)	800,000kcal/h
			最大流量	40.0t/h 1 回
ファンコイルユニット (点検清掃：4 回/年)				

KCS-801G KCS-601G KCS-401G KCS-201G HSR-802 GT-2HW	木村機工	4台 7台 2台 1台 2台 7台	
エアハンドリングユニット（点検清掃：4回/年）			
H2-730 SH-400H	木村機工	1台 5台	
送風機（点検：4回/年）			
BGS-28DSU BGS-25DSU BGS-20DSU BGS-18DSU 塩ビシロッコ		1台 4台 1台 2台 1台	
全熱交換器形換気扇（点検清掃：4回/年）			
LHG-100R Z2-60 LHG-80R2 Z LHG-50R5 -S LHG-50RP LHG-15R3	三菱電機	2台 1台 2台 1台 3台	
貯湯槽及び蓄熱槽（点検清掃：1回/年）			

イ 点検内容

ガス焚吸収式冷温水発生機（冷却塔含む）	ポンプ類
1 機器の外観チェック	1 モーター絶縁測定
2 パネルの取り付け状態確認	2 ポンプ回転状態点検
3 水平の確認	3 水もれ点検
4 溶栓及び溶栓樹脂量の確認	4 締め付けボルトの点検
5 真空度の確認	5 振動、騒音、異音チェック
6 電源の電圧及び周波数の確認	6 グランドパッキンまたはメカニカルシールの状態点検
7 冷温水、冷却水の水もれ点検	7 ポンプ用ドレン詰まり清掃
8 各部温度測定	8 電流値の確認
9 制御スイッチ、保護スイッチ作動温度確認	9 起動スイッチ、リレー等の点検
10 燃焼制御作動の確認	10 カップリングの取り付け状態点検
	11 外面清掃

空冷ヒートポンプ式パッケージエアコン 1 冷媒圧力、冷媒循環量の適否の点検 2 軸受け温度の良否の確認 3 送風機の機能確認（規定電流及び正常運転） 4 圧縮機の異音、振動の有無の確認 5 自動制御装置の機能点検及び調整 6 冷媒もれ検知点検 7 エアークフィルターの清掃 8 冷媒配管、冷却コイルの機能確認 9 サーモスタットの機能確認 10 外観清掃	エアハンドリングユニット 1 モーター絶縁測定 2 振動、騒音、異音チェック 3 操作スイッチ、各部ターミナルの点検 4 ドレンパンの清掃 5 外面清掃 6 ベルトの張り状態確認及び調整 7 加湿装置の点検調整及び清掃 8 エアークフィルターの水洗い清掃 9 ベアリング異音チェック 10 締め付けボルトの点検増し締め
ファンコイルユニット 1 絶縁抵抗測定 2 機能確認 3 ドレンパンの点検及び清掃 4 エアークフィルターの点検及び清掃 5 エアークパージ	温水ボイラー 1 バーナー点検清掃 2 真空度チェック 3 安全装置テスト（失火テスト、ガス圧等） 4 燃焼排ガスチェック （O ₂ 、CO、スモークテスト等）
送風機	全熱交換機
貯湯槽及び蓄熱槽	

（２）西ケ谷総合運動場管理棟ほか

西ケ谷総合運動場管理棟、クラブハウス、陸上競技場に設置してある空調設備の点検清掃を行う。

ア 点検を委託する機器

1 管理棟				
空調機	室外機	1 台	屋外	三菱 MMY-MUP2802R
	室内機	4 台	事務室、ピラー	MMU-UP711WH
	屋外機	1 台	屋外	PUHY-200K-C
	屋内機	1 台	売店	PLHY-50HKD-A1
	室内機	1 台	救護室	PKHY-25K-A
	室内機	2 台	休憩室	PKHY-40K-A
	室内機	1 台	会議室	PEHY-50K-A
全熱交換機		1 台	事務室	ロスタイ LGH-65R
2 クラブハウス				
空調機	室外機	1 台	屋外	PUH-125EKD
	室内機	2 台	2 階ピラー	PDH-63EKD
	室外機		屋外	PUH-100EKD
	室内機	1 台	2 階会議室	PDH-50FKD
	室外機	2 台	屋外	三菱 PUH-50EKD
	室内機	1 台	2 階放送室	PLH-50FKD
	室外機	1 台	屋外	MUZ-2810
	室内機	1 台	1 階役員室	MSZ-2801S

全熱交換機 送風機	室外機	1 台	屋外	MUH-2231
	室内機	1 台	1 階事務所	MSH-2231
		1 台	2 階会議室①	LGH-50C-S
		1 台	2 階会議室②	LGH-50C-S
		1 台	2 階放送室	LGH-25C-S
		1 台	2 階ロビー	BGS-20BS
		1 台		
3 陸上競技場				
空調機	室外機	1 台	屋外	FDC-40
	室内機	1 台	医務室	FDC-40H
	室外機	1 台	屋外	FDC-71
	室内機	1 台	本部室 1	FDE-71
	室外機	1 台	屋外	FDC-71
	室内機	1 台	本部室 2	FDE-71
	室外機	1 台	屋外	FDC-71
	室内機	1 台	役員室	FDE-71

イ 点検の内容（年 2 回実施）

空冷ヒートポンプ式パッケージエアコン

- (ア) 冷媒圧力、冷媒循環量の適否の点検
- (イ) 軸受け温度の良否の確認
- (ウ) 送風機の機能確認（規定電流及び正常運転）
- (エ) 圧縮機の異音、振動の有無の確認
- (オ) 自動制御装置の機能点検及び調整
- (カ) 冷媒もれ検知点検
- (キ) エアークリフィルターの清掃
- (ク) 冷媒配管、冷却コイルの機能確認
- (ケ) サーモスタットの機能確認
- (コ) 外観清掃
- (サ) 全熱交換機

4 不時の故障点検調整

対象物件に不時の故障等があった場合、直ちに技術員を派遣し、点検調整を行うこと。

5 点検結果報告書

点検終了後は、上記機器毎に点検の結果をまとめた報告書を提出すること。

6 その他

点検及び試運転に当たり、その他必要な事項については協議し、これを行うこと。

西ヶ谷総合運動場 自動扉開閉装置保守点検業務

1 対象物件

(1) 屋内プール

寺岡自動扉開閉装置

SOV-200K フルオープナー型 4台

SOV-100K 片引型 2台

(2) 管理事務所

自動扉開閉装置 1台

両引きエンジン装置 ソリックAB15M18D型

2 保守点検内容

(1) 定期点検 期間中 2回実施

ア 自動扉エンジン本体の点検

イ 制御機器の点検

ウ 検知器、センサーの点検

エ 各制御用マイクロスイッチの点検

オ その他附属部品

(2) 臨時保守点検

不時の故障に対する修理、点検整備を行う。

3 費用負担

点検、整備及び修繕にかかった費用は保守点検業務の中に含まれるものとする。

4 報告

点検、調整等を実施した時は、作業内容に関する点検報告書を提出すること。

5 その他

本仕様書に定めのない事項については、協議の上決定すること。

自家用電気工作物の保安管理業務

1 保安管理業務の対象

委託者（以下「甲」という。）が委託する保安管理業務の対象となる電気工作物は次のとおりとします。

- (1) 事業場の名称 別表 保安管理業務委託事業場一覧表のとおり
- (2) 事業場の所在地 同上
- (3) 需要設備
 - ア 設備容量 同上
 - イ 受電電圧 同上
 - ウ 非常用予備発電装置 同上

保安管理業務委託事業場一覧表

事業所の名称	事業所の所在地	需要設備 (kVA)	受電電圧 (V)	非常用予備発電装置				点検頻度
				用途	種類	容量 (kVA)	電圧 (V)	
西ヶ谷総合運動場	静岡市葵区西ヶ谷 8-1	500	6,600	—	—	—	—	隔月 1 回
西ヶ谷総合運動場 野球場	静岡市葵区西ヶ谷 4-1	550	6,600	—	—	—	—	隔月 1 回
西ヶ谷総合運動場 屋内プール	静岡市葵区西ヶ谷 26-6	250	6,600	非常用	ディーゼル	20	220	隔月 1 回

2 検査員の資格

保安管理業務を実施する者には、電気主任技術者免状の交付を受けている者をもってあてるとする。

3 保安管理業務の内容

電気工作物の点検・測定及び試験は、別表「点検・測定及び試験の基準」のとおり行い、技術基準の規定に適合しない事項がある場合には、受託者は、必要な指導又は助言を行うものとする。

- (1) 毎月点検は、施設の点検・測定及び試験を毎月 1 回行うものとする。
- (2) 総合点検は、施設の点検・測定及び試験を年 1 回行うものとする。
- (3) その他必要に応じて施設の点検・測定及び試験を行うものとする。

4 点検結果の報告

電気工作物の点検を実施したときは、その結果を点検記録表に記載し確認を得ること。

5 記録の保存

電気工作物の工事・維持及び運用に関する以下の記録等を双方で定めた期間保存するものとする。

- (1) 巡視・点検・測定及び試験の記録
- (2) 電気事故に関する記録
- (3) 市は主要電気機器の重要な補修記録
- (4) その他必要な書類

6 その他

本仕様書は基本的な事項を定めたものであり、上記のほか特別に協定すべき補足事項が生じたときは、その都度、双方協議のうえ取り決めるものとする。

【保安全管理業務の細目及び基準】

1 保安全管理業務の内容

(1) 受託者（以下「乙」という。）が受託して実施する保安全管理業務は次によるものとします。

ア 定例の保安全管理業務は次の各号によるものとします。

(ア) 定期的な点検、測定及び試験(具体的基準は、別に定める「点検、測定及び試験の基準」による。)を行い、経済産業省令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。）の規定に適合しない事項または適合しないおそれがあるときは、必要な指導、助言を行います。

(イ) 電気工作物の設置又は変更の工事の設計審査について、委託者（以下「甲」という。）の通知を受け必要な指導、助言を行います。

(ウ) 電気工作物の設置又は変更の工事期間中は、甲の通知を受け、毎週1回工事期間中の点検(具体的基準は、別に定める「工事期間中に関する点検の基準」による。)を行い、技術基準の規定に適合しない事項がある場合には、必要な指導、助言を行います。ただし、内燃力発電所、ガスタービン発電所、太陽電池発電所及び風力発電所については、経済産業省告示第249号第4条の規定により点検は行わないものとします。

(エ) 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合において、甲若しくは電気事業者より通知を受けたときは、電話により、又は出向して事故原因の探求に協力し応急措置を指導し、再発防止につきとるべき措置を指導し、助言を行います。この場合は、甲は乙が応急措置の指導を行うための判断に役立てるため、電気事故の発生箇所、異常の状況等を適切に乙に連絡するものとします。

(オ) 電気事業法に規定する電気事故報告が必要と認められるときは、電気事故報告書の作成指導及び手続の指導を行います。

(カ) 乙が点検の際、電気工作物に異常が発生又は発生するおそれのある場合を発見したときは、必要に応じ臨時点検を行います。

(キ) 電気事業法に規定する立入検査には、その都度甲の通知を受け、乙の保安業務担当者等を立ち合わせます。

(ク) 変圧器、電力用コンデンサ、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断機、中性点抵抗器、避雷器及びOFケーブルが、「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領（内規）」に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当するか確認を行います。

(ケ) 小出力発電設備（太陽電池）を有料にて点検する場合並びに太陽電池発電所の定期的な点検、測定及び試験は、別表「太陽電池発電設備の点検、測定及び試験の基準」により行います。

イ 定例外の保安全管理業務は次の各号によるものとします。

(ア) 電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類及び図面について、その作成指導及び手続の指導を行います。

(イ) 電気工作物の設置又は変更の工事について竣工検査を行い、必要な指導、助言を行います。

(ウ) 前各号のほか甲の申し出による点検業務、技術業務及びその他業務を行います。

(2) 次のいずれかに該当する電気工作物の点検、測定及び試験については、甲は甲の負担において電気工事業者又は電気機器製造業者等に依頼して行うものとします。この場合において、甲の申し出があ

る場合又は点検の際に乙が必要と認めた場合には、電気工作物の保安について、乙は指導、助言又は協議を行うものとします。

ア 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な自家用電気工作物（例えば、次の（ア）から（オ）までのいずれかに該当する自家用電気工作物）

（ア）建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第3項の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備

（イ）消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等

（ウ）労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第45条第2項の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械

（エ）機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器（医療用機器、オートメーション化された工作機械群等）

（オ）内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器（密閉型防爆構造機器等）

イ 設置場所の特殊性のため、保安業務担当者等が点検を行うことが困難な自家用電気工作物（例えば、次の（ア）から（カ）までのいずれかの場所に設置される自家用電気工作物）

（ア）立入に危険を伴う場所（酸素欠乏危険場所、有毎ガス発生場所、高所での危険作業を伴う場所、放射線管理区域等）

（イ）情報管理のため立入が制限される場所（機密文書保管室、研究室、金庫室、電算室等）

（ウ）衛生管理のため立入が制限される場所（手術室、無菌室、新生児室、クリーンルーム等）

（エ）機密管理のため立入が制限される場所（独居房等）

（オ）立入に専門家による特殊な作業を要する場所（密閉場所等）

（カ）器具工具等を使用し、物を移動しなければ点検できない隠蔽場所に設置された配線及び機器等

ウ 事業場外で使用されている可搬型機器（移動して使用する機器）である自家用電気工作物

エ 可搬型機器及びこれに付属する電線のうち、点検時事業場に設置されていないもの

オ 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物

（3）上記（2）において、甲及びその従事者の日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を保安業務担当者等が行い、異常があった場合には、保安業務担当者等が点検を行うものとします。

2 相互の連絡

（1）甲は次に掲げる場合はその具体的内容を遅滞なく乙に通知するものとします。

ア 遅滞なく連絡する事項

（ア）電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合。

（イ）安全上の事由または物理的な事由により、技術基準の適合確認が困難となるおそれがある場合。

（ウ）有害ガス発生、酸素濃度の低下、ガス爆発、落盤、出水等のおそれが生じた場合。

（エ）電気工作物の使用を休止する場合、又は、休止中の電気工作物の使用を開始する場合。

（オ）感染症等により、事業場への立ち入りが困難となる恐れがある場合。

イ その他連絡する事項

（ア）経済産業大臣が電気事業法に規定する立入検査を行う場合。

（イ）電気工作物の設置又は変更の工事を計画する場合、施工する場合及び工事が完成した場合。

（ウ）電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し電気工作物の保安に関する必要な事項を教育し、又は実地指導訓練を行う場合。

（エ）甲の事業場に設置された絶縁監視装置（電話通報方式）が警報を発した場合。

- (オ) 平常時及び事故その他異常時における運転操作について定める場合。
 - (カ) 非常災害に備えて電気工作物の保安を確保することができる体制を整備又は変更する場合。
 - (キ) 電気の保安に関する組織、責任分界点又は需要設備の使用区域を変更する場合。
 - (ク) 委託者、事業場の名称又は所在地名に変更があった場合。
 - (ケ) 電気工作物に関する権利義務に変更があった場合。
 - (コ) 電気事業者との需給契約を変更する場合。
 - (サ) 爆発性、可燃性物質又はその他の危険物質を貯蔵又は発生し、取扱う設備がある場合。
 - (シ) その他電気工作物の保安に関し必要な場合。
- (2) 乙は次の各号に掲げる事項を甲に通知するものとします。
- ア 乙の就業時間内、時間外における乙への連絡方法。
 - イ 甲の事業場に設置された絶縁監視装置（自動通報方式）の警報を受信した場合。
 - ウ その他必要な事項。
- 3 発電設備等の分解・整備等
- 発電設備及び熱交換器の分解・整備、ばい煙測定等は、甲の負担において行うものとします。
- この電気工作物の分解・整備等を電気機器製造者・整備業者等に依頼して行う場合は、甲は乙に分解・整備等の結果の記録を掲示し、乙は必要に応じて助言を行うものとする。
- 4 発電所担当者等
- (1) 甲は、保安規定による発電所担当者及びその不在の場合の代務者を選出するものとします。
 - (2) 甲は、前号の発電所担当者を選出または変更したときは、その氏名、連絡方法等を遅滞なく乙に通知するものとします。
 - (3) 甲は、発電機担当者又は第4項第1項の代務者を乙の行う保安管理業務に立合わせるものとします。
- 5 絶縁監視装置及び機器の設置
- (1) 経済産業省告示第249号第4条第7号に掲げる信頼性の高い需要設備に該当するもの及び乙の定める条件に該当する電気工作物には、甲の承諾を得て絶縁監視装置を設置することができます。
 - (2) 電気工作物に設置する絶縁監視装置並びに点検、測定及び試験に必要な機器（以下「絶縁監視装置等機器」といいます。）は甲乙協議のうえ乙が設置し所有するものとします。
 - (3) 甲は、絶縁監視装置等機器を設置する場所の提供、電灯配線などの施設及び電話回線の利用について便宜を供するものとします。
 - (4) 絶縁監視装置等機器及び設置工事に要する費用は、原則として乙が負担するものとします。
 - (5) 絶縁監視装置等機器の保守は乙が行い、その費用は乙が負担するものとします。
 - (6) 甲は、絶縁監視装置等機器を無断で移設、取外し、修理等を行わないものとします。
- 6 絶縁監視装置の警報発生時の処置
- (1) 電気工作物に設置する絶縁監視装置から警報発生時（警報動作電流50mA）以上の漏えい電流が発生している旨の警報を連続して5分以上受信した場合又は5分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合に、警報発生の原因を調査し、適切な措置を行う。
 - (2) 乙は、警報発生時の受信の記録を3年間保存するものとします。
- 7 絶縁監視装置及び機器の撤去
- (1) 乙は、甲との保安管理業務委託契約が解除され又は失効した時は、絶縁監視装置等機器を撤去するものとします。
 - (2) 絶縁監視装置等機器の運用に支障があると認められた場合は、甲乙協議のうえ絶縁監視装置又は機器を撤去するものとします。
 - (3) 電気工作物の変更により、絶縁監視装置の設置に関して第3項第1号の信頼性の高い需要設備の条

件を満たさなくなったときは、甲乙協議のうえ絶縁監視装置を撤去するものとします。

8 電気工作物以外の不安全施設に関する措置等

(1) 保安全管理業務を実施するための通路又は足場等の設備環境が悪く、作業者の安全が確保されないと認められる施設（以下「不安全施設」といいます。）がある場合は、甲乙協議のうえ速やかに改修するものとします。

(2) 前号の不安全施設の改修に要する費用は、原則として甲が負担するものとします。

(3) 乙は甲と協議し、不安全施設が改修されるまでの間、当該電気工作物の点検、測定及び試験を実施しないことがあります。

(4) 乙は、甲に改修依頼した不安全施設が長期にわたって改修されないため、保安全管理業務の遂行に支障が生ずる恐れがあると認められる場合は、この契約を解除できるものとします。

9 その他

この「保安全管理業務の細目及び基準」に定めがない事項については、その都度甲乙相互に協議するものとします。

点 検 、 測 定 及 び 試 験 の 基 準

電 気 工 作 物		点検、測定及び試験項目	月次点検	年次点検		臨時点検
				(無停電)	(停電)	
設 電 受	引込設備	引込線	○	○	○	必要の都度
		区分開閉器			○※1	
		電線、支持物、ケーブル		○		
	遮断器 高圧負荷開閉器	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○※1	
		継電器の動作試験		○※1	○※1	
		継電器との結合動作試験			○※1	
		トリップ回路の導通試験		○※1		
		絶縁油酸価度試験			○※2	
		絶縁油破壊電圧試験			○※2	
		内部点検			○※2	
		放電雑音チェック		○		
		温度チェック	○	○	○	
	母線、計器用変成器 断路器、電力用ヒューズ、避雷 器、電力用コンデンサ、リアクトル、 その他機器	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○※1	
		放電雑音チェック		○		
		温度チェック	○	○	○	
	変圧器	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○※1	
		絶縁油透明度チェック			○※3	
		絶縁油酸価度試験			○※3	
		絶縁油破壊電圧試験			○※3	
		内部点検			○※3	
		放電雑音チェック		○		
		温度チェック	○	○	○	
	受・配電盤	外観点検	○	○	○	必要の都度
		電圧・電流測定	○	○	○	
		絶縁抵抗測定			○※1	
		継電器の動作試験			○※1	
		継電器との結合動作試験			○※1	
		放電雑音チェック		○		
		温度チェック	○	○	○	
	接地工事 (接地線・保護管)	外観点検	○	○	○	必要の都度
		接地抵抗測定		○※4	○※4	
	構造物・配電設備 (受電室建物 キュービクル式受・配 電設備の金属製外箱等)	外観点検	○	○	○	必要の都度

	蓄電池設備	外観点検	○	○	○	必要の都度
		比重測定	1回/年	○	○	
		液温測定	1回/年	○	○	
		電圧測定	1回/年	○	○	

電 気 工 作 物		点検、測定及び試験項目	月次点検	年次点検		臨時点検
				(無停電)	(停電)	
負荷設備	電動機、電熱器	外観点検	○	○	○	必要の都度
	電気溶接機	電圧・電流測定	○※8	○※8	○※8	
	その他の電気機器類	絶縁抵抗測定			○※1,6	
	照明装置	接地抵抗測定		○※4	○※4	
	配線及び配線器具	温度チェック	○	○	○	
	接地装置	漏洩電流測定	○※5	○※5		
	配電線路の電線等	絶縁監視	○※7	○※7	○※7	
	及び支持物					
非常用予備発電装置	ガスタービン及び 附属装置	外観点検	○	○	○	必要の都度
	内燃機関及び附属装置	起動試験	○	○	○	
	発電機及び励磁装置	外観点検	○	○	○	必要の都度
	接地装置	絶縁抵抗測定		○※1	○※1	
		接地抵抗測定		○※4	○※4	
	遮断器・開閉器	受 電 設 備 と 同 じ				受電設備 と同じ
	その他の電気機器類					
発電所	ガスタービン及び 附属装置	外観点検	○		○	必要の都度
	内燃機関及び附属装置	起動試験	○		○	
	発電装置及び 附属装置	外観点検	○		○	必要の都度
	太陽電池及び附属装置	絶縁抵抗測定			○※1	
	燃料電池及び附属装置	接地抵抗測定			○※4	
	接地装置	単独運転検出			○	
		発電状況確認		○	○	
	遮断機・開閉器	受 電 設 備 と 同 じ				受電設備 と同じ
	その他の電気機器					

注 1 月次点検は、設備ごとに外観点検を行うものとします。

「外観点検」とは、目視により次の点検項目を行います。

- (1) 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無
- (2) 電線と他物との離隔距離の適否
- (3) 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無
- (4) 接地線等の保安装置の取付け状態

2 ※5を付した測定は、高圧受変電設備の変圧器のB種接地線で漏えい電流を測定します。

ただし、絶縁監視装置を設置した場合は行わないものとします。

- 3 ※8を付した測定は、高圧受変電設備にて測定した値が不適合の場合又は、負荷設備に不適合がある場合に行うものとします。

- 4 年次点検（無停電）は無停電で行う点検で、年次点検（停電）は停電をして行う点検をいいます。なお、年次点検（無停電）を実施する場合は3年に1回は年次点検（停電）を行うものとします。ただし、発電所においては年次点検（無停電）を行わないものとします。

年次点検（無停電）は、信頼性が高い設備で、年次点検Ⅱと同等と認められる次の各項目が1年に1回以上行われている場合に実施いたします。

- (1) 低圧電路の絶縁抵抗が電気設備に関する技術基準を定める省令第58条に規定された値以上であること並びに高圧電路が大地及び他の電路と絶縁されている。

- (2) 接地抵抗値が電気設備の技術基準の解釈第19条に規定された値以下である。

- (3) 保護継電器の動作特性試験及び保護継電器と遮断器の連動試験の結果が正常である。

- (4) 非常用予備発電装置が商用電源停電時に自動的に起動し、送電後停止すること並びに非常用予備発電装置の発電電圧及び発電電圧周波数（回転数）が正常である。

- (5) 蓄電池設備のセルの電圧、電解液の比重、温度等が正常である。

- 5 ※1を付した測定及び試験は停電範囲その他の理由によって行わないことがあります。

- 6 ※2を付した点検及び試験は製造後（新油に取替えの場合も同様）10年経過時に、10年を超えたものは5年経過毎にそれぞれ行うものとします。ただし、年次点検（無停電）の点検周期により、経過年数以前に行うことがあります。その場合、次回は実施年より上記の経過年数毎に行うものとします。

なお、PCB混入の恐れがある場合は行わないことがあります。

※2を付した絶縁油破壊電圧試験は、外観点検（油量、変色、汚損、異臭等）により異常が認められた時に実施する。採油による試験が困難な場合は、外観点検や負荷状況及び温度状態による点検とします。

- 7 ※3を付した点検及び試験は製造後（新油に取替えの場合も同様）10年経過毎に、2年を超えたものは3年経過毎にそれぞれ行うものとします。ただし、年次点検（無停電）の点検周期により、経過年数以前に行うことがあります。その場合、次回は実施年より上記の経過年数毎に行うものとします。

なお、PCB混入の恐れがある場合は行わないことがあります。

※3を付した絶縁油破壊電圧試験は、外観点検（油量、変色、汚損、異臭等）により異常が認められた時に実施する。採油による試験が困難な場合は、外観点検や負荷状況及び温度状態による点検とします。

- 8 ※4を付した測定は過去の実績によってその一部又は全部を行わないことがあります。

- 9 ※6を付した測定は絶縁監視装置の監視記録により代えることがあります。

- 10 ※7を付した絶縁監視は絶縁監視装置による常時の監視をいいます。

この絶縁監視装置の点検は、外観点検及び総合動作試験を月次点検、年次点検実施時、誤差試験を年1回行うものとします。

工事期間中に關する点檢の基準

電 気 工 作 物		点檢、測定及び試験項目	工事期間中の点檢
引込設備	引込線 区分開閉器 電線、ケーブル及び支持物	外観点檢	○
受電設備 (二次変電設備) ・ 受変電設備	遮断器 高圧負荷開閉器	外観点檢	○
	母線、計器用変成器、 電力用ヒューズ、断路器、避雷器、 電力用コンデンサ リアクトル、その他機器	外観点檢	○
	変圧器	外観点檢	○
	受・配電盤	外観点檢	○
	接地工事（接地線・保護管等）	外観点檢	○
	構造物・配電設備 （受電室建物 キュービクル式受・配電設備 の金属製外箱等）	外観点檢	○
	蓄電池設備	外観点檢	○

電 気 工 作 物		点檢、測定及び試験項目	工事期間中の点檢
負荷設備 ・ 受変電設備 (低圧)	電動機、電熱器、電気溶接機 その他の電気機器類 照明装置、配線及び配線器具 接地装置 配電線路の電線等及び支持物 小出力発電設備	外観点檢	○
非常用予備発電装置	ガスタービン及び附属装置 内燃機関及び附属装置	外観点檢	○
	発電機及び励磁装置、接地装置	外観点檢	○
	遮断器・開閉器、 その他の電気機器類	外観点檢	○
発電所	発電装置及び附属装置、接地装置	外観点檢	○
	遮断機・開閉器その他の電気機器類	外観点檢	○

注 1 工事期間中は、設備ごとに外観点檢を行うものとします。

「外観点檢」とは、目視により次の点檢項目を行います。

- (1) 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無
- (2) 電線と他物との離隔距離の適否
- (3) 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無
- (4) 接地線等の保安装置の取付け状態

太陽電池発電設備の点検、測定及び試験の基準

◎：実施 ○：条件付実施

設備	点検項目等	定期点検		
		月次点検	年次点検 (無停電)	年次点検 (停電)
太陽電池アレイ	外観点検	◎	◎	◎
	接地測定	—	◎※1	◎※1
中継端子箱（接続箱）	外観点検	◎	◎	◎
	接地抵抗測定	—	◎※1	◎※1
	絶縁抵抗測定（アレイ側）	—	—	◎※2
パワーコンディショナ	外観点検	◎	◎	◎
	接地抵抗測定		◎※1	◎※1
	絶縁抵抗測定（交流出力側）	—	—	◎※3
	入出力電圧確認	—	◎	◎
	単独運転防止機能動作確認	—	—	◎※4
	投入阻止時限タイマー動作試験		—	○※4
	表示機能確認	◎	◎	◎
	自立運転動作確認	—	—	○※5
保護装置（受電設備）	保護継電器試験	—	—	◎
引込開閉器	外観点検	◎	◎	◎

注 1 月次点検は、設備ごとに外観点検を行うものとします。
「外観点検」とは、目視により次の点検項目を行います。

- (1) 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無
- (2) 電線と他物との離隔距離の適否
- (3) 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無
- (4) 太陽電池アレイの赤外線熱画像カメラによる異常確認

2 ※1を付した点検、測定及び試験は、測定値が規定値の70%以内で、接地設備に外観上の異常がない場合停電点検周期での測定とします。

3 ※2を付した点検、測定及び試験は、原則として出力開閉器開放状態で行うものとします。

4 ※3を付した点検、測定及び試験は、パワーコンディショナ商用側系統が絶縁監視装置の監視範囲内にあり、監視状態が良好の場合は省略できるものとします。

5 ※4を付した点検、測定及び試験は、年次点検（停電）点検周期、または商用（系統）側を停電する時に行うものとします。

6 ※5を付した点検、測定及び試験は、自立運転機能があり、かつ自立運転出力回路が接続されている場合に※4に準じて行うものとします。

7 発電所においては年次点検（無停電）を行わないものとします。

西ケ谷総合運動場 消防用設備等保守点検業務

本業務は、消防法第 17 条 3 の 3 及び消防法施行規則第 31 条の 6 の規定に基づき、消防用設備の点検を行うものである。

1 所在地 静岡市葵区西ケ谷 8 番地の 1

2 名 称 静岡市西ケ谷総合運動場

3 点検時期

- (1) 機器点検 年 2 回
- (2) 総合点検 年 1 回

4 業務内容

(1) 一般事項

保守点検業務は、消防法、同施行令、同法施行規則及びこれに基づく告示などの定めにより、実施すること。

(2) 点検方法

点検は「消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成 16 年 5 月 31 日消防庁告示第 9 号）」、「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件（昭和 50 年 10 月 16 日消防庁告示第 14 号）」及び「消防用設備等の点検要領の全部改正について（平成 14 年 6 月 11 日消防予第 172 号（最終改正平成 30 年 6 月 1 日）別添」に定めるところによる。

(3) 消防機関への報告

消防法に基づく消防機関への報告手続き及び検査立会いを行うものとする。

5 特記事項

- (1) 西ケ谷総合運動場内に設置されている消防用設備等が正常に作動するように点検整備を行うこと。
- (2) 点検は、当施設各担当職員と事前に協議し、業務に支障をきたさないように行うこと。
- (3) 本点検委託の保証期間は、機器点検後 6 ヶ月、総合点検後 6 ヶ月とする。保証期間内に故障等連絡があった場合は速やかに点検を行うこと。
- (4) 機器点検、総合点検終了後は、速やかに点検報告書を提出すること。
- (5) 本仕様書に定めがない事項については、双方協議の上決定すること。

6.点検設備

業務内容		機器点検			総合点検		
		屋内プール	総合運動場	野球場	屋内プール	総合運動場	野球場
1	消火器	2回	2回	2回	1回	1回	1回
2	屋内消火栓設備	2回			1回		
3	非常電源(自家発電)設備	2回			1回		
4	非常警報(放送)設備	2回		2回	1回		1回
5	自動火災報知設備	2回	2回	2回	1回	1回	1回
6	ガス漏れ火災警報設備	2回	2回	2回	1回	1回	1回
7	誘導灯設備	2回		2回	1回		1回
8	消防隊採水口	2回			1回		

設備名	機 類	数量等		
		屋内プール	総合運動場	野球場
消火器	粉末ABC10型	20本	20本	24本
	小型			
屋内消火栓設備	加圧送水装置	1台		
	消火栓箱	6基		
	制御装置	1式		
	起動装置	1式		
	配管	1式		
	放水試験	1式		
非常電源装置	自家用発電装置	20KVA		
	起動装置	1式		
	制御装置	1式		
	計器類	1式		
	燃料タンク	20式		
	冷却水タンク	1式		
	配線	1式		
	自動起動試験	1式		
非常警報設備	非常電源装置	1式		1式
	起動装置	1式		1式
	増幅器等	1台		1台
	スピーカ	31台		48台
	表示灯	1式		1式
自動火災報知設備	受信機P-1ー15L	1台		
	受信機P型5窓		1台	
	受信機P型1級			1台
	スポット型感知器	17ヶ	7ヶ	
	差動式スポット型感知器2種			30ヶ
	定温式感知器	86ヶ	4ヶ	
	定温式スポット型感知器特種			24ヶ
	定温式スポット型感知器1種			4ヶ
	定温式スポット型感知器2種			6ヶ
	煙感知器	6ヶ		
	発信機	6台	1台	6台
	表示灯	1式	1式	1式
	電鈴	6ヶ	3ヶ	6ヶ
	電源装置	1台	1台	1台
	配線等	1式	1式	1式
	加熱、加煙試験	1式		1式
ガス漏れ警報設備	受信機 5窓	1台	1台	
	検知器	3ヶ	2ヶ	1ヶ
	検知区域警報装置	3台	2台	1台
	ガス漏れ表示灯			1式
	電源装置	1台		
	予備電源		1式	
	常用電源		2式	
	加ガス試験	1式		
誘導灯設備	避難口 大型	7台		7台
	避難口 中型	7台		7台
	通路 中型	2台		4台
	通路 小型	2台		
消防隊採水口	65A	1式		

西ケ谷総合運動場建築物環境衛生管理業務仕様書

1 建築物環境衛生管理監督業務

(1) 維持管理業務計画

年間管理計画書の作成

(2) 維持管理業務の全般的な監督、維持管理に関する測定又は検査の実施とその結果の評価及び維持管理に必要な各種調査の実施とその結果の評価

空気環境測定、貯水槽清掃、ねずみ・昆虫等駆除、飲料水水質検査業務の実施に係る必要な助言等

(3) 残留塩素測定、清掃廃棄物処理、空調設備管理、給水・排水設備管理業務及び照明、騒音、臭気、その他環境衛生上の維持管理に必要な各種調査の実施とその結果の評価

(4) 上記該当業務の記録簿点検・評価及び必要な助言等

(5) 報告書の作成、実施業務に係る報告書の取りまとめ及びその結果の評価及び対策の検討

(6) 保健所等の立入検査の立会い

2 貯水槽清掃

(1) 西ケ谷総合運動場（12月）市水受水槽

管理棟 16.0 m³、クラブハウス 6.0 m³、野球場 25.0 m³、屋内プール 30.0 m³

3 簡易専用水道検査

(1) 西ケ谷総合運動場 現場検査（12月）

西ヶ谷総合運動場 合併処理施設維持管理業務

1 小型合併浄化槽清掃

沈殿分離室、接触曝気等各室のくみ取りは全量とし、清掃を行ったあと必ず槽内に一杯になるように清水を張っておくこと。

2 合併処理施設維持管理

(1) 現場水質測定 (水温、色相、臭気、透明度、PH、SV、亜硫酸反応、残留塩素)

総合運動場 (4回/月)、屋内プール (5回/月)、野球場 (4回/月)、ゴルフ場 (1回/2箇月)

(2) 水質検査 (BOD) 年1回

(3) 機器の点検 (ベルトの交換・オイルの交換・エアフィルター清掃及び交換)

(4) 消毒剤の補充

3 機器内容

【Ⅰ 総合運動場合併処理施設】

(1) 概要

ア 型式：接触曝気式 (建設省告示第 1292 号)

イ 処理対象人員：434 人槽

ウ 計画汚水量：70 m³/日

エ 放流水水質：BOD 20 mg/l

オ 曝気ブロワー：3.7KW 2台

カ 攪拌ブロワー：0.4KW

キ 計量ポンプ：0.25KW 2台

ク 微細目スクリーン：0.1KW

ケ 放流ポンプ：0.25KW 2台

コ 汚泥ポンプ：0.75KW

サ 原水ポンプ：1.5KW 2台

(2) 管理項目

ア 流入水：水温、PH

イ 曝気槽：溶存酸素量、酸化濾材

ウ 運転電流値：曝気ブロワー、攪拌ブロワー

計量ポンプ、微細目スクリーン、放流ポンプ

汚泥ポンプ、原水ポンプ

エ 放流水：PH、透視度、残留塩素

オ 消毒薬使用量

カ 余剰汚泥搬出量

(3) 第 11 条法定検査 期間中に 1 回

【Ⅱ 屋内プール】

(1) 概要

ア 型式：接触曝気式 (建設省告示第 1292 号)

イ 処理対象人員：383 人槽

ウ 計画汚水量：70 m³/日

エ 放流水水質：BOD 20ppm S S 50ppm

- オ 曝気ブローワー : 3.7KW 2台
- カ 調整用ブローワー : 0.75KW 1台
- キ 調整槽ポンプ : 0.4KW 2台
- ク 微細目スクリーン : 0.1KW 2台
- ケ 放流ポンプ : 0.4KW 2台
- コ 汚泥ポンプ
- サ 原水ポンプ : 1.5KW 2台
- シ 消泡ポンプ : 0.4KW 1台

(2) 管理項目

- ア 流入水 : 水温、PH
- イ 曝気槽 : 溶存酸素量、酸化濾材
- ウ 運転電流値 : 曝気ブローワー、調整槽ポンプ
放流ポンプ、原水ポンプ、微細目スクリーン
- エ 放流水 : PH、透視度、残留塩素
- オ 消毒薬使用量
- カ 余剰汚泥搬出量

(3) 第11条法定検査 期間中に1回

【Ⅲ 野球場合併処理施設】

(1) 概要

- ア 型式 : 接触曝気式 (建設省告示第1292号)
- イ 処理対象人員 : 270人槽
- ウ 計画汚水量 : 41 m³/日
- エ 放流水水質 : BOD 20ppm SS 50ppm
- オ 曝気ブローワー : 3.7KW 2台
- カ 調整用ブローワー : 0.75KW 1台
- キ 移行ポンプ : 0.25KW 2台
- ク 微細目スクリーン : 0.025KW 1台

(2) 管理項目

- ア 流入水 : 水温、PH
- イ 曝気槽 : 溶存酸素量、酸化濾材
- ウ 運転電流値 : 曝気ブローワー、調整用ブローワー
移行ポンプ、微細目スクリーン
- エ 放流水 : PH、透視度、残留塩素
- オ 消毒薬使用量
- カ 余剰汚泥搬出量

(3) 第11条法定検査 期間中に1回

【Ⅳ 総合運動場ゴルフ場 (小型合併浄化槽)】

(1) 概要

- ア 型式 : ニッコー BN-14
- イ 処理方法 : 分離接触曝気式
- ウ 認定番号 : 89-1D-016
- エ 処理対象人員 : 14人
- オ 放流水水質 : BOD 20ppm 以下
- カ 有効容量 : 沈殿分離槽第1室 3.857 m³

沈殿分離槽第2室	2.290 m ³
接触曝気槽	2.694 m ³
沈殿槽	1.160 m ³
消毒槽	0.078 m ³

(2) 管理項目

- ア 流入水：水温、PH
- イ 沈殿分離槽：スカム状態、汚泥引き抜き（必要に応じ）
- ウ 接触曝気槽：DO、濾材状態
- エ 放流水：PH、透視度、残留塩素、臭気
- オ 消毒薬使用量
- カ ブローワー：運転状態

(3) 第11条法定検査 期間中に1回

西ヶ谷総合運動場 芝生維持管理業務

1 施工方法内容

(1) 刈込み（芝の分けつを促進して、芝密度を高め芝の節間を短くする。）

ア 刈込みの回数は20回／年とする。

イ 芝は、4月から10月まで成長するのでこの期間に1カ月に1回は刈込みをする。

ウ 特に、6月から8月は生育が旺盛なので刈込み回数を増やす。

エ 刈り取った芝は、除去し集積処理をする。

オ 芝が雨などで濡れているときは、刈込みは極力やめる。

カ 草刈機械の刃が切れなくなると、切り口が乱雑になり見栄えも悪くなり病気にもなりやすいので、刈り刃を研磨して良好な状態で刈り取りをする。

(2) 目土散布（芝面の凹凸を無くして、新芽が成長しやすい環境を作る。）

ア 目土を散布して、レーキなどで芝の根元にすり込むようにする。

イ 目土散布は、必ず芝を刈り込んだ後で作業をする。

(3) 施肥（葉の成長や根の張りをよくし、芝の密度を高める。）

ア 芝の状態を見て、少量ずつ適期に平均に散布し肥料やけに注意をして施肥する。

イ 高度化成肥料は1㎡あたり約30グラム、普通化成肥料と有機肥料は1㎡あたり約50グラムを目安として施肥する。

ウ 肥料散布の準備作業は、芝生の外で行う。

(4) 除草（雑草の繁殖は、芝生を退化させる。）

ア クローバー、タンポポ、オオバコなど雑草を発見した場合は、フォークなどで抜き取る。

イ 除草剤を散布する場合は、薬品の説明に従い用法容量等に注意して適切に使用する。

ウ 除草剤を使用した場合は、当体協担当者に知らせて安全に配慮する。

(5) 水やり（生育期には、多くの水を必要とする。）

ア 水やりを頻繁に行なうと、地表近くで水を吸収することとなり根浅になり干ばつなどに耐えられなくなり枯れてしまうので、水のやりすぎに注意をする。

イ 降水がなく、高温が続くときには、土も高温になっているので水をやるとお湯になってしまうので極力控えることとし、日の出前か日没後の土が冷えたときに行なう。

(6) 芝生が枯れた場合

完全に芝が枯れた場合は、張り芝や移植などをして補修をする。

2 委託場所

陸上競技場	4,150 m ²	スタンド	4,150 m ²
ターゲット・ハート・ゴルフ場	5,177 m ²	フェアウェイ	1,615 m ²
		ティーグラウンド	162 m ²
		ラフ	2,760 m ²
		芝生広場	640 m ²
グラウンドゴルフ場	3,789 m ²	芝生広場	3,378 m ²
		植栽帯	411 m ²
野球場	930 m ²	外野スタンド	930 m ²
計	14,046 m ²		

3 維持管理工

工 種	施行場所	m ²
芝生用除草剤散布 (春用)	西ヶ谷総合運動場	14,046
芝生用除草剤散布 (夏用)	西ヶ谷総合運動場	14,046
機械芝刈	グラウンドゴルフ場	3,789
機械芝刈		10,257
	陸上競技場(スタンド)	4,150
	ターゲット・ハート・ゴルフ場	5,177
	野球場	930
施肥	西ヶ谷総合運動場	14,046
病虫害防除 (殺菌、殺虫、液肥)	西ヶ谷総合運動場	14,046
抜根除草		14,046
	陸上競技場(スタンド)	4,150
	グラウンドゴルフ場	3,789
	ターゲットハートゴルフ場	5,177
	野球場	930

西ヶ谷総合運動場 植栽帯等維持管理業務

1 委託箇所 別紙のとおり

2 植栽帯抜根除草（1回／月）	18,270 m ²
（1）陸上競技場、テニスコート 屋内プール周辺	9,010 m ²
（2）ターゲットバードゴルフ場 ラフ	5,310 m ²
（3）グラウンドゴルフ場 植栽帯	410 m ²
（4）野球場周辺	2,580 m ²
（5）馬場川周辺	960 m ²

3 植栽帯防除（1回／月）

幹 周	本数		薬 剤	
15～20	286	本	3.0	L
20～40	520	本	5.0	L
40～60	176	本	8.0	L
60～80	64	本	12.0	L
80～100	6	本	17.0	L



西ヶ谷総合運動場 プール監視等業務

1 業務内容（詳細は、別紙要領に示すところによる。）

- (1) プール監視業務
- (2) プール受付業務
- (3) その他

2 業務時間及び休務日

- (1) 翌日が休館日となる日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）は、午前 9 時から午後 6 時までとする。
- (2) 休館日を除く上記（1）以外の日は、午前 9 時から午後 9 時までとする。
- (3) 休館日（毎週月曜日（当日が休日に当たるときは、その翌日以後の最初の休日以外の日）及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日）は、休務日とする。
- (4) その他必要に応じて休務日を指定する。

3 人員配置（詳細は別紙 1 のとおり）

※配置人員のうち 2 名は受付業務とする

- (1) 5 名（4 月・11 月・12 月・1 月・2 月・3 月）
- (2) 6 名（5 月・10 月）
- (3) 6 名（9 月）※土日祝日は 7 名
- (4) 7 名（6 月）
- (5) 8 名（7 月）※20 日以降は 9 名
- (6) 9 名（8 月）

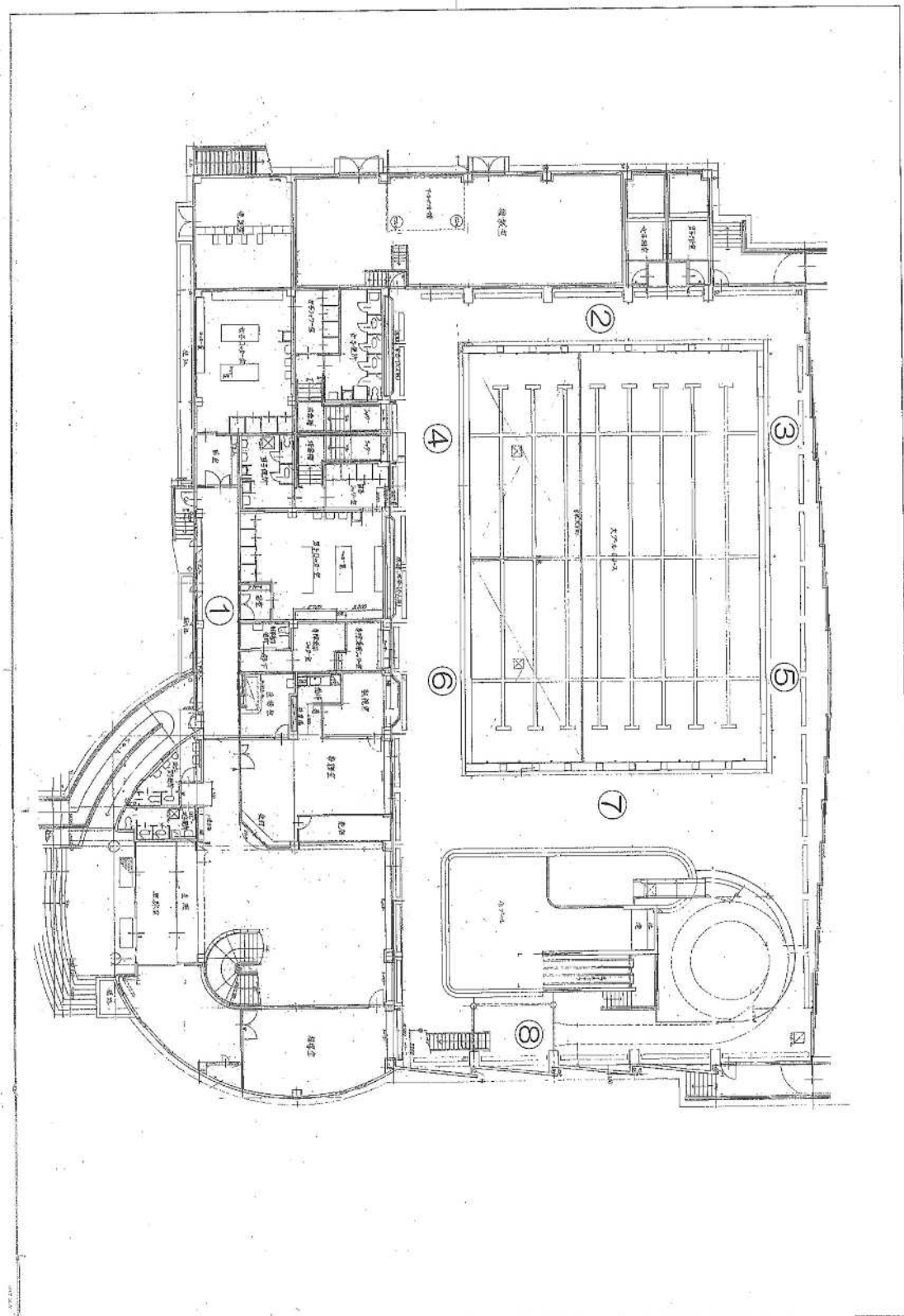
※ 従事する監視員に不足が生じた場合は、直ちにこれを補充しなければならない。

4 監視員資格

- (1) 監視員は、男女を問わず 18 歳以上で委託業務の実施に当たり、支障のないよう適格な従事者を配置すること。
- (2) 水泳の救助に関する資格を有する者を 1 名以上配置すること。

5 その他

- (1) 主任者・副主任者いずれかは常時受付業務に従事していること。
- (2) 受託者は、従事者の名簿を関係書類に添えて提出すること。
- (3) 業務の配備要員等に変更があった場合、報告すること。
- (4) 受託者は、業務マニュアルを作成し、従事者に周知するとともに委託者にも提出すること。また、修正等が生じた場合にも同様とすること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項については、双方協議の上で決定すること。



1 監視台による監視員の監視業務

- (1) 監視台は、大プールに3台とする。
- (2) 監視台での監視は、監視範囲の水面、水底及びプールサイドを注意し事故防止に努める。
特に混雑時には他の監視員に巡回を要請し利用者の安全を確保する。
- (3) ウォータースライダーの利用者には特に事故が起きないように注意し、巡回の強化に努める。
- (4) 溺者発見の場合は、笛を吹き他の監視員に知らせるとともに溺者の位置を指示する。ただし、自分が一番近い位置にいたときは直ちに救助する。

2 巡回による監視員の監視業務

プールサイドを巡回し、水面、水底の確認及びプールサイド等の監視にあたる。
その際、場内設備や衛生面の欠陥も調べるほか、風紀取締りも併せて行う。

3 監視員の共通事項

- (1) 水槽内またはプールサイドの子供の悪ふざけについて注意する。
- (2) 入場者数を判断し、プール内の混乱を避けるように努める。
- (3) 一般利用に迷惑のかかる個人指導、または一般利用者としてグループ若しくは団体に泳ぎに来て、他の一般利用者に迷惑をかける場合は個人指導の主旨を説明してやめさせる。
- (4) 事故につながる装身具及び水泳用具の使用は、事情を説明し保管場所に保管するよう指示する。
- (5) 初心者の遊泳には安全を考え、監視に万全を期するとともに泳ぐ場所を指示する。
- (6) 溺者及び事故者を発見した場合は、直ちに救助し応急手当をする。または、気分の悪くなった者についても同様の手当をするとともに事務所に連絡する。
- (7) プール内での利用者トラブルは、直ちに事務所に引き継ぐ。

4 事故発生時の処理

- (1) 溺者を発見したら笛で合図し、他の監視員と協力し救助するとともに救助しやすいように放送で指示する。また、二次事故防止には利用者全員を一時プールサイドに上げる。
- (2) 事故者の症状が重い場合は、事務所に連絡し救急車を要請する。
- (3) 監視員は毛布で事故者を保温し、人工呼吸等適切な処置を行い救助隊がくるまで続ける。
- (4) 救助をした監視員は、事故発生時の状況を報告書に記録する。
- (5) 事故発生時の対処方法についてマニュアルを作成し、このマニュアルに準じた訓練を定期的に行うものとする。

5 監視員の注意事項

監視員の態度は、利用者の批判を受けないように注意する。

6 監視員の心得と留意事項

- (1) 監視員の業務は水泳の安全監視であり、人命を預かるものであるために事故防止に万全を期するとともに、健康な状態で勤務できるよう心掛け、常に自分自身の健康管理と、人命救助に関する知識を高めるよう努力しなければならない。

- (2) 監視員はプール利用者と接する機会が多いので、その対応に十分気を配らなければならない。また、プール利用注意事項の違反者に注意を与える場合にも、周囲の影響を考え言葉使いは、特に慎重に感情に左右されることなく親切に注意する。また、監視員は非常に目立つ存在であるので、日頃の立ち振る舞いにも注意しなければならない。

7 業務内容の詳細

(1) 朝の業務

- ア プール内、プールサイドの清掃
- イ プールロボットの回収とフィルター（カートリッジ）の清掃
- ウ プールクリーナーによるプール底の汚物の除去
- エ コースロープの確認
- オ プール内の各排水溝のネジ等の確認

(2) 昼及び入れ替え時間の業務

- ア プールサイド、水底及び便所を点検し、プール利用者の退場を確認する。
- イ ロッカーや更衣室内を点検し、忘れ物等の確認・回収を行う。
- ウ 入水人員、留意事項等の日報への記入
- エ 入場券の枚数の確認と整理

(3) 夜の業務

- ア プールサイド、水底及び便所を点検し、プール利用者の退場を確認する。
- イ ロッカーや更衣室内を点検し、忘れ物等の確認・回収を行う。
- ウ プールロボットの投入をする。
- エ プール館内の安全点検と施錠をする。（シェルター、ロッカー室、プール出入口、観覧席等）
- オ 日報の提出及び札の整理と返還
- カ 業務終了後、鍵は事務所に返還する。

(4) 遊泳時間の業務

- ア 監視台にて危険防止のための監視
- イ 定期的にプールサイドに降りて監視する。
- ウ 不適格者への注意、危険行為を注意する。
- エ 放送により休憩時間の指示をする。（1時間泳いだ後、5分間の休憩をとる。）
- オ 使用コースを立て札にて指示をする。
- カ コースロープを張るときは、たるみのないようにする。
- キ コースロープをはずすときは、ロープ巻取り機を使用し所定の場所に置く。
- ク 監視、受付の交代は間ができないように配慮する。
- ケ プール内の点灯は必要に応じ適時判断して行う。
- コ シェルターの開閉は、職員立合の元必要に応じ判断して行う

(5) 休憩時間帯の業務（1時間泳いだ後の5分間の休憩）

- ア プールサイドを一周して水面・水底を点検し、必ずプール内に入り、確認作業を行う。
- イ ロッカー室、便所の巡回を行い、盗難防止に努めるとともに、不審者・不審物等が発見された場合は直ちに事務所に引き継ぐ。

8 受付業務

- (1) 入場券の受け取りとビート板の貸出をする。

- (2) 小学校2年生以下の遊泳者は、保護者が一緒に入水しなければならないため、保護者の確認をする。
- (3) 日報の記入をする。
- (4) 終了間際の入場者の整理をする。
- (5) 落し物は職員に引き継ぐこと。
- (6) 券売機のトラブルがあった場合、管理事務所に連絡し、券売機・両替機の故障時のみ料金の徴収・両替を行う。

9 その他の業務

- (1) 施設の破損及びコインロッカーの故障は、事務所に報告し指示を受ける。
- (2) 服装はサンダル履き、プール専用監視服を着用とともに笛を携帯する。
- (3) プール利用者の案内及び利用者のチェックを行う。
- (4) 委託者からの消防訓練等の講習会が行われる場合は全員参加すること。

西ヶ谷総合運動場 プール機械運転等管理業務

1 委託業務対象 西ヶ谷総合運動場屋内プールの設備

2 従事者 機械関係に熟知し、2 級以上のボイラー免許の有資格者とする

3 勤務時間

従事者の勤務時間については下記のとおりとする。

- (1) 通常日（次の（2）（3）に定める日を除く日）は、午前 8 時 30 分から午後 8 時 30 分まで。
（1 2 月から 3 月は、午前 8 時から午後 8 時 30 分まで。）
- (2) 日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日(以下「休日」という。)は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで。
- (3) 休館日（毎週月曜日(当日が休日に当たるときは、その翌日以後の最初の休日以外の日)は、午前 8 時 30 分から午後 5 時まで。

4 休務日

1 2 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

5 業務内容

- (1) 機械運転管理
- (2) ボイラー運転管理
- (3) 各機器の保守管理及び小破修繕
- (4) プールの管理
水温及び室温については、委託者から指示された基準を守り維持すること
- (5) プール水のろ過洗浄
ア ろ過装置の逆洗浄は毎日 1 回行うこと
イ プール水の溢れ水は、水質汚濁状況により適時行うこと
- (6) プール水の滅菌
次亜塩素酸ソーダの滅菌により残留塩素が、0.4～1.0 p p m の数値に維持管理すること
- (7) 飲料水の水質検査
毎日 1 回検査すること。
- (8) その他
ア 毎日業務終了後、事務所に運転日誌を提出すること
イ 業務終了後、機械室の鍵は事務所に返還すること

6 特記事項

その他仕様書に定められた以外のことについては、その都度委託者と協議し、その指示に従うこと。

西ヶ谷総合運動場 屋内プール可動床サポート点検業務

1 点検は、プール槽内が無水の状態に1度行う。

2 サポート点検 腐食状況・溶接部の亀裂・サポートの傾き

対象	対象
A サポート1	B サポート1
A サポート2	B サポート2
A サポート3	B サポート3
A サポート4	B サポート4
A サポート5	B サポート5
A サポート6	B サポート6
A サポート7	B サポート7
A サポート8	B サポート8
A サポート9	B サポート9
A サポート10	B サポート10

3 タイル点検

- ・床面A タイルの割れ、浮き・コーキング剥がれの有無
- ・床面B タイルの割れ、浮き・コーキング剥がれの有無

4 可動床Aと可動床Bとの段差の有無

- ・段差(最大)
- ・測定箇所
- ・中央部
- ・測定値

5 点検口の確認 すべての点検口が閉まること

- ・A 点検口1、点検口2
- ・B 点検口1、点検口2

西ヶ谷総合運動場 プールオゾン発生装置保守点検業務

1 対象設備

オゾナイザー：MP35T-NPVB-S 型

PSA 式オゾン発生装置

2 保守点検委託内容

対象設備の点検を年 1 回以上行うこと。

(1)	オゾナイザー本体	・ 缶体パッキンA	1 年毎交換
		・ 高圧放電管	点検清掃確認（年 1 回）
		・ 高圧放電管スペーサー	1 年毎交換
		・ 高圧放電管受けパッキン	1 年毎交換
		・ 冷却ファン	2 年毎交換
		・ ミニチュアリレー	2 年毎交換
		・ オゾン反応槽ユニット三方電磁弁	2 年毎交換
		・ 圧力スイッチ	5 年毎交換
		・ 減圧調整弁	5 年毎交換
		・ 安全弁	5 年毎交換
		・ 電磁接触器	5 年毎交換
		・ フローインジケータガラス	1 年毎交換
(2)	排オゾン分解塔	・ 触媒	1 年毎交換
		・ セカード	1 年毎交換
(3)	ブースターポン	・ 大プール用メカニカルシール及びOリング	1 年毎交換
		・ 小プール用メカニカルシール及びOリング	1 年毎交換
(4)	PSA酸素濃縮器	・ 吸込みフィルターエレメント	1 年毎交換
		・ 電磁弁 SV1・SV2ユニット	3 年毎交換
		・ 電磁弁 SV3	3 年毎交換
		・ 吸着塔 吸着剤	1 年毎交換
(5)	残留塩素濃度計		点検清掃確認（年 1 回）
(6)	配管継手・弁類		点検確認（年 1 回）
(7)	電装品		点検清掃確認（年 1 回）

西ヶ谷総合運動場 プール自動清掃ロボット保守点検業務

1 保守点検対象

プール清掃ロボット

2 業務内容

- (1) 機器の安全に配慮し、日常の使用に差し支えないよう、良好な状態を保つため定期点検を年1回行うこと。また、異常が発生した場合の修理、調整を実施すること。
- (2) 点検等の際には、機器を受託者に送付し、受託者は、修理、調整等を行い返送すること。この場合、これに係る送料は、発送者がそれぞれ負担すること。
- (3) 点検、修理等に相当の期間を有する場合、委託者の求めに応じ、受託者は代替機を無償で貸与すること。
- (4) 保守点検契約期間中の、通常の消耗品の交換、修理費用は無償とする。
ただし、誤操作による故障等、受託者に責務のないものの修理についてはこの限りでない。

5 報告

点検が完了した場合は、「保守点検結果報告書」を提出すること。

6 その他

この仕様書に定めのない事項は双方協議の上決定すること。

個人情報の保護に関する取扱仕様書

(個人情報保護の基本原則)

- 1 指定管理業務（以下「業務」という。）の実施に当たり、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別できるものをいう。以下同じ。）について、その保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、適正に取り扱わなければならない。

(個人情報の漏えい等の禁止)

- 2 指定管理者は、業務に関して、知り得た個人情報の内容を他人に知らせてはならない。この業務が終了し、又は契約が解除された後においても同様とする。

(使用者への周知)

- 3 指定管理者は、その使用する者に対し、在職中及び退職後において、業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は契約の目的以外に利用してはならないこと等の個人情報の保護の徹底に関する事項を周知しなければならない。

(適正な管理)

- 4 指定管理者は、業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止を図るため、管理責任者を選任し、個人情報の適切な管理を行わせる等個人情報の適正な管理について必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

- 5 指定管理者は、業務において個人情報を収集するときは、当該業務を実施するために必要な範囲内で、本人から直接収集しなければならない。

(利用及び提供の制限)

- 6 指定管理者は、市の指示又は承諾があるときを除き、業務に係る個人情報を当該業務の目的以外に利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

- 7 指定管理者は、市の指示又は承諾があるときを除き、業務の実施に当たり市から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

- 8 指定管理者は、業務の実施に当たり市から提供され、又は指定管理者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、業務の終了後直ちに市に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、市が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(再委託等における個人情報の取扱い)

- 9 指定管理者は、市の承認を受けて業務を再委託する場合は、再委託を受けた者との間で締結する契約書等に、この個人情報の保護に関する規定を準用する旨を明記しなければならない。この場合において、指定管理者は、当該契約書等の締結後、速やかにその写しを市に提出するものとする。

(事故発生時における報告)

- 10 指定管理者は、業務の実施において、この仕様書に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに市に報告し、市の指示に従うものとする。業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。

静岡市防犯カメラ等の個人情報の保護に配慮した設置及び運用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が設置し、又は管理する防犯カメラ等の設置及び運用に関し、個人情報の適正な取扱いを確保するとともに、市民等の権利利益を保護するため、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ等 犯罪の防止を目的とする防犯カメラ及び防災、施設管理等を目的とする監視カメラで、特定の場所に継続的に設置され、かつ、特定の個人を識別できる画像を撮影する可能性のあるものをいう。
- (2) 個人情報画像 防犯カメラ等により記録された画像のうち、当該画像から特定の個人を識別できるものをいう。
- (3) 実施機関 市長その他の市の執行機関、公営企業管理者、消防長及び市議会のうち、防犯カメラ等を設置し、又は管理するものをいう。

(委託に伴う措置)

第3条 実施機関は、防犯カメラ等の設置又は管理の委託(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2 第3項の規定により同法第244条第1項に規定する公の施設の管理を指定管理者に行わせることを含む。以下同じ。)を行うに当たっては、個人情報画像の保護のため、契約書等に委託を受けた者が遵守すべき事項等を明記する等の必要な措置を講じるものとする。

(防犯カメラ等の設置場所)

第4条 実施機関は、防犯カメラ等の設置に当たっては、設置目的を達成するために必要最小限度の撮影範囲となる場所に設置するものとする。

(防犯カメラ等の設置の表示)

第5条 実施機関は、防犯カメラ等の撮影対象区域内外の見やすい場所に、防犯カメラ等を設置している旨並びに第7条に規定する防犯カメラ等管理責任者及びその連絡先を容易に視認できる方法により表示するものとする。

(画像表示装置及び録画装置の設置場所)

第6条 実施機関は、防犯カメラ等の画像表示装置又は録画装置を設置する場合は、施錠ができる室内等で、かつ、実施機関の職員以外の者が見通すことのできない場所に設置するものとする。

(管理責任者の設置等)

第7条 実施機関は、個人情報画像の適正な取得及び安全管理を図るため、防犯カメラ等の撮影対象区域ごとに、防犯カメラ等管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置くものとする。

- 2 管理責任者は、当該防犯カメラ等の管理を担当する所属の長又はこれに相当する職にある者をもって充てる。
- 3 管理責任者は、個人情報画像の漏えい、滅失又はき損の防止その他の画像の安全管理のために必要な措置を講じるものとする。

(防犯カメラ等の画像表示装置及び録画装置の操作者の指定)

第8条 防犯カメラ等の画像表示装置及び録画装置は、管理責任者がその操作を行う者として指定した者以外の者は、その操作を行うことができない。

(個人情報画像の保存等)

第9条 実施機関は、個人情報画像を保存する場合は、当該画像を加工することなく、撮影時の状態のままで保存するものとする。

2 防犯カメラ等の設置目的を達成するために必要な場合を除き、個人情報画像を複写してはならない。

3 実施機関の職員等は、管理責任者の許可なく、個人情報画像を記録した記録媒体（以下「記録媒体」という。）を防犯カメラ等の画像表示装置又は録画装置の設置場所以外に持ち出してはならない。

4 個人情報画像の保存期間は、原則として2週間以内の必要最小限度の期間とする。ただし、これにより難い事情がある場合は、当該防犯カメラ等の設置目的に応じ、管理責任者が保存期間を別に定めるものとする。

5 保存期間を経過した個人情報画像については、漏えい防止のため、これを確実に速やかに消去するものとする。

6 記録媒体の廃棄に当たっては、漏えい防止のため、破砕等の措置を講じるものとする。

(苦情の処理)

第10条 実施機関は、個人情報画像の取扱いに関する苦情について、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別紙5 市と指定管理者のリスク分担表

項 目		負 担	
		市	指定 管理者
法令変更	施設管理・運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者自身に影響を及ぼす法令変更		○
税制変更	消費税（地方消費税を含む）率等の変更	協議事項	
	法人税・法人市民税率等の変更		○
	事業所税率等の変更	協議事項	
	それ以外で管理運営に影響するもの	協議事項	
許認可	市が取得すべき許認可等の遅延・失効など	○	
	指定管理者が取得すべき許認可の遅延・失効など		○
周辺地域・ 住民への対 応	地域との協調		○
	指定管理業務の内容に対する住民からの要望等		○
	上記以外の事項	○	
運営リスク	市の管理上の責めによる施設・設備・備品の不備による事故や火災等による臨時休館等に伴う運営リスク	○	
	市の管理上の責めによらない施設・設備・備品の不備による事故や火災等による臨時休館等に伴う運営リスク	協議事項	
利用者等へ の損害賠償	市に帰責事由があるもの	○	
	指定管理者に帰責事由があるもの		○
	上記以外の理由により第三者に与えた損害	協議事項	
事業中止・ 変更	市の指示、議会の不承認等による事業の中止・延期など（予算案の不承認、政策変更等）	○	
	上記以外の事由による事業の中止・延期など（不可抗力を除く）		○
政治・行政 的理由によ る事業変更	政治的・行政的理由により、施設管理・運営業務の継続に支障が生じた場合、または指定管理業務の内容変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の当該事情による増加経費負担	協議事項	

再委託管理	指定管理者が締結する契約の相手方の管理等		○
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、騒乱、暴動、その他の市または指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）による施設・設備の復旧経費及び業務履行不能	○	
	不可抗力による事故時の適切な処理		○
	新型コロナウイルスその他新たに発生した感染症等による管理運営の中断や対策等に要する経費	協議事項	
書類の誤り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	指定管理者が作成した書類等の内容の誤りによるもの		○
施設・設備 物品等の損傷	指定管理者の故意または重大な過失によるもの		○
	施設・設備の設計・構造上の原因によるもの	○	
	上記以外の経年劣化、第三者の行為で相手方が特定できないもの等（1施設につき50万円以下の小規模なもの）		○
	上記以外の経年劣化、第三者の行為で相手方が特定できないもの等（上記以外）	協議事項	
セキュリティ	警備不備による情報漏洩、犯罪発生等		○
事業終了時の費用	指定管理期間が終了した場合または期間途中で業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○

静岡市指定管理料スライド制度の手引

静岡市（社会共有資産利活用推進課・財政課）

令和7年4月

目次

1	趣旨.....	2
2	概要.....	2
3	賃金水準の変動に伴うスライド.....	3
4	物価水準の変動に伴うスライド.....	5
5	制度運用スケジュール.....	6
6	その他の取扱い.....	7
	指定管理料スライド額の反映状況に関する報告書.....	8

1 趣旨

これまでの指定管理者制度の運用では、指定期間中の賃金水準・物価水準の変動による影響は、あらかじめ事業者が想定した上で応募するものとして、指定管理料に反映することはしていなかったが、近年は最低賃金の上昇や物価高騰による管理運営経費の増加が、指定管理施設の管理運営に大きな影響を及ぼしている。

今後も賃金水準・物価水準の更なる上昇が見込まれることから、指定管理施設の安定的な管理運営を図るため、賃金水準・物価水準を測る指標等に一定以上の変動がみられた場合に、2年目以降の指定管理料を変更する仕組みである「指定管理料スライド制度」（以下「スライド制度」という。）を導入する。

2 概要

（1）基本的な考え方

指定期間2年目以降の指定管理料について、募集時に市が提示した人件費、事業費、施設費（これらの費目に乗じて算出される経費を含む）の積算額に指定管理料上限額に対する請負率を乗じて得た額（以下「基準額」とする。）を基として、賃金水準及び物価水準の変動を反映するための見直し計算を行い、算出したスライド額を翌年度の指定管理料に反映する。

（2）対象施設

令和7年度以降、指定期間が開始する全ての指定管理施設を対象とする。

（3）適用時期

指定管理2年目の指定管理料からスライド制度を適用する。

※指定管理初年度の指定管理料については、募集時の積算に現在の賃金水準や物価水準が反映されているため、適用の対象としない。

（4）賃金水準・物価水準の変動を算定する指標

①賃金水準

常勤職員の人件費 … 毎年9月頃に静岡市人事委員会が公表する「民間給与実態調査」から算出した年間の給与額

臨時職員の人件費 … 毎年8月頃に静岡労働局が公表し、10月頃に発効される静岡県最低賃金

②物価水準

事業費・施設費 … 日本銀行調査統計局が公表する4月の「企業向けサービス価格指数の総平均（除く国際運輸）」

（5）賃金水準・物価水準の変動のうち指定管理者が負担する範囲

指定期間を通じ、各経費の基準額の±1.5%の範囲は、指定管理者の負担とする。

(6) スライド額の算出方法

「募集時に市が提示した人件費、事業費、施設費（これらの費目に乗じて算出される経費を含む）の積算額に指定管理料上限額に対する請負率を乗じて得た額」（基準額）に、「各指標の変動率」を乗じてそれぞれの増減額を算出し、この増減額から「当該基準額に1.5%を乗じた指定管理者の負担分」を差し引いた額を各経費のスライド額として算出し、次年度の指定管理料へ反映する。（賃金水準・物価水準が下がった場合には、指定管理料を減額する。）

なお、スライド額が各経費の基準額の±1.5%を超えるまでは指定管理者の負担になるため、次年度の指定管理料に反映するスライド額は0円とし、指定管理料の増減は行わない。

<イメージ>

$$\begin{array}{c}
 \boxed{\begin{array}{c} \text{〇〇費の} \\ \text{スライド額} \end{array}} = \underbrace{\boxed{\begin{array}{c} \text{【増減額】} \\ \text{〇〇費の} \\ \text{積算額} \end{array}} \times \text{請負率} \times \text{変動率}}_{\text{基準額}} - \boxed{\begin{array}{c} \text{【指定管理者負担分】} \\ \text{〇〇費の} \\ \text{積算額} \end{array}} \times \text{請負率} \times 1.50\%
 \end{array}$$

3 賃金水準の変動に伴うスライド

(1) スライド対象とする範囲

①常勤職員の人件費

常勤の職員（常勤の職員と同程度の技能を有するものを含む）の人件費として積算した給料、期末勤勉手当及び法定福利費

②臨時職員の人件費

①以外の職員（パートタイム等の臨時職員）の人件費として積算した賃金、期末勤勉手当及び法定福利費

③ 人件費に連動する管理費

①及び②に経費率10.0%を乗じて算出した管理費

(2) 変動率の算出方法

①常勤職員の人件費

$$\frac{\text{前年度の静岡市人事委員会による民間給与実態調査の額}}{\text{指定管理料積算年度の静岡市人事委員会による民間給与実態調査の額}} - 1 = \text{変動率}$$

②臨時職員の人件費

$$\frac{\text{前年度の静岡県最低賃金}}{\text{指定管理料積算年度の静岡県最低賃金}} - 1 = \text{変動率}$$

※いずれも小数点第4位を四捨五入

(3) スライド額の算出方法

<人件費のスライド額> ※令和8年度の指定管理料の場合の例

$$\begin{aligned}
 \text{A 常勤職員人件費増減額} &= a \text{ 常勤職員人件費の積算額} \times \text{請負率} \times \left(\frac{\text{前年度(R7)の民間給与実態調査の額}}{\text{指定管理料積算年度(R6)の民間給与実態調査の額}} - 1 \right) \\
 \text{B 臨時職員人件費増減額} &= b \text{ 臨時職員人件費の積算額} \times \text{請負率} \times \left(\frac{\text{前年度(R7)の静岡県最低賃金}}{\text{指定管理料積算年度(R6)の静岡県最低賃金}} - 1 \right) \\
 \text{人件費のスライド額} &= (\text{A 常勤職員人件費増減額} + \text{B 臨時職員人件費増減額}) - \text{人件費(a+b)の積算額} \times \text{請負率} \times 1.50\%
 \end{aligned}$$

<人件費に連動する管理費のスライド額>

$$\text{管理費のスライド額} = \text{人件費のスライド額} \times 10.0\% \text{ (経費率)}$$

<制度運用イメージ>



4 物価水準の変動に伴うスライド

(1) スライド対象とする範囲

①事業費

事業費として積算したすべての経費

②施設費

施設費として積算した経費のうち、光熱水費及び燃料費を除く額

※光熱水費及び燃料費については、エネルギー価格高騰の影響や国の補助制度等により、今後の価格の動向が不透明なため、当面は精算を行うこととし、スライド対象には含めない。

③ 事業費・施設費に連動する管理雑費

①及び②に経費率 1.0% を乗じて算出する管理雑費

(2) 変動率の算出方法

①事業費

$$\frac{\text{前年度の企業向けサービス価格指数の総平均の指数}}{\text{指定管理料積算年度の企業向けサービス価格指数の総平均の指数}} - 1 = \text{変動率}$$

②施設費（光熱水費及び燃料費を除く）

$$\frac{\text{前年度の企業向けサービス価格指数の総平均の指数}}{\text{指定管理料積算年度の企業向けサービス価格指数の総平均の指数}} - 1 = \text{変動率}$$

※いずれも小数点第4位を四捨五入

(3) スライド額の算出方法

<事業費・施設費のスライド額> ※令和8年度の指定管理料の場合の例

$$\begin{aligned} \text{事業費のスライド額} &= \text{事業費の積算額} \times \text{請負率} \times \left(\frac{\text{前年度（R7）の企業向けサービス価格指数}}{\text{指定管理料積算年度（R6）の企業向けサービス価格指数}} - 1 \right) \\ &\quad - \text{事業費の積算額} \times \text{請負率} \times 1.50\% \\ \text{施設費のスライド額} &= \text{施設費の積算額} \times \text{請負率} \times \left(\frac{\text{前年度（R7）の企業向けサービス価格指数}}{\text{指定管理料積算年度（R6）の企業向けサービス価格指数}} - 1 \right) \\ &\quad - \text{施設費の積算額} \times \text{請負率} \times 1.50\% \end{aligned}$$

<事業費・施設費に連動する管理雑費のスライド額>

$$\text{管理雑費のスライド額} = \left(\text{事業費のスライド額} + \text{施設費のスライド額} \right) \times 1.0\% \text{（経費率）}$$

5 制度運用スケジュール

			静岡市	指定管理者
指定期間 開始前	募集実施時		・スライド制度に関する事項と、各経費の積算額を仕様書へ明記した上で、指定管理者を募集	
	年度協定締結時		・スライド制度の概要やスライド額の算出方法等を確認した上で、年度協定を締結	
指定期間 中	計算を行う年度	9～10月頃	・賃金水準及び物価水準の変動を算定する各指標の変動率等を指定管理者に通知 ・上記通知を基に翌年度のスライド額を算出し、指定管理者に通知 ・スライド額が生じる場合は翌年度の予算要求額に反映	・通知を参考に、翌年度の賃上げ実施等を検討
		2年目以降	・スライド額を当該年度の指定管理料に反映した上で、年度協定を締結	
		4月 随時	・モニタリング等の機会に賃上げ等の実施状況を確認	・年度終了後、反映状況に関する報告書を市へ提出

(1) 指定期間開始前

- ① 指定管理者の募集時、スライド制度に関する事項と、各経費の積算額を仕様書へ明記した上で、指定管理者を募集する。
- ② 年度協定締結時、市（施設所管課）と指定管理者でスライド制度の概要やスライド額の算出方法等を確認した上で、年度協定を締結する。

(2) 指定期間中

① 計算を行う年度

ア 市（社会共有資産利活用推進課及び財政課）は、賃金水準及び物価水準の変動を算定する各指標の公表時期に合わせて各指標の変動率等を算出し、施設所管課を通して指定管理者に通知する。

イ 市（施設所管課）は、上記アの通知を基に翌年度のスライド額を算出し、指定管理者に通知する。スライド額が生じる場合は、翌年度の指定管理料の予算要求額に反映する。

ウ 指定管理者は、上記ア及びイの通知を参考に、翌年度の賃上げ実施等を検討する。

② 指定期間2年目以降

ア 算出したスライド額を当該年度の指定管理料に反映した上で、年度協定を締結する。

イ 指定管理者は、年度終了後、事業報告書とともに「指定管理料スライド額の反映状況に関する報告書（様式）」を市（施設所管課）へ提出する。

ウ 市（施設所管課）は、モニタリング実施時や事業報告（年度報告）の確認を行う際に、賃金水準の変動に伴う人件費の対応状況について確認を行う。

6 その他の取扱い

(1) 指定期間開始が4月1日以外の場合

新規施設など、指定期間の開始が4月1日以外の施設について、翌年度の見直し計算を行うまでに指定期間が開始している場合は、翌年度の指定管理料から見直し計算の対象とする。

(2) PFI 法に基づく指定管理施設

PFI 法に基づく指定管理施設については、個別の事業契約に基づき物価調整を行うため、本制度は適用しない。

(様式)

指定管理料スライド額の反映状況に関する報告書

年 月 日

賃金水準の変動に伴うスライド額の反映状況について、下記のとおり報告します。

1 基本情報

施設名	
指定期間	年 月 日～ 年 月 日（指定期間 年目）
指定管理者名	

2 賃金水準の変動に伴うスライド額の反映状況

☐ ①職員の人件費に反映した

具体的な反映内容

☐ ②職員の人件費に反映していない

反映していない理由

3 その他

その他、賃金水準の変動に伴う賃上げ等の検討状況や自由意見

別紙7-1

【計算シート（n年度の指定管理料スライド額）】

※黄色セル：入力箇所

単位：円

指定管理料 請負率	:	指定管理料 提案額	÷	指定管理料 上限額	=	請負率 #DIV/0!
--------------	---	-----------	---	-----------	---	----------------

常勤職員人件費の 変動率	:	前年度(n-1)の民間給与実態調査の額	÷	指定管理料積算年度の民間給与実態調査の額	-	1	=	#DIV/0!
-----------------	---	---------------------	---	----------------------	---	---	---	---------

A 常勤職員人件費 増減額	:	a 常勤職員人件費の積算額	×	請負率 #DIV/0!	×	変動率 #DIV/0!	=	#DIV/0!
------------------	---	---------------	---	----------------	---	----------------	---	---------

臨時職員人件費の 変動率	:	前年度(n-1)の静岡県最低賃金	÷	指定管理料積算年度の静岡県最低賃金	-	1	=	#DIV/0!
-----------------	---	------------------	---	-------------------	---	---	---	---------

B 臨時職員人件費 増減額	:	b 臨時職員人件費の積算額	×	請負率 #DIV/0!	×	変動率 #DIV/0!	=	#DIV/0!
------------------	---	---------------	---	----------------	---	----------------	---	---------

指定管理者 負担額	:	(a 常勤職員人件費の積算額×請負率 #DIV/0! + b 臨時職員人件費の積算額×請負率 #DIV/0!)	×	1.50%	=	c #DIV/0!
--------------	---	---	---	-------	---	-----------

→ ± #DIV/0! 円 までは指定管理者の負担とする。

人件費の 増減額	:	A #DIV/0!	+	B #DIV/0!	=	C #DIV/0!
-------------	---	-----------	---	-----------	---	-----------

→ 人件費の増減額（C）と指定管理者負担額（c）を比較し、増減額が負担額の範囲内である場合、スライド額は0円となる。
増減額が負担額の範囲を超える場合、下記計算式により算出される額がスライド額となる。

○人件費の増減額（C）がプラスの場合

人件費の スライド額	:	C #DIV/0!	-	指定管理者負担額 #DIV/0!	=	#DIV/0!
---------------	---	-----------	---	---------------------	---	---------

●人件費の増減額（C）がマイナスの場合

人件費の スライド額	:	C #DIV/0!	+	指定管理者負担額 #DIV/0!	=	#DIV/0!
---------------	---	-----------	---	---------------------	---	---------

別紙7-2

【計算シート（n年度の指定管理料スライド額）】

※黄色セル：入力箇所

単位：円

指定管理料 請負率	:	指定管理料 提案額 0	÷	指定管理料 上限額 0	=	請負率 #DIV/0!
--------------	---	----------------	---	----------------	---	----------------

事業費の 変動率	:	$\frac{\text{前年度(n-1)の企業向けサービス価格指数}}{\text{指定管理料積算年度の企業向けサービス価格指数}} - 1$	=	#DIV/0!
-------------	---	--	---	---------

事業費の 増減額	:	$\text{事業費の積算額} \times \text{請負率} \times \text{変動率}$	=	A #DIV/0!
-------------	---	--	---	-----------

指定管理者 負担額	:	$\text{事業費の積算額} \times \text{請負率}$	×	1.50%	=	#DIV/0!
--------------	---	------------------------------------	---	-------	---	---------

→ ± #DIV/0! 円までは指定管理者の負担とする。

→ 事業費の増減額（A）と指定管理者負担額を比較し、増減額が負担額の範囲内である場合、スライド額は0円となる。
 増減額が負担額の範囲を超える場合、下記計算式により算出される額がスライド額となる。

○事業費の増減額（A）がプラスの場合

事業費の スライド額	A #DIV/0!	-	#DIV/0!	=	#DIV/0!
---------------	-----------	---	---------	---	---------

○事業費の増減額（A）がマイナスの場合

事業費の スライド額	A #DIV/0!	+	#DIV/0!	=	#DIV/0!
---------------	-----------	---	---------	---	---------

別紙 7-3

【計算シート（n年度の指定管理料スライド額）】

※黄色セル：入力箇所

単位：円

指定管理料 請負率	:	指定管理料 提案額 0	÷	指定管理料 上限額 0	=	請負率 #DIV/0!
--------------	---	----------------	---	----------------	---	----------------

施設費の 変動率	:	前年度(n-1)の企業向けサービス価格指数 指定管理料積算年度の企業向けサービス価格指数	-	1	=	#DIV/0!
-------------	---	---	---	---	---	---------

施設費の 増減額	:	施設費の積算額	×	請負率 #DIV/0!	×	変動率 #DIV/0!	=	A	#DIV/0!
-------------	---	---------	---	----------------	---	----------------	---	---	---------

指定管理者 負担額	:	施設費の積算額×請負率 #DIV/0!	×	1.50%	=	#DIV/0!
--------------	---	------------------------	---	-------	---	---------

→ ± #DIV/0! 円までは指定管理者の負担とする。

→ 施設費の増減額（A）と指定管理者負担額を比較し、増減額が負担額の範囲内である場合、スライド額は0円となる。
増減額が負担額の範囲を超える場合、下記計算式により算出される額がスライド額となる。

○施設費の増減額（A）がプラスの場合

施設費の スライド額	A	#DIV/0!	-	#DIV/0!	=	#DIV/0!
---------------	---	---------	---	---------	---	---------

○施設費の増減額（A）がマイナスの場合

施設費の スライド額	A	#DIV/0!	+	#DIV/0!	=	#DIV/0!
---------------	---	---------	---	---------	---	---------

別紙 7-4

【計算シート（n年度の指定管理料スライド額）】

※黄色セル：入力箇所

単位：円

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{管理費の} \\ \hline \text{スライド額} \\ \hline \end{array} : \begin{array}{|c|} \hline \text{人件費スライド額} \\ \hline \text{ } \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{経費率} \\ \hline 10.0\% \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline 0 \\ \hline \end{array}$$

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{管理雑費の} \\ \hline \text{スライド額} \\ \hline \end{array} : \left(\begin{array}{|c|} \hline \text{事業費スライド額} \\ \hline \text{ } \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{施設費スライド額} \\ \hline \text{ } \\ \hline \end{array} \right) \times \begin{array}{|c|} \hline \text{経費率} \\ \hline 1.0\% \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline 0 \\ \hline \end{array}$$

キャッシュレス手数料等報告書

(様式)

施 設 名		所管課名	
-------	--	------	--

指定管理者		指定管理形態	
-------	--	--------	--

1 決済端末使用料

経費負担の有無	端末導入月	金額
有	令和 年 月	

2 決済手数料

発生月	内 訳	金額
令和●年 4月	0 件 別紙のとおり	0
令和●年 5月	0 件 別紙のとおり	0
令和●年 6月	0 件 別紙のとおり	0
令和●年 7月	0 件 別紙のとおり	0
令和●年 8月	0 件 別紙のとおり	0
令和●年 9月	0 件 別紙のとおり	0
令和●年 10月	0 件 別紙のとおり	0
令和●年 11月	0 件 別紙のとおり	0
令和●年 12月	0 件 別紙のとおり	0
令和●年 1月	0 件 別紙のとおり	0
令和●年 2月	0 件 別紙のとおり	0
令和●年 3月	0 件 別紙のとおり	0
令和●年度における決済手数料合計		0

3 負担額

負担額(A + B)	0円
--------------	----

別紙 8

令和 年 月	件数	合計額
	0	0

決裁種別	件数	金額	手数料率	金額（消費税込）
VISA/Mastercard	0	0	2.95%	0
JCB/アメリカンエキスプレス/ダイナースクラブ	0	0	3.40%	0
銀聯カード	0	0	3.10%	0
Suica	0	0	2.37%	0
iD	0	0	2.95%	0
楽天Edy	0	0	2.82%	0
WAON	0	0	2.82%	0
nanaco	0	0	2.82%	0
QUIC PAY	0	0	3.40%	0
Pay Pay	0	0	2.95%	0
au Pay	0	0	2.95%	0
メルペイ	0	0	2.95%	0
d払い	0	0	2.95%	0
楽天Pay	0	0	3.04%	0
Jcoin Pay	0	0	2.95%	0
Bank Pay	0	0	2.95%	0
ゆうちょ Pay	0	0	2.95%	0
	0	0		0

内消費税額
0

※金額（消費税込）は小数点以下切り捨て

別表 1 備品リスト（3万円以上）

備品番号	取得日	品名	規格	金額
0000029248	平成1年2月1日	両袖机	不明	30,500
0000029252	平成1年3月31日	会議用テーブル	コクヨWT-W34R	1,080,000
0000029253	平成1年3月31日	応接テーブル	68-3型・68-S型	293,000
0000029254	平成1年3月31日	監視台	セノーJG9235	409,500
0000029285	平成1年3月31日	茶ダンス	ウチダ36W型	47,200
0000029287	平成1年3月31日	金庫	オカムラ4442BD	126,000
0000029358	平成1年3月31日	黒板	ST-36GS	63,000
0000029359	平成1年3月31日	黒板	ST-36GS	63,000
0000029362	平成1年3月31日	案内板	コクヨGB-7	34,000
0000029363	平成1年3月31日	案内板	コクヨGB-7	34,000
0000029364	平成1年3月31日	案内板	コクヨGB-7	34,000
0000029365	平成1年3月31日	案内板	コクヨGB-7	34,000
0000029368	平成1年3月31日	仕切柵	800×2000	60,000
0000029369	平成1年3月31日	仕切柵	800×2000	60,000
0000029370	平成1年3月31日	仕切柵	800×2000	60,000
0000029371	平成1年3月31日	仕切柵	800×2000	60,000
0000029372	平成1年3月31日	仕切柵	800×2000	60,000
0000029373	平成1年3月31日	仕切柵	800×2000	60,000
0000029374	平成1年3月31日	仕切柵	800×2000	60,000
0000029375	平成1年3月31日	仕切柵	800×2000	60,000
0000029376	平成1年3月31日	仕切柵	800×2000	60,000
0000029377	平成1年3月31日	仕切柵	800×2000	60,000
0000029378	平成1年3月31日	仕切柵	800×2000	60,000
0000029379	平成1年3月31日	仕切柵	800×2000	60,000
0000029380	平成1年3月31日	仕切柵	800×2000	60,000
0000029381	平成1年3月31日	仕切柵	800×2000	60,000
0000029382	平成1年3月31日	仕切柵	800×2000	60,000
0000029383	平成1年3月31日	仕切柵	800×2000	60,000
0000029384	平成1年3月31日	仕切柵	800×2000	60,000
0000029385	平成1年3月31日	仕切柵	800×2000	60,000
0000029386	平成1年3月31日	仕切柵	800×2000	60,000
0000029387	平成1年3月31日	仕切柵	800×2000	60,000
0000029388	平成1年3月31日	仕切柵	800×2000	60,000
0000029389	平成1年3月31日	仕切柵	800×2000	60,000
0000029390	平成1年3月31日	仕切柵	800×2000	60,000
0000029391	平成1年3月31日	仕切柵	800×2000	60,000
0000029392	平成1年3月31日	仕切柵	800×2000	60,000
0000029393	平成1年3月31日	仕切柵	800×2000	60,000
0000029394	平成1年3月31日	仕切柵	800×2000	60,000
0000029395	平成1年3月31日	仕切柵	800×2000	60,000
0000029396	平成1年3月31日	仕切柵	800×2000	60,000
0000029397	平成1年3月31日	仕切柵	800×2000	60,000
0000029398	平成1年3月31日	仕切柵	800×2000	60,000
0000029399	平成1年3月31日	仕切柵	800×2000	60,000
0000029400	平成1年3月31日	仕切柵	800×2000	60,000
0000029401	平成1年3月31日	仕切柵	800×2000	60,000
0000029402	平成1年3月31日	仕切柵	800×2000	60,000
0000029403	平成1年3月31日	仕切柵	800×2000	60,000
0000029404	平成1年3月31日	仕切柵	800×2000	60,000
0000029410	平成1年3月31日	ブラインド	ニチベイソーラー	125,000

別表 1 備品リスト (3万円以上)

備品番号	取得日	品名	規格	金額
0000029411	平成1年3月31日	ブラインド	ニチベイソーラー	125,000
0000029412	平成1年3月31日	ブラインド	ニチベイソーラー	125,000
0000029413	平成1年3月31日	ブラインド	ニチベイソーラー	125,000
0000029414	平成1年3月31日	ブラインド	ニチベイソーラー	70,000
0000029416	平成1年3月31日	ベッド	ウチダUS-130	46,800
0000029417	平成1年3月31日	硬貨計算機	トヨコムCK-50	170,000
0000029447	平成1年3月31日	スターター	MINORIPS-101S	68,000
0000029448	平成1年3月31日	シグナル(ピストル)	セイコーPS-101S	30,000
0000029449	平成1年3月31日	シグナル(ピストル)	セイコーPS-101S	30,000
0000029459	平成1年3月31日	プールデッキ	セノーJG9300	39,500
0000029460	平成1年3月31日	プールデッキ	セノーJG9300	39,500
0000029461	平成1年3月31日	プールデッキ	セノーJG9300	39,500
0000029462	平成1年3月31日	プールデッキ	セノーJG9300	39,500
0000029463	平成1年3月31日	プールデッキ	セノーJG9300	39,500
0000029464	平成1年3月31日	プールデッキ	セノーJG9300	39,500
0000029465	平成1年3月31日	プールデッキ	セノーJG9300	39,500
0000029466	平成1年3月31日	プールデッキ	セノーJG9300	39,500
0000029467	平成1年3月31日	プールデッキ	セノーJG9300	39,500
0000029468	平成1年3月31日	プールデッキ	セノーJG9300	39,500
0000029469	平成1年3月31日	プールデッキ	セノーJG9300	39,500
0000029470	平成1年3月31日	プールデッキ	セノーJG9300	39,500
0000029471	平成1年3月31日	プールデッキ	セノーJG9300	39,500
0000029472	平成1年3月31日	プールデッキ	セノーJG9300	39,500
0000029473	平成1年3月31日	プールデッキ	セノーJG9300	39,500
0000029474	平成1年3月31日	プールデッキ	セノーJG9300	39,500
0000029475	平成1年3月31日	プールデッキ	セノーJG9300	39,500
0000029476	平成1年3月31日	プールデッキ	セノーJG9300	39,500
0000029477	平成1年3月31日	プールデッキ	セノーJG9300	39,500
0000029478	平成1年3月31日	プールデッキ	セノーJG9300	39,500
0000029479	平成1年3月31日	コースロープ巻取器	セノーJF9301	250,000
0000029480	平成1年3月31日	コースロープ巻取器	セノーJF9301	250,000
0000029491	平成1年3月31日	プールフロアー	MINORIFN-2	47,370
0000029492	平成1年3月31日	プールフロアー	MINORIFN-2	47,370
0000029493	平成1年3月31日	プールフロアー	MINORIFN-2	47,370
0000029502	平成1年3月31日	物置	ビニトップH65	139,000
0000029503	平成1年3月31日	物置	ビニトップH65	139,000
0000028815	平成3年1月28日	両袖机	課長級用	32,770
0000028882	平成3年1月31日	アレンジャーケース	ST-1152P	36,800
0000028883	平成3年1月31日	アレンジャーケース	ST-1152P	36,800
0000028884	平成3年1月31日	アレンジャーケース	ST-1152P	36,800
0000028885	平成3年1月31日	金庫	オカムラ4442DD	120,000
0000028890	平成3年1月31日	ホワイトボード	266-6506	37,000
0000028837	平成3年2月5日	茶ダンス	ガラス戸付き	35,226
0000028838	平成3年2月5日	茶ダンス	ガラス戸付き	35,226
0000028888	平成3年2月7日	救急セット	日医532-0125	71,000
0000028889	平成3年2月7日	工具セット	2205-700S	30,900
0000028891	平成3年2月7日	ホワイトボード	266-6836	34,450
0000028997	平成3年2月7日	天幕(テント)	2間×3間エステル帆布	75,000
0000028998	平成3年2月7日	天幕(テント)	2間×3間エステル帆布	75,000
0000029357	平成3年2月7日	工具箱	2205700S	30,900

別表 1 備品リスト (3万円以上)

備品番号	取得日	品名	規格	金額
0000029009	平成3年2月9日	担架	09102-230	60,000
0000029010	平成3年2月9日	担架	9102	60,000
0000028892	平成3年2月13日	ホワイトボード	266-6836	33,500
0000028999	平成3年2月14日	ベッド	ウチダ530-1221	55,620
0000029011	平成3年2月14日	担架	532-1058	56,959
0000029055	平成3年2月14日	指令台	F1371	306,500
0000028943	平成3年2月18日	コインロッカー	NS-1685W	100,000
0000028944	平成3年2月18日	コインロッカー	NS-1685W	100,000
0000028945	平成3年2月18日	コインロッカー	NS-1685W	100,000
0000028946	平成3年2月18日	コインロッカー	NS-1685W	100,000
0000028947	平成3年2月18日	コインロッカー	NS-1685W	100,000
0000028948	平成3年2月18日	コインロッカー	NS-1685W	100,000
0000028949	平成3年2月18日	コインロッカー	NS-1685W	100,000
0000028950	平成3年2月18日	コインロッカー	NS-1685W	100,000
0000028951	平成3年2月18日	コインロッカー	NS-1685W	100,000
0000028952	平成3年2月18日	コインロッカー	NS-1685W	100,000
0000028953	平成3年2月18日	コインロッカー	NS-1685W	100,000
0000028954	平成3年2月18日	コインロッカー	NS-1685W	100,000
0000028955	平成3年2月18日	コインロッカー	NS-1685W	100,000
0000028956	平成3年2月18日	コインロッカー	NS-1685W	100,000
0000028921	平成3年2月28日	ベンチ	ウチダ42-549	35,020
0000028922	平成3年2月28日	ベンチ	ウチダ42-549	35,020
0000028923	平成3年2月28日	ベンチ	ウチダ42-549	35,020
0000028924	平成3年2月28日	ベンチ	ウチダ42-549	35,020
0000028925	平成3年2月28日	ベンチ	ウチダ42-549	35,020
0000028926	平成3年2月28日	ベンチ	ウチダ42-549	35,020
0000028931	平成3年2月28日	ベンチ	ウチダ42-549	35,020
0000028932	平成3年2月28日	ベンチ	ウチダ42-549	35,020
0000028933	平成3年2月28日	ベンチ	ウチダ42-549	35,020
0000028934	平成3年2月28日	ベンチ	ウチダ42-549	35,020
0000028936	平成3年2月28日	ベンチ	ウチダ42-549	35,020
0000028937	平成3年2月28日	ベンチ	ウチダ42-549	35,020
0000028939	平成3年2月28日	ベンチ	ウチダ42-549	35,020
0000029068	平成3年2月28日	高跳用高度計	F3042	205,750
0000029142	平成3年2月28日	表彰台	F-1103	449,200
0000029165	平成3年2月28日	コースナンバー標識	F-1191	236,390
0000029170	平成3年2月28日	周回表示器	F1133	155,840
0000029171	平成3年2月28日	競技速報表示器	F-1192	306,430
0000029153	平成3年3月7日	ビーチパラソル	F-3301	73,542
0000029154	平成3年3月7日	ビーチパラソル	F-3301	73,542
0000029155	平成3年3月7日	ビーチパラソル	F-3301	73,542
0000029156	平成3年3月7日	ビーチパラソル	F-3301	73,542
0000029162	平成3年3月7日	距離標識器	F-1203	120,820
0000029194	平成3年3月7日	テープ巻取器	F-1333	62,900
0000029195	平成3年3月7日	テープ巻取器	F-1333	62,900
0000029196	平成3年3月7日	テープ巻取器	F-1333	62,900
0000029197	平成3年3月7日	テープ巻取器	F-1333	62,900
0000029198	平成3年3月7日	テープ巻取器	F-1333	62,900
0000029199	平成3年3月7日	テープ巻取器	F-1333	62,900
0000029200	平成3年3月7日	テープ巻取器	F-1333	62,900

別表 1 備品リスト (3万円以上)

備品番号	取得日	品名	規格	金額
0000029201	平成3年3月7日	テープ巻取器	F-1333	62,900
0000029071	平成3年3月14日	ポール置き台	F-1341	236,380
0000029075	平成3年3月14日	円盤置き台	F-1343	148,835
0000029076	平成3年3月14日	円盤置き台	F-1353	192,610
0000029082	平成3年3月14日	砲丸置き台	F-1344	150,590
0000029083	平成3年3月14日	砲丸置き台	F-1354	194,880
0000029078	平成3年3月15日	槍立て置き台	F-1352	192,610
0000029080	平成3年3月15日	槍立て置き台	F-1361	59,534
0000029184	平成3年3月15日	ビニールテープ	F-3214	33,660
0000029185	平成3年3月15日	ビニールテープ	F-3214	33,660
0000029186	平成3年3月15日	ビニールテープ	F-3214	33,660
0000029187	平成3年3月15日	ビニールテープ	F-3211	33,660
0000029188	平成3年3月15日	ビニールテープ	F-3211	33,660
0000029189	平成3年3月15日	ビニールテープ	F-3211	33,660
0000029059	平成3年3月25日	支柱	ニシスポーツ製F-1222	36,770
0000029060	平成3年3月25日	支柱	ニシスポーツ製F-1222	36,770
0000029065	平成3年3月25日	高跳用マット	F-502F-525	542,810
0000029135	平成3年3月25日	マット運搬車	F-1271	362,560
0000028957	平成3年3月30日	コインロッカー	NS-1685W	103,000
0000028958	平成3年3月30日	コインロッカー	NS-1685W	103,000
0000028959	平成3年3月30日	コインロッカー	NS-1685W	103,000
0000028960	平成3年3月30日	コインロッカー	NS-1685W	103,000
0000028961	平成3年3月30日	コインロッカー	NS-1685W	103,000
0000028962	平成3年3月30日	コインロッカー	NS-1685W	103,000
0000028963	平成3年3月30日	コインロッカー	NS-1685W	103,000
0000028964	平成3年3月30日	コインロッカー	NS-1685W	103,000
0000028965	平成3年3月30日	コインロッカー	NS-1685W	103,000
0000028966	平成3年3月30日	コインロッカー	NS-1685W	103,000
0000028967	平成3年3月30日	コインロッカー	NS-1685W	103,000
0000028968	平成3年3月30日	コインロッカー	NS-1685W	103,000
0000028987	平成3年3月30日	コインロッカー	NS-1685W	103,000
0000028988	平成3年3月30日	コインロッカー	NS-1685W	103,000
0000028989	平成3年3月30日	コインロッカー	NS-1685W	103,000
0000028990	平成3年3月30日	コインロッカー	NS-1685W	103,000
0000028991	平成3年3月30日	コインロッカー	NS-1685W	103,000
0000028992	平成3年3月30日	コインロッカー	NS-1685W	103,000
0000028993	平成3年3月30日	コインロッカー	NS-1685W	103,000
0000028994	平成3年3月30日	コインロッカー	NS-1685W	103,000
0000028995	平成3年3月30日	コインロッカー	NS-1685W	103,000
0000028996	平成3年3月30日	コインロッカー	NS-1685W	103,000
0000029005	平成3年3月30日	距離表示器	F-1201	782,800
0000029022	平成3年3月30日	運搬車	F1181	156,560
0000029023	平成3年3月30日	運搬車	F1181	156,560
0000029024	平成3年3月30日	運搬車	F1181	156,560
0000029030	平成3年3月30日	運搬車	F1181	156,560
0000029061	平成3年3月30日	高跳用支柱	F-1232	242,250
0000029062	平成3年3月30日	高跳用支柱	F-1232	242,250
0000029063	平成3年3月30日	高跳用支柱	F-1221	123,250
0000029064	平成3年3月30日	高跳用支柱	F-1221	123,250
0000029066	平成3年3月30日	高跳用マット	フジゴム製	772,500

別表1 備品リスト（3万円以上）

備品番号	取得日	品名	規格	金額
0000029072	平成3年3月30日	高跳用支柱	F-1233	61,800
0000029074	平成3年3月30日	棒高跳びマット	F511	3,296,000
0000029109	平成3年3月30日	ハンマー用タンマグ器	F-1403	52,736
0000029110	平成3年3月30日	ハンマー用タンマグ器	F-1403	52,736
0000029143	平成3年3月30日	テント	2間×3間	75,000
0000029144	平成3年3月30日	テント	2間×3間	75,000
0000029145	平成3年3月30日	テント	2間×3間	75,000
0000029146	平成3年3月30日	テント	2間×3間	75,000
0000029147	平成3年3月30日	テント	2間×3間	75,000
0000029148	平成3年3月30日	テント	2間×3間	75,000
0000029149	平成3年3月30日	テント	2間×3間	75,000
0000029150	平成3年3月30日	テント	2間×3間	75,000
0000029160	平成3年3月30日	スタート発信・ゴールタイマー装置	MS171MS120	9,579,000
0000029161	平成3年3月30日	電光掲示盤	MS132	16,222,500
0000029172	平成3年3月30日	順位表示器	F-1242	206,000
0000029173	平成3年3月30日	順位表示器	F-1242	206,000
0000029174	平成3年3月30日	順位表示器	F-1194	262,650
0000029175	平成3年3月30日	順位表示器	F-1194	262,650
0000029176	平成3年3月30日	順位表示器	F-1194	262,650
0000051762	平成3年3月30日	人工芝マット	ロンターフ PG-TN	14,445,750
0000028841	平成5年2月12日	整理庫	TUW-18型	37,800
0000028842	平成5年2月12日	整理庫	TUW-18型	37,800
0000029056	平成9年1月7日	バー	棒高跳用	71,700
0000029057	平成9年1月7日	バー	棒高跳用	71,700
0000029058	平成9年1月7日	バー	棒高跳用	71,700
0000029510	平成9年3月21日	会議用テーブル	8184LA-MB42	33,750
0000029511	平成9年3月21日	会議用テーブル	8184LA-MB42	33,750
0000029512	平成9年3月21日	会議用テーブル	8184LA-MB42	33,750
0000029513	平成9年3月21日	会議用テーブル	8184LA-MB42	33,750
0000029514	平成9年3月21日	会議用テーブル	8184LA-MB42	33,750
0000029515	平成9年3月21日	会議用テーブル	8184LA-MB42	33,750
0000029516	平成9年3月21日	会議用テーブル	8184LA-MB42	33,750
0000029517	平成9年3月21日	会議用テーブル	8184LA-MB42	33,750
0000029518	平成9年3月21日	会議用テーブル	8184LA-MB42	33,750
0000029519	平成9年3月21日	会議用テーブル	8184LA-MB42	33,750
0000029520	平成9年3月21日	会議用テーブル	8184LA-MB42	33,750
0000029521	平成9年3月21日	会議用テーブル	8184LA-MB42	33,750
0000029522	平成9年3月21日	会議用テーブル	8184LA-MB42	33,750
0000029523	平成9年3月21日	会議用テーブル	8184LA-MB42	33,750
0000029524	平成9年3月21日	会議用テーブル	8184LG-MB42	40,000
0000029528	平成9年3月21日	器械戸棚	コクヨHP-SG3N	52,600
0000029529	平成9年3月21日	回転黒板	BBE304-LGL	39,655
0000029530	平成9年3月21日	回転黒板	BBE304-LGL	39,655
0000029566	平成9年3月21日	ベッド	日医10760	43,980
0000029567	平成9年3月21日	診察台	日医10150	33,063
0000029569	平成9年3月21日	カーテン	マーサクリーンシェア	37,800
0000029570	平成9年3月21日	カーテン	マーサクリーンシェア	37,800
0000029571	平成9年3月21日	カーテン	マーサクリーンシェア	37,800
0000029572	平成9年3月21日	カーテン	マーサクリーンシェア	37,800
0000029573	平成9年3月21日	カーテン	マーサクリーンシェア	37,800

別表 1 備品リスト (3万円以上)

備品番号	取得日	品名	規格	金額
0000029574	平成9年3月21日	カーテン	マーサクリーンシェア	37,800
0000029575	平成9年3月21日	カーテン	マーサクリーンシェア	37,800
0000029576	平成9年3月21日	得点板	B-3180	33,200
0000029587	平成9年3月21日	朝礼台	A131	126,500
0000029963	平成10年3月31日	ターゲットバードゴルフ常設ホール	不明	35,600
0000029964	平成10年3月31日	ターゲットバードゴルフ常設ホール	不明	35,600
0000029965	平成11年3月11日	綱引ロープ	TEB-701	37,500
0000029966	平成11年3月11日	綱引用ロープ	TEB-701	37,500
0000029232	平成11年7月30日	身体障害者水浴施設用介助装置	グッドラクダーⅢ	1,260,000
0000046092	平成13年11月5日	硬式テニスネット	アシックステニスネット11121K	53,350
0000046093	平成13年11月5日	硬式テニスネット	アシックステニスネット11121K	53,350
0000046094	平成13年11月5日	硬式テニスネット	アシックステニスネット11121K	53,350
0000046602	平成14年3月22日	ベタンク用具	SRP-22	39,840
0000062334	平成15年8月18日	コースロープ波消しブイ	日水連公認 東京産商A-0 5-25と同等品 ブイ直径110	88,200
0000062335	平成15年8月18日	コースロープ波消しブイ	日水連公認 東京産商A-0 5-25と同等品 ブイ直径110	88,200
0000062336	平成15年8月18日	コースロープ波消しブイ	日水連公認 東京産商A-0 5-25と同等品 ブイ直径110	88,200
0000085322	平成16年2月12日	スカイクロス競技セット	ISO-SKB2 サンラッキー製	37,485
0000099713	平成18年11月2日	競歩用警告掲示板	表示面1200×900mm 脚付	50,949
0000100111	平成18年11月30日	走り高跳用高度計	NISHI F3041	159,600
0000100112	平成18年11月30日	棒高支柱用保護カバー	NISHI F540B	53,340
0000107996	平成19年2月23日	3000m障害水濠用バー	桧製	201,768
0000109616	平成19年3月1日	周回表示器	エバニュー GC-145 移動キヤスター付	107,250
0000109617	平成19年3月1日	ホワイトボード	エバニュー KE-316 1800×900 脚付	34,560
0000115129	平成20年3月3日	走り高跳び用マット	㈱ニシ・スポーツF501(色番06)	1,081,500
0000115477	平成20年3月14日	ブラシ	エーススーパーST-1(A)	87,500
0000115478	平成20年3月14日	ブラシ	エーススーパーST-1(A)	87,500
0000119395	平成20年8月29日	棒高跳び用マット	F511(色番06) 6×7.3×0.8m	2,383,500
0000151941	平成21年12月10日	芝刈機	自走式ロータリーモア(LM5360KX)	147,500
0000151942	平成21年12月10日	芝刈機	自走式ロータリーモア(LM5360KX)	147,500
0000163143	平成23年3月17日	ターゲットバードゴルフセット	SRS-JX1N	39,228
0000163144	平成23年3月17日	ターゲットバードゴルフセット	SRS-JX1N	39,228
0000163556	平成23年3月29日	少年用サッカーゴール	ルイ高 ポトハンタージュニア RT-F010936	299,250
0000164094	平成23年3月29日	球技用具	少年用サッカーゴール(西ヶ谷総合グラウンド)	299,250
0000164213	平成23年5月27日	3000m障害水濠用バー	F1149C	262,657
0000164371	平成23年6月10日	風向風速計	NF3200C ニシ・スポーツ	194,900
0000164372	平成23年6月10日	風向風速計	NF3200C ニシ・スポーツ	194,900
0000164373	平成23年6月10日	3000m障害移動障害物	F1151A ニシ・スポーツ	1,322,500
0000164391	平成23年6月16日	フィールド用ビニールテープ	ニシ F3210	39,900
0000164635	平成23年7月29日	自動券売機	VT-B10	1,029,000
0000171242	平成24年10月29日	少年用サッカーゴール	ルイ高 サッカーゴールZERO JR(RT-F012931)	119,175
0000171243	平成24年10月29日	少年用サッカーゴール	ルイ高 サッカーゴールZERO JR(RT-F012931)	119,175
0000171431	平成24年12月3日	写真判定装置ハブ	セイコーCentreCOMMR820TRX	66,150
0000172966	平成25年3月18日	プールコースロープ	25m ツカサ TH11025	74,970
0000172967	平成25年3月18日	プールコースロープ	25m ツカサ TH11025	74,970
0000172968	平成25年3月18日	プールコースロープ	25m ツカサ TH11025	74,970
0000172969	平成25年3月18日	プールコースロープ	25m ツカサ TH11025	74,970
0000175087	平成25年12月11日	コースロープ	ツカサTH11025	74,970
0000175088	平成25年12月11日	コースロープ	ツカサTH11025	74,970
0000175089	平成25年12月11日	コースロープ	ツカサTH11025	74,970
0000175090	平成25年12月11日	コースロープ	ツカサTH11025	74,970

別表1 備品リスト（3万円以上）

[illegible]

別表1 備品リスト（3万円以上）

備品番号	取得日	品名	規格	金額
0000179975	平成27年3月2日	プールフロア	ツカサ電工株式会社 TFN-2	74,520
0000179976	平成27年3月2日	プールフロア	ツカサ電工株式会社 TFN-2	74,520
0000179977	平成27年3月2日	プールフロア	ツカサ電工株式会社 TFN-2	74,520
0000179978	平成27年3月2日	プールフロア	ツカサ電工株式会社 TFN-2	74,520
0000179979	平成27年3月2日	プールフロア	ツカサ電工株式会社 TFN-2	74,520
0000179980	平成27年3月2日	プールフロア	ツカサ電工株式会社 TFN-2	74,520
0000179981	平成27年3月2日	プールフロア	ツカサ電工株式会社 TFN-2	74,520
0000179982	平成27年3月2日	プールフロア	ツカサ電工株式会社 TFN-2	74,520
0000179983	平成27年3月2日	プールフロア	ツカサ電工株式会社 TFN-2	74,520
0000180157	平成27年3月2日	トスフェンス	2×2m硬式 TECNO1-12-100	31,752
0000180158	平成27年3月2日	トスフェンス	2×2m硬式 TECNO1-12-100	31,752
0000180159	平成27年3月2日	トスフェンス	2×2m硬式 TECNO1-12-100	31,752
0000180160	平成27年3月2日	トスフェンス	2×2m硬式 TECNO1-12-100	31,752
0000180922	平成27年4月24日	走高跳用バー4m(ニシ/F581A)	34×30φ×4000L	31,590
0000180923	平成27年4月24日	走高跳用バー4m(ニシ/F581A)	34×30φ×4000L	31,590
0000180924	平成27年4月24日	走高跳用バー4m(ニシ/F581A)	34×30φ×4000L	31,590
0000180925	平成27年4月24日	走高跳用バー4m(ニシ/F581A)	34×30φ×4000L	31,590
0000180926	平成27年4月24日	走高跳用バー4m(ニシ/F581A)	34×30φ×4000L	31,590
0000180953	平成27年4月30日	走高跳用バー4m	西ヶ谷総合運動場 走高跳用バー4m(ニシ/F581A)	31,590
0000180954	平成27年4月30日	走高跳用バー4m	西ヶ谷総合運動場 走高跳用バー4m(ニシ/F581A)	31,590
0000180955	平成27年4月30日	走高跳用バー4m	西ヶ谷総合運動場 走高跳用バー4m(ニシ/F581A)	31,590
0000180956	平成27年4月30日	走高跳用バー4m	西ヶ谷総合運動場 走高跳用バー4m(ニシ/F581A)	31,590
0000181809	平成27年7月27日	タッチプレートほか	メーカー名:SEIKO 品番:TP-1900S	6,804,000
0000181810	平成27年8月7日	業務用乾湿クリーナー NT35/1AP	業務用乾湿クリーナー NT35/1AP エコフィルター強化タイプ	69,390
0000181811	平成27年8月7日	業務用乾湿クリーナー NT35/1AP	業務用乾湿クリーナー NT35/1AP エコフィルター強化タイプ	69,390
0000185209	平成28年2月16日	スポーツ施設トラクタ ほか(別紙仕様書のとおり)	スポーツ施設トラクタ ほか	2,181,600
0000187480	平成28年3月22日	陸上用具一式(別紙仕様書のとおり)	陸上用具(3種公認用)	5,495,904
0000187481	平成28年3月22日	陸上用具一式(別紙仕様書のとおり)	陸上用具(3種公認用)	498,096
0000187668	平成28年3月30日	砲丸投げフィールド保護カバー	機種 メーカー名 株式会社ニシ・スポーツ 品名/砲丸ビットカバー(ビット角度34.92度) 品番/	440,100
0000196780	平成30年2月28日	硬式テニスネット	全天候型 カネヤ製K-1228TC 上部ダブルネット黒	50,220
0000196781	平成30年2月28日	硬式テニスネット	全天候型 カネヤ製K-1228TC 上部ダブルネット黒	50,220
0000196782	平成30年2月28日	硬式テニスネット	全天候型 カネヤ製K-1228TC 上部ダブルネット黒	50,220
0000196783	平成30年2月28日	硬式テニスネット	全天候型 カネヤ製K-1228TC 上部ダブルネット黒	50,220
0000196784	平成30年2月28日	硬式テニスネット	全天候型 カネヤ製K-1228TC 上部ダブルネット黒	50,220
0000256480	平成31年3月27日	審判台	テニスコート用	40,986
0000256481	平成31年3月27日	審判台	テニスコート用	40,986
0000257148	令和1年7月29日	自動体外式除細動器(AED)	フィリップス社製ハートスタートFRx+	84,240
0000257149	令和1年7月29日	自動体外式除細動器(AED)	フィリップス社製ハートスタートFRx+	84,240
0000257150	令和1年7月29日	自動体外式除細動器(AED)	フィリップス社製ハートスタートFRx+	84,240
0000258720	令和2年2月5日	プール清掃ロボット	不明	577,500
0000259691	令和2年3月26日	超音波風速計	NMS200	891,000
0000259692	令和2年3月26日	超音波風速計	NMS200	891,000
0000259695	令和2年3月26日	フィニッシュタイマー操作盤	不明	1,309,000
0000260802	令和2年10月30日	リボンロッド 100m	(株)ニシ・スポーツ NF3013	176,000
0000260803	令和2年10月30日	やり 800g(80m)	(株)ニシ・スポーツ F453E	43,725
0000260804	令和2年10月30日	やり 800g(70m)	(株)ニシ・スポーツ F454E	37,867
0000260805	令和2年10月30日	やり 800g(70m)	(株)ニシ・スポーツ F454E	37,867
0000260806	令和2年10月30日	やり 800g(60m)	(株)ニシ・スポーツ F455E	36,135
0000260807	令和2年10月30日	ハードル	(株)ニシ・スポーツ NF106	55,000
0000260808	令和2年10月30日	ハードル	(株)ニシ・スポーツ NF106	55,000

別表1 備品リスト（3万円以上）

[illegible]

別表1 備品リスト（3万円以上）

[illegible]

別表1 備品リスト(3万円以上)

備品番号	取得日	品名	規格	金額
0000260900	令和2年11月4日	ハードル運搬車	(株)ニシ・スポーツ F1183	164,340
0000260901	令和2年11月4日	ハードル運搬車	(株)ニシ・スポーツ F1183	164,340
0000260902	令和2年11月4日	踏切板	(株)ニシ・スポーツ F2041A	32,890
0000260903	令和2年11月4日	踏切板	(株)ニシ・スポーツ F2041A	32,890
0000260904	令和2年11月4日	踏切板	(株)ニシ・スポーツ F2041A	32,890
0000260905	令和2年11月4日	踏切板取替・機器全般用工具	(株)ニシ・スポーツ F1205B	33,660
0000260906	令和2年11月4日	雨天記録装置覆い	(株)ニシ・スポーツ F1302B	147,262
0000260907	令和2年11月4日	雨天記録装置覆い	(株)ニシ・スポーツ F1302B	147,262
0000260908	令和2年11月4日	雨天記録装置覆い	(株)ニシ・スポーツ F1302B	147,262
0000260909	令和2年11月4日	雨天記録装置覆い	(株)ニシ・スポーツ F1302B	147,262
0000260910	令和2年11月4日	ビーチパラソル	(株)ニシ・スポーツ F3301A	49,665
0000260911	令和2年11月4日	ビーチパラソル	(株)ニシ・スポーツ F3301A	49,665
0000260912	令和2年11月4日	ビーチパラソル	(株)ニシ・スポーツ F3301A	49,665
0000260913	令和2年11月4日	ビーチパラソル	(株)ニシ・スポーツ F3301A	49,665
0000260914	令和2年11月4日	ビーチパラソル	(株)ニシ・スポーツ F3301A	49,665
0000260915	令和2年11月4日	ビーチパラソル机	(株)ニシ・スポーツ F3301D	46,200
0000260916	令和2年11月4日	ビーチパラソル机	(株)ニシ・スポーツ F3301D	46,200
0000260917	令和2年11月4日	ビーチパラソル机	(株)ニシ・スポーツ F3301D	46,200
0000260918	令和2年11月4日	ビーチパラソル机	(株)ニシ・スポーツ F3301D	46,200
0000260919	令和2年11月4日	ビーチパラソル机	(株)ニシ・スポーツ F3301D	46,200
0000260920	令和2年11月4日	投てき用防護ネット	(株)ニシ・スポーツ F1385	244,035
0000262472	令和2年11月13日	円盤・ハンマー投用囲い	(株)ニシ・スポーツ NF2059C	7,468,450
0000262851	令和3年2月1日	バキュームスイーパー	東興産業(株) LS5000	298,375
0000262852	令和3年2月1日	バキュームスイーパー	東興産業(株) LS5000	298,375
0000264890	令和3年10月5日	タッチパネル式自動券売機	VT-T20V-S-H	1,980,000
0000264891	令和3年10月5日	タッチパネル式自動券売機	VT-T20V-S-H	1,980,000
0000265850	令和4年2月8日	芝刈機	ホンダ芝刈機HRC536	199,650
0000265793	令和4年2月17日	プールフロア	N2-NS トーエイライトB4004	59,950
0000265794	令和4年2月17日	プールフロア	N2-NS トーエイライトB4004	59,950
0000265795	令和4年2月17日	プールフロア	N2-NS トーエイライトB4004	59,950
0000265796	令和4年2月17日	プールフロア	N2-NS トーエイライトB4004	59,950
0000265797	令和4年2月17日	プールフロア	N2-NS トーエイライトB4004	59,950
0000266852	令和4年6月9日	走り幅跳び踏切板	ニシF2041A(検定品)	37,950
0000266853	令和4年6月9日	走り幅跳び踏切板	ニシF2041A(検定品)	37,950
0000266854	令和4年6月9日	走り幅跳び踏切板	ニシF2041A(検定品)	37,950
0000266855	令和4年6月9日	走り幅跳び踏切板	ニシF2041A(検定品)	37,950
0000267574	令和4年8月29日	自動体外式除細動器AED	日本光電工業(株)AED-3100	220,000
0000268690	令和4年9月30日	硬式テニスネット	TNネット TN-11-2086	36,000
0000268691	令和4年9月30日	硬式テニスネット	TNネット TN-11-2086	36,000
0000269855	令和5年1月23日	審判台	トーエイライト 審判台RV150 B-2784	47,850
0000269856	令和5年1月23日	審判台	トーエイライト 審判台RV150 B-2784	47,850
0000269857	令和5年1月23日	審判台	トーエイライト 審判台RV150 B-2784	47,850
0000269858	令和5年1月23日	審判台	トーエイライト 審判台RV150 B-2784	47,850
0000269984	令和5年2月9日	プールロボット	プールロボットモビーFX(トーエイライト・B-2267)	297,000
0000271205	令和5年4月14日	食器棚	PS-001-A(ジョイントテックス)	43,100
0000271267	令和5年5月1日	冷蔵庫326L(2ドア)	ハイアール JR-NF326B-W	99,560
0000271268	令和5年5月1日	冷蔵庫130L(2ドア)	ハイアール JR-N130C-W	43,570
0000271269	令和5年5月1日	冷蔵庫130L(2ドア)	ハイアール JR-N130C-W	43,570
0000272909	令和5年9月25日	冷水高圧洗浄機	ケルヒャーHD4/8P(60HZ)	125,235
0000273487	令和5年11月24日	ハードル	ウルトラライトⅡニシNF106	66,000

別表2 利用料金の限度額と現在の利用料金

西ヶ谷総合運動場の利用料金

(1) 陸上競技場

施設名	利用区分		単位	条例での 限度額	承認額
陸上競技場	専用 利用	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合 一般	午前	9,420 円	9,420 円
陸上競技場	専用 利用	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合 一般	午後	12,560 円	12,560 円
陸上競技場	専用 利用	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合 一般	夜間	9,420 円	9,420 円
陸上競技場	専用 利用	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合 生徒等及び70歳以上の者	午前	6,600 円	6,600 円
陸上競技場	専用 利用	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合 生徒等及び70歳以上の者	午後	8,800 円	8,800 円
陸上競技場	専用 利用	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合 生徒等及び70歳以上の者	夜間	6,600 円	6,600 円
陸上競技場	専用 利用	その他の場合	午前	47,100 円	47,100 円
陸上競技場	専用 利用	その他の場合	午後	62,800 円	62,800 円
陸上競技場	専用 利用	その他の場合	夜間	47,100 円	47,100 円
陸上競技場	個人 利用	当日券 一般	午前	150 円	150 円
陸上競技場	個人 利用	当日券 一般	午後	150 円	150 円
陸上競技場	個人 利用	当日券 生徒等及び70歳以上の者	午前	80 円	80 円

陸上競技場	個人利用	当日券	生徒等及び70歳以上の者	午後	80 円	80 円
陸上競技場	個人利用	回数券(11 回分)	一般		1,500 円	1,500 円
陸上競技場	個人利用	回数券(11 回分)	生徒等及び70歳以上の者		800 円	800 円
陸上競技場	個人利用	整理券	一般	1 人 1 回 1 時間につき	150 円	150 円
陸上競技場	個人利用	整理券	生徒等及び70歳以上の者	1 人 1 回 1 時間につき	80 円	80 円

備考

- 2 以上の時間区分を連続して利用する場合の利用料金は、各時間区分の金額を合計した額とする。
- 利用許可を受けた時間区分を延長して正午から午後 1 時までの時間又は午後 5 時から午後 6 時までの時間を専用利用する場合の当該時間の利用料金は、正午から午後 1 時までの時間にあつてはこの表の午前の区分における金額の 3 分の 1 に相当する額と、午後 5 時から午後 6 時までの時間にあつてはこの表の午後の区分における金額の 4 分の 1 に相当する額とする。
- 静岡市総合運動場条例（平成15年条例第123号。以下「条例」という。）第 5 条第 3 項の規定により開場時間を変更した場合の当該変更した時間に係る利用料金は、1 時間（1 時間に満たないときは、1 時間とみなす。）につき、午前 6 時から午前 9 時までにあつてはこの表の午前の区分における金額の 3 分の 1 に相当する額と、午後 9 時から翌日の午前 6 時までにあつてはこの表の夜間の区分における金額の 3 分の 1 に相当する額とする。
- 利用者が、入場料又はこれに類するものを徴収する場合の利用料金は、この表による金額の 3 倍の額とする。
- 条例第 6 条第 3 項の規定により休場日を変更した日に専用利用する場合の利用料金は、この表による金額に当該額の 2 割に相当する額を加算した額とする。
- 利用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

(2) 室内プール

施設名	利用区分			単位	条例での 上限額	承認額
屋内プール	専用 利用	一般	夏期	午前 1 コー スにつき	1,340 円	1,340 円
屋内プール	専用 利用	一般	夏期	午後 1 1 コ ースにつき	1,340 円	1,340 円
屋内プール	専用 利用	一般	夏期	午後 2 1 コ ースにつき	1,340 円	1,340 円
屋内プール	専用 利用	一般	夏期	夜間 1 コー スにつき	2,680 円	2,680 円
屋内プール	専用 利用	一般	通常期	午前 1 コー スにつき	2,000 円	2,000 円
屋内プール	専用 利用	一般	通常期	午後 1 1 コ ースにつき	2,000 円	2,000 円
屋内プール	専用 利用	一般	通常期	午後 2 1 コ ースにつき	2,000 円	2,000 円
屋内プール	専用 利用	一般	通常期	夜間 1 コー スにつき	4,000 円	4,000 円
屋内プール	専用 利用	生徒等及び 70 歳 以上の者	夏期	午前 1 コー スにつき	940 円	940 円
屋内プール	専用 利用	生徒等及び 70 歳 以上の者	夏期	午後 1 1 コ ースにつき	940 円	940 円
屋内プール	専用 利用	生徒等及び 70 歳 以上の者	夏期	午後 2 1 コ ースにつき	940 円	940 円
屋内プール	専用 利用	生徒等及び 70 歳 以上の者	夏期	夜間 1 コー スにつき	1,880 円	1,880 円
屋内プール	専用 利用	生徒等及び 70 歳 以上の者	通常期	午前 1 コー スにつき	1,400 円	1,400 円
屋内プール	専用 利用	生徒等及び 70 歳 以上の者	通常期	午後 1 1 コ ースにつき	1,400 円	1,400 円
屋内プール	専用 利用	生徒等及び 70 歳 以上の者	通常期	午後 2 1 コ ースにつき	1,400 円	1,400 円
屋内プール	専用 利用	生徒等及び 70 歳 以上の者	通常期	夜間 1 コー スにつき	2,800 円	2,800 円
屋内プール	専用 利用	会議室	A 会議 室	午前	1,460 円	1,460 円
屋内プール	専用 利用	会議室	A 会議 室	午後 1	1,460 円	1,460 円

屋内プール	専用 利用	会議室	A 会議 室	午後 2	1,460 円	1,460 円
屋内プール	専用 利用	会議室	A 会議 室	夜間	2,920 円	2,920 円
屋内プール	専用 利用	会議室	B 会議 室	午前	940 円	940 円
屋内プール	専用 利用	会議室	B 会議 室	午後 1	940 円	940 円
屋内プール	専用 利用	会議室	B 会議 室	午後 2	940 円	940 円
屋内プール	専用 利用	会議室	B 会議 室	夜間	1,880 円	1,880 円
屋内プール	個人 利用	当日券一般	夏期	午前	210 円	210 円
屋内プール	個人 利用	当日券一般	夏期	午後 1	210 円	210 円
屋内プール	個人 利用	当日券一般	夏期	午後 2	210 円	210 円
屋内プール	個人 利用	当日券一般	夏期	夜間	210 円	210 円
屋内プール	個人 利用	当日券一般	通常期	午前	310 円	310 円
屋内プール	個人 利用	当日券一般	通常期	午後 1	310 円	310 円
屋内プール	個人 利用	当日券一般	通常期	午後 2	310 円	310 円
屋内プール	個人 利用	当日券一般	通常期	夜間	310 円	310 円
屋内プール	個人 利用	当日券 生徒等 及び 70 歳以上 の者	夏期	午前	110 円	110 円
屋内プール	個人 利用	当日券 生徒等 及び 70 歳以上 の者	夏期	午後 1	110 円	110 円
屋内プール	個人 利用	当日券 生徒等 及び 70 歳以上 の者	夏期	午後 2	110 円	110 円

		歳以上 の者				
屋内プール	個人 利用	当日券 生徒等 及び 70 歳以上 の者	夏期	夜間	110 円	110 円
屋内プール	個人 利用	当日券 生徒等 及び 70 歳以上 の者	通常期	午前	160 円	160 円
屋内プール	個人 利用	当日券 生徒等 及び 70 歳以上 の者	通常期	午後 1	160 円	160 円
屋内プール	個人 利用	当日券 生徒等 及び 70 歳以上 の者	通常期	午後 2	160 円	160 円
屋内プール	個人 利用	当日券 生徒等 及び 70 歳以上 の者	通常期	夜間	160 円	160 円
屋内プール	個人 利用	整理券一般	夏期	1 人 1 回 1 時 間につき	100 円	100 円
屋内プール	個人 利用	整理券一般	通常期	1 人 1 回 1 時 間につき	150 円	150 円
屋内プール	個人 利用	整理券 生徒等 及び 70 歳以上 の者	夏期	1 人 1 回 1 時 間につき	50 円	50 円
屋内プール	個人 利用	整理券 生徒等 及び 70 歳以上 の者	通常期	1 人 1 回 1 時 間につき	80 円	80 円
屋内プール	個人 利用	回数券 (11 回 分) 一般	夏期		2, 100 円	2, 100 円
屋内プール	個人 利用	回数券 (11 回 分) 一般	通常期		3, 100 円	3, 100 円

屋内プール	回数券(11 回分) 個人 利用 生徒等及び 70 歳 以上の者	夏期		1, 100 円	1, 100 円
屋内プール	回数券(11 回分) 個人 利用 生徒等及び 70 歳 以上の者	通常期		1, 600 円	1, 600 円

備考

- 1 2 以上の時間区分を連続して利用する場合の利用料金は、各時間区分の金額を合計した額とする。
- 2 利用許可を受けた時間区分を延長して次に掲げる時間を専用利用する場合の当該時間の利用料金は、次に定める額とする。
 - (1) 正午から午後 1 時までの時間 この表の午前の区分における金額の 2 分の 1 に相当する額
 - (2) 午後 3 時から午後 3 時 30 分までの時間 この表の午後 1 の区分における金額の 4 分の 1 に相当する額
 - (3) 午後 5 時 30 分から午後 6 時 30 分までの時間 この表の午後 2 の区分における金額の 4 分の 1 に相当する額と夜間の区分における金額の 4 分の 1 に相当する額を合算した額
- 3 条例第 5 条第 3 項の規定により開場時間を変更した場合の当該変更した時間に係る利用料金は、1 時間（1 時間に満たないときは、1 時間とみなす。）につき、午前 6 時から午前 10 時までにあつてはこの表の午前の区分における金額の 2 分の 1 に相当する額と、午後 8 時 30 分から翌日の午前 6 時までにあつてはこの表の夜間の区分における金額の 2 分の 1 に相当する額とする。
- 4 利用者が、入場料又はこれに類するものを徴収する場合の利用料金は、この表による金額の 3 倍の額とする。
- 5 土曜日、日曜日、休日及び条例第 6 条第 3 項の規定により休場日を変更した日に専用利用する場合（会議室を使用する場合を除く。）の利用料金の限度額は、この表による金額に当該額の 2 割に相当する額を加算した額とする。
- 6 利用料金の計算において 10 円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

(3) テニスコート

施設名	利用区分	単位	条例での 限度額	承認額
テニスコート	一般	1 面 1 利用区分帯 ごと	1,220 円	1,220 円
	生徒等及び 70 歳以上の者	1 面 1 利用区分帯 ごと	860 円	860 円
壁打ちコート	一般	1 面 1 利用区分帯 ごと	270 円	270 円
	生徒等及び 70 歳以上の者	1 面 1 利用区分帯 ごと	190 円	190 円

備考

- 「1 利用区分帯」とは、条例第 5 条第 1 項の開場時間を当該開場時間の開始時刻から、テニスコートにあっては 2 時間まで、壁打ちコートにあっては 1 時間までごとに区分した時間帯をいう。ただし、利用の当日において、新たに同日のテニスコートの利用に係る条例第 7 条第 1 項の規定による利用の許可を受けて利用する場合における新たな許可に係る時間については、1 時間までごとに区分した時間帯とし、その場合の利用料金は、1 利用区分帯につき 610 円とする。
- 条例第 5 条第 3 項の規定により開場時間を変更した場合の当該変更した時間に係る利用料金は、1 時間（1 時間に満たないときは、1 時間とみなす。）につき次に掲げる区分に応じ、次に定める額とする。
 - テニスコート この表による金額の 2 分の 1 に相当する額
 - 壁打ちコート この表による金額に相当する額
- 利用者が、入場料又はこれに類するものを徴収する場合の利用料金は、この表による金額の 3 倍の額とする。
- 条例第 6 条第 3 項の規定により休場日を変更した日に専用利用する場合の利用料金は、この表による金額に当該額の 2 割に相当する額を加算した額とする。
- 利用料金の計算において 10 円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

(4) ターゲットバードゴルフ場

施設名	利用区分		単位	条例での 限度額	承認額
ターゲット バードゴル フ場	専用 利用	アマチュアスポーツ 又は レクリエーションに 利用する場合 一般	午前	9,570 円	9,570 円
ターゲット バードゴル フ場	専用 利用	アマチュアスポーツ 又は レクリエーションに 利用する場合 一般	午後	12,760 円	12,760 円
ターゲット バードゴル フ場	専用 利用	アマチュアスポーツ 又は レクリエーションに 利用する場合 生徒等及 び 70 歳以 上の者	午前	6,720 円	6,720 円
ターゲット バードゴル フ場	専用 利用	アマチュアスポーツ 又は レクリエーションに 利用する場合 生徒等及 び 70 歳以 上の者	午後	8,960 円	8,960 円
ターゲット バードゴル フ場	専用 利用	その他の場合	午前	47,850 円	47,850 円
ターゲット バードゴル フ場	専用 利用	その他の場合	午後	63,800 円	63,800 円
ターゲット バードゴル フ場	個人 利用	当日券 一般	1 人 1 プレ イにつき	310 円	310 円
ターゲット バードゴル フ場	個人 利用	当日券 生徒等及 び 70 歳以 上の者	1 人 1 プレ イにつき	160 円	160 円
ターゲット バードゴル フ場	個人 利用	回数券(11 枚つ づり) 一般	1 枚の利用 は 1 人 1 プ レイ	3,100 円	3,100 円
ターゲット バードゴル フ場	個人 利用	回数券(11 枚つ づり) 生徒等及 び 70 歳以 上の者	1 枚の利用 は 1 人 1 プ レイ	1,600 円	1,600 円

備考

- 1 午前及び午後の時間区分を連続して利用する場合の利用料金は、各時間区分の金額を合計

した額とする。

- 2 利用許可を受けた時間区分を延長して正午から午後 1 時までの時間を専用利用する場合の当該時間の利用料金は、この表の午前の区分における金額の 3 分の 1 に相当する額とする。
- 3 条例第 5 条第 3 項の規定により開場時間を変更した場合の当該変更した時間に係る利用料金は、1 時間（1 時間に満たないときは、1 時間とみなす。）につき、午前 6 時から午前 9 時までにあつてはこの表の午前の区分における金額の 3 分の 1 に相当する額と、午後 5 時から翌日の午前 6 時までにあつてはこの表の午後の区分における金額の 4 分の 1 に相当する額とする。
- 4 利用者が、入場料又はこれに類するものを徴収する場合の利用料金は、この表による金額の 3 倍の額とする。
- 5 条例第 6 条第 3 項の規定により休場日を変更した日に専用利用する場合の利用料金は、この表による金額に当該額の 2 割に相当する額を加算した額とする。
- 6 利用料金の限度額の計算において 10 円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

(5) グラウンドゴルフ場

施設名	利用区分		単位	条例での 限度額	承認額
グラウンド ゴルフ場	専用 利用	アマチュアスポーツ 又は レクリエーションに 利用する場合 一般	午前	4,770 円	4,770 円
グラウンド ゴルフ場	専用 利用	アマチュアスポーツ 又は レクリエーションに 利用する場合 一般	午後	6,360 円	6,360 円
グラウンド ゴルフ場	専用 利用	アマチュアスポーツ 又は レクリエーションに 利用する場合 生徒等及 び 70 歳以 上の者	午前	3,360 円	3,360 円
グラウンド ゴルフ場	専用 利用	アマチュアスポーツ 又は レクリエーションに 利用する場合 生徒等及 び 70 歳以 上の者	午後	4,480 円	4,480 円
グラウンド ゴルフ場	専用 利用	その他の場合	午前	23,850 円	23,850 円
グラウンド ゴルフ場	専用 利用	その他の場合	午後	31,800 円	31,800 円
グラウンド ゴルフ場	個人 利用	当日券 一般	1 人 1 プレ イにつき	210 円	210 円
グラウンド ゴルフ場	個人 利用	当日券 生徒等及 び 70 歳以 上の者	1 人 1 プレ イにつき	110 円	110 円
グラウンド ゴルフ場	個人 利用	回数券(11 枚つ ぶり) 一般	1 枚の利用 は 1 人 1 プ レイ	2,100 円	2,100 円
グラウンド ゴルフ場	個人 利用	回数券(11 枚つ ぶり) 生徒等及 び 70 歳以 上の者	1 枚の利用 は 1 人 1 プ レイ	1,100 円	1,100 円

備考

- 1 午前及び午後の時間区分を連続して利用する場合の利用料金は、各時間区分の金額の合計した額とする。
- 2 利用許可を受けた時間区分を延長して正午から午後 1 時までの時間を専用利用する場合

の当該時間の利用料金は、この表の午前の区分における金額の3分の1に相当する額とする。

- 3 条例第5条第3項の規定により開場時間を変更した場合の当該変更した時間に係る利用料金は、1時間（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）につき、午前6時から午前9時までにあつてはこの表の午前の区分における金額の3分の1に相当する額と、午後5時から翌日の午前6時までにあつてはこの表の午後の区分における金額4分の1に相当する額とする。
- 4 利用者が、入場料又はこれに類するものを徴収する場合の利用料金は、この表による金額の3倍の額とする。
- 5 条例第6条第3項の規定により休場日を変更した日に専用利用する場合の利用料金は、この表による金額に当該額の2割に相当する額を加算した額とする。
- 6 利用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

(6) 野球場

施設名	利用区分	単位	条例での 限度額	承認額
野球場	アマチュアスポーツ又は レクリエーションに利用 する場合 一般	午前	6,270 円	6,270 円
野球場	アマチュアスポーツ又は レクリエーションに利用 する場合 一般	午後	8,360 円	8,360 円
野球場	アマチュアスポーツ又は レクリエーションに利用 する場合 一般	夜間	6,270 円	6,270 円
野球場	アマチュアスポーツ又は レクリエーションに利用 する場合 生徒等及 び 70 歳以 上の者	午前	4,410 円	4,410 円
野球場	アマチュアスポーツ又は レクリエーションに利用 する場合 生徒等及 び 70 歳以 上の者	午後	5,880 円	5,880 円
野球場	アマチュアスポーツ又は レクリエーションに利用 する場合 生徒等及 び 70 歳以 上の者	夜間	4,410 円	4,410 円
野球場	その他の場合	午前	31,350 円	31,350 円
野球場	その他の場合	午後	41,800 円	41,800 円
野球場	その他の場合	夜間	31,350 円	31,350 円
野球場	会議室	午前	1,560 円	1,560 円
野球場	会議室	午後	2,080 円	2,080 円
野球場	会議室	夜間	3,120 円	3,120 円

備考

- 2 以上の時間区分を連続して利用する場合の利用料金は、各時間区分の金額を合計した額とする。
- 利用許可を受けた時間区分を延長して正午から午後 1 時までの時間又は午後 5 時から午後 6 時までの時間を利用する場合の当該時間の利用料金は、正午から午後 1 時までの時間にあつてはこの表の午前の区分における金額の 3 分の 1 に相当する額と、午後 5 時から午後 6 時までの時間にあつてはこの表の午後の区分における金額の 4 分の 1 に相当する額とする。
- 条例第 5 条第 3 項の規定により開場時間を変更した場合の当該変更した時間に係る利用

料金は、1 時間（1 時間に満たないときは、1 時間とみなす。）につき、午前 6 時から午前 9 時までにあつてはこの表の午前の区分における金額の 3 分の 1 に相当する額と、午後 9 時から翌日の午前 6 時までにあつてはこの表の夜間の区分における金額の 3 分の 1 に相当する額とする。

- 4 利用者が、入場料又はこれに類するものを徴収する場合の利用料金は、この表による金額の 3 倍の額とする。
- 5 条例第 6 条第 3 項の規定により休場日を変更した日に利用する場合の利用料金は、この表による金額に当該額の 2 割に相当する額を加算した額とする。
- 6 利用料金の計算において 10 円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

(7) 附帯設備等

施設名	利用区分	単位	承認額	備考
会議室		1 時間につき	310 円	310 円
附帯設備(照明施設)	陸上競技場 全点灯	1 時間につき	2,770 円	2,770 円
附帯設備(照明施設)	陸上競技場 半点灯	1 時間につき	1,380 円	1,380 円
附帯設備(照明施設)	テニスコート	1 面 1 時間につき	260 円	260 円
附帯設備(照明施設)	壁打ちコート	1 面 1 時間につき	130 円	130 円
附帯設備(照明施設)	野球場 全点灯	1 時間につき	4,710 円	4,710 円
附帯設備(照明施設)	野球場 3 分の 2 点灯	1 時間につき	3,140 円	3,140 円
附帯設備(照明施設)	野球場 半点灯	1 時間につき	2,610 円	2,610 円
附帯設備(その他)	放送設備	一式 1 回につき	1,100 円	1,100 円
附帯設備(その他)	コードリール	1 巻 1 回につき	100 円	100 円
附帯設備(その他)	指令台	1 台 1 回につき	210 円	210 円
附帯設備(その他)	表彰台	1 組 1 回につき	210 円	210 円
附帯設備(その他)	補助椅子	1 脚 1 回につき	20 円	20 円
附帯設備(その他)	長椅子	1 脚 1 回につき	30 円	30 円
附帯設備(その他)	折り畳み机	1 脚 1 回につき	40 円	40 円
附帯設備(その他)	ストップウォッチ	1 個 1 回につき	20 円	20 円
附帯設備(その他)	小運動用具	1 個 1 回につき	20 円	20 円
附帯設備(その他)	陸上競技用具	一式 1 回につき	4,260 円	4,260 円

附帯設備(その他)	サッカー競技用具	一式1回につき	1,050 円	1,050 円
附帯設備(その他)	ラグビー競技用具	一式1回につき	1,050 円	1,050 円
附帯設備(その他)	ピストル	1丁1回につき	20 円	20 円
附帯設備(その他)	バトン	1本1回につき	20 円	20 円
附帯設備(その他)	スターティングブロック	1台1回につき	30 円	30 円
附帯設備(その他)	やり	1本1回につき	50 円	50 円
附帯設備(その他)	円盤	1個1回につき	50 円	50 円
附帯設備(その他)	砲丸	1個1回につき	50 円	50 円
附帯設備(その他)	ハンマー	1個1回につき	50 円	50 円
附帯設備(その他)	ハードル	1台1回につき	30 円	30 円
附帯設備(その他)	走高跳用器具	一式1回につき	530 円	530 円
附帯設備(その他)	棒高跳用器具	一式1回につき	530 円	530 円
附帯設備(その他)	3000 メートル障害物	一式1回につき	530 円	530 円
附帯設備(その他)	距離測定器	1台1回につき	30 円	30 円
附帯設備(その他)	リボンロッド	1個1回につき	30 円	30 円
附帯設備(その他)	ライン引器	1台1回につき	50 円	50 円
附帯設備(その他)	テント	1張1回につき	210 円	210 円
附帯設備(その他)	電光掲示板	屋内プール用 一式1回につき	2,200 円	2,200 円
附帯設備(その他)	ビート板	屋内プール用 1枚1回につき	20 円	20 円

附帯設備(その他)	浮島	屋内プール用	1組1回につき	210 円	210 円
附帯設備(その他)	ターゲットバードゴルフ用クラブ		1本1プレイにつき	100 円	100 円
附帯設備(その他)	ターゲットバードゴルフ用スイングマット		1枚1プレイにつき	50 円	50 円
附帯設備(その他)	ターゲットバードゴルフ用羽球		1個1プレイにつき	50 円	50 円
附帯設備(その他)	グラウンドゴルフ用スティック		1本1プレイにつき	100 円	100 円
附帯設備(その他)	グラウンドゴルフ用ボール		1個1プレイにつき	50 円	50 円
附帯設備(その他)	野球場本部席		一式1回につき	3,140 円	3,140 円
附帯設備(その他)	コインロッカー		1個1回につき	50 円	50 円
附帯設備(その他)	コインロッカー	屋内プール用	1個1回につき	20 円	20 円
附帯設備(その他)	シャワー	クラブハウス用	1基1人1回につき	50 円	50 円

図 1

位置図



使用箇所図

